2024 年版
地下水年報

西条市　環境政策課

…… 目 次 ……

1　西条市について　…… 2
2　気象状況について　…… 3
⑴　気温
⑵　降水量
3　地下水位等について　…… 7
⑴　観測井
⑵　地下水位等測定結果
⑶　加茂川の流量（長瀬取水堰での流量）と地下水位の関係
【参考資料】
西条市地下水の流れ ・ 地下水位分布・
西条市浅層地下水の地下水面分布と自噴エリア ・
地下水流動概念図（自噴機構断面図） ・ うちぬき工事の今昔
西条市内河川位置図
4　地下水の水質について　…… 29
⑴　地下水水質調査地点
⑵　地下水水質調査結果
5　地下水利用状況について　…… 66
⑴　上水道・簡易水道利用の生活用水
⑵　農業用水
⑶　工業用水
6　地下水の保全について　…… 72
⑴　西条市河川の清流を守る条例（要旨）
⑵　西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（抜粋）

≪ 資 料 編 ≫

1　地下水パンフレット　～未来につなぐ　さいじょうの地下水～　… 78
2　西条市河川の清流を守る条例（全文）　…… 82
2　西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（全文）　87
3　水利権について　…… 104
4　加茂川利水現況図　…… 106

1　西条市について

地勢

本市は、面積 510.01 平方キロメートル。東西最長距離 29.71 キロメートル、南北最長距離 25.86 キロメートル。愛媛県内では、久万高原町、西予市に次ぐ第 3 位の面積を有しており、南は西日本最高峰の石鎚山、北は瀬戸内海に面する、海と平野と山がそろった風光明媚なところです。

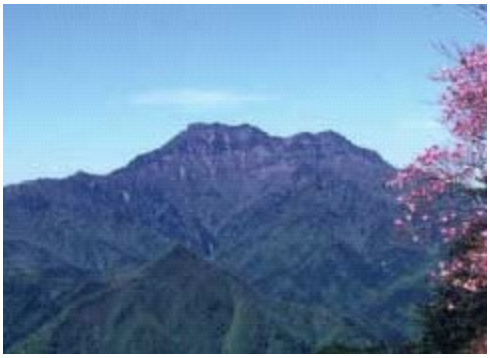

石鎚山

河原津海岸

水

本市は、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたって形成されており、一帯では 15～20 メートルの鉄パイプを打ち込むだけで、良質かつ豊富な地下水が自然に湧き出てきます。その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、飲料水としての利用はもちろん、数々の利水産業の興隆を促してきました。

本市が「水の都」と呼ばれるゆえんであり、環境庁（現環境省）の「名水百選」や、国土庁（現国土交通省）の「水の郷」に認定され、平成７年と８年には岐阜県で行われた全国利き水大会で 2 年連続全国 1 位に選ばれるなど、そのおいしさも認められています。

うちぬき

2　気象状況について

本市の平野部は、温暖で降水量が少ない瀬戸内気候区に属し、山地部は、降水量が多い山岳気候区に属しています。

(1)　気温

出典：気象庁

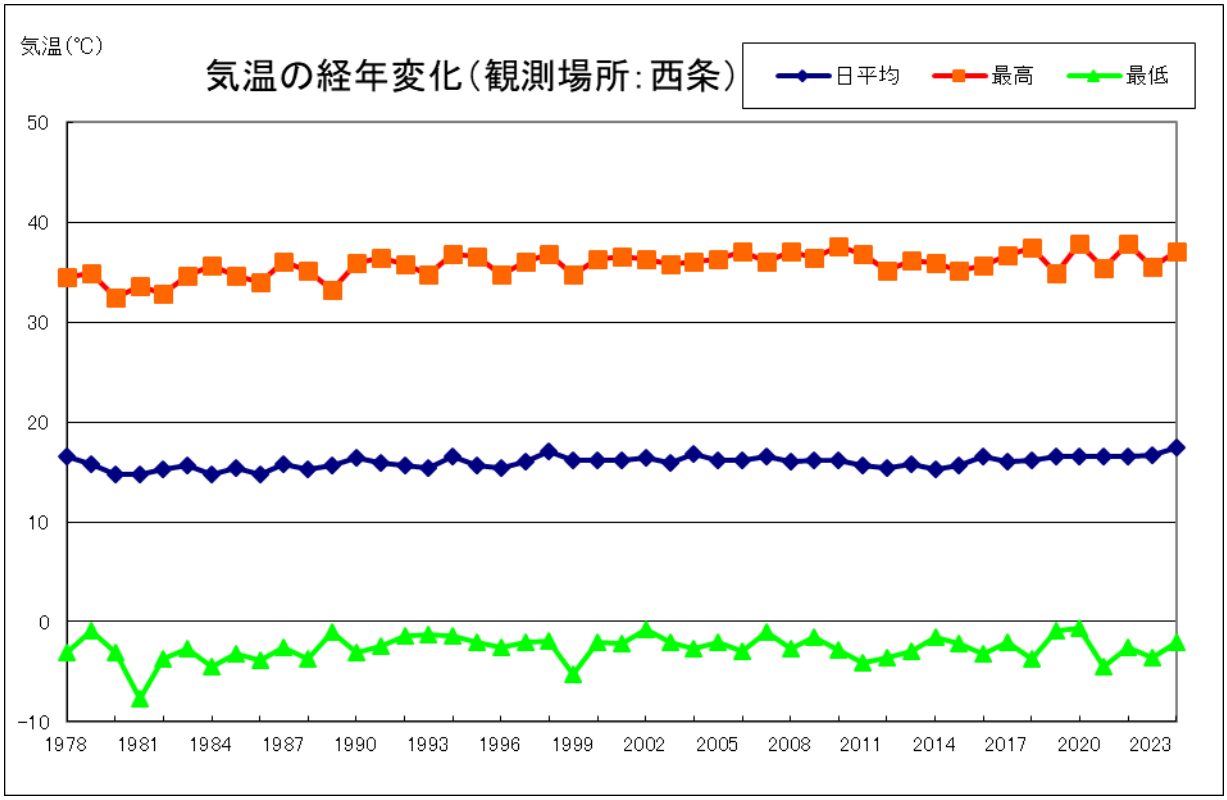

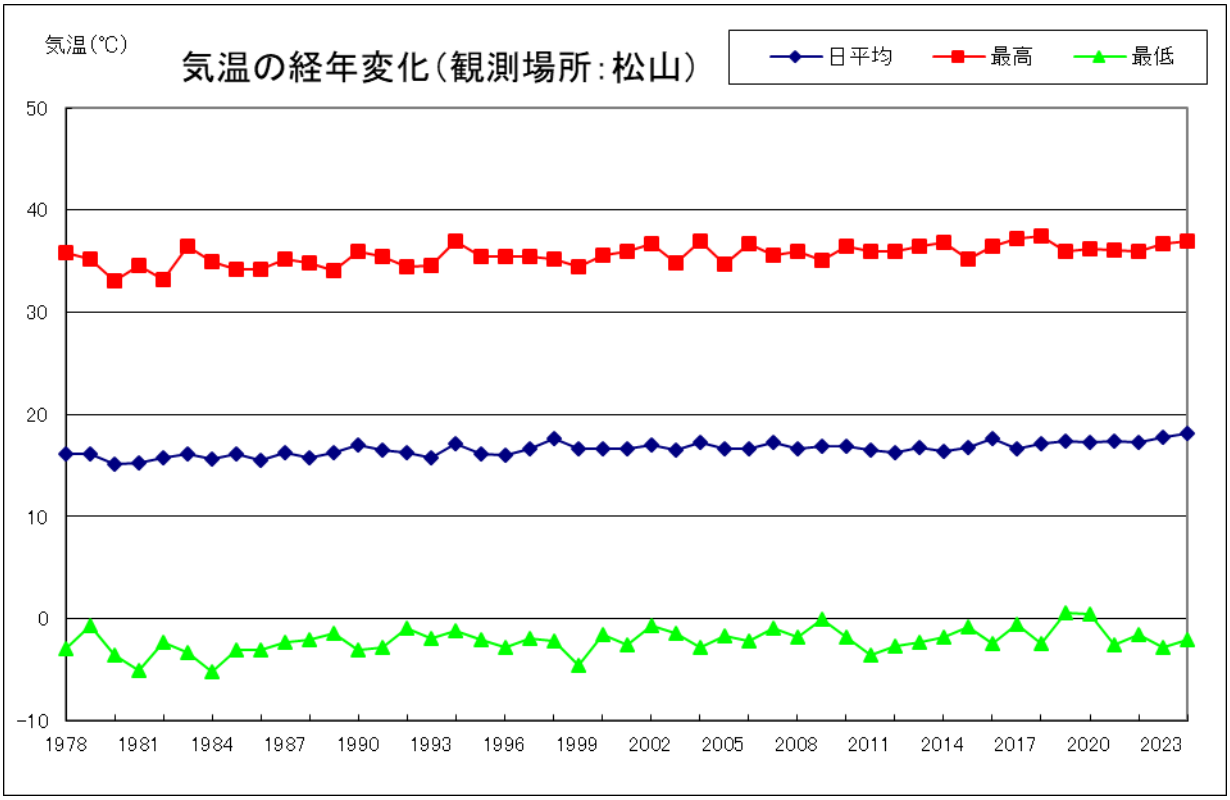

⑵　降水量

出典：気象庁

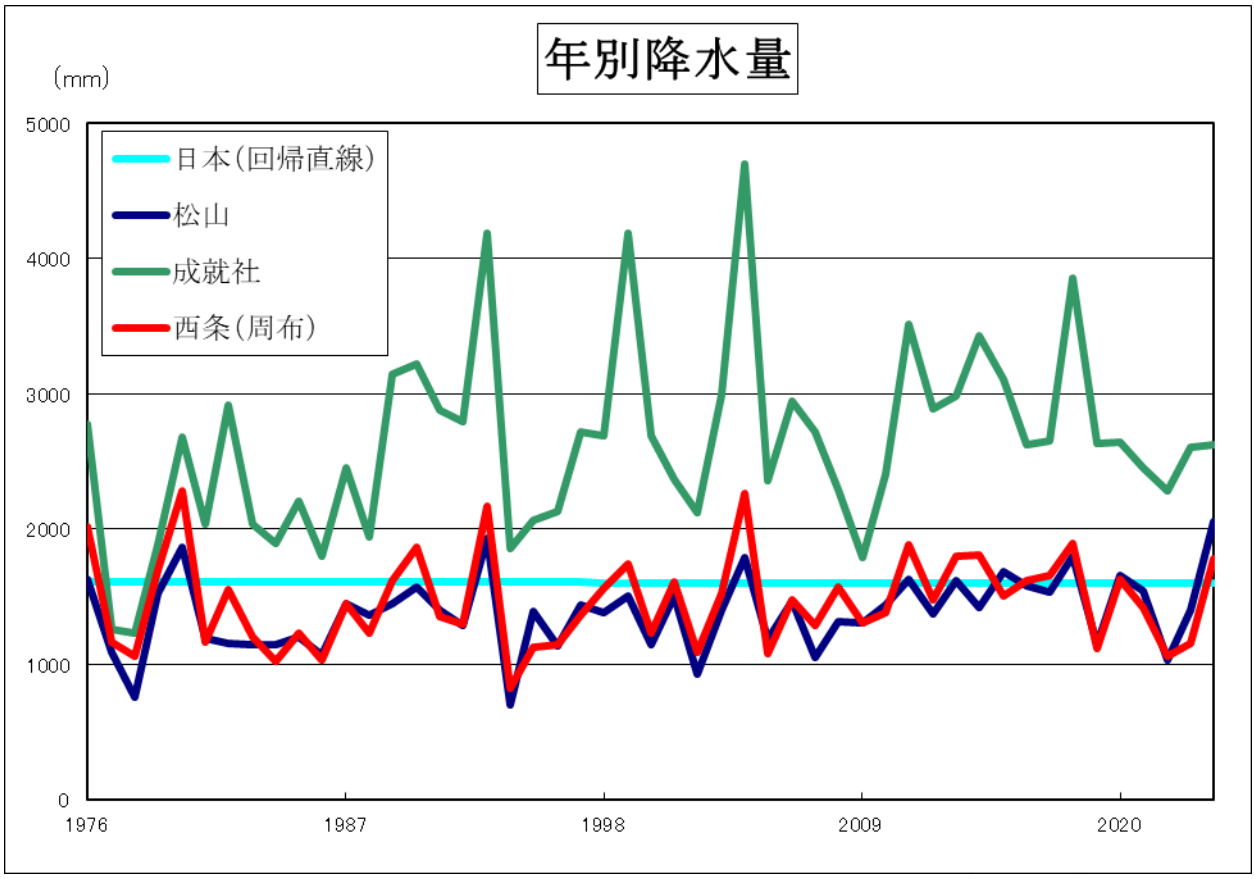

資料：西条東消防署

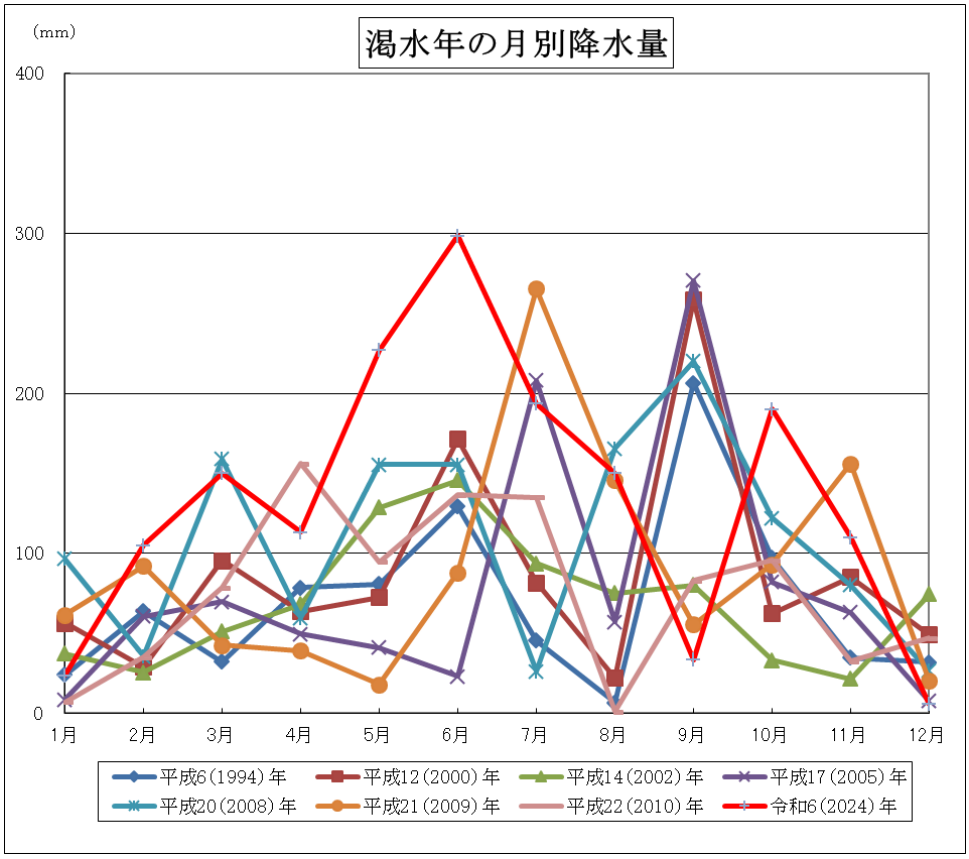

※令和６（2024）年は渇水年ではないが、比較として記載

渇水年の日別降水量－１

※令和６（2024）年は渇水年ではないが、比較として記載

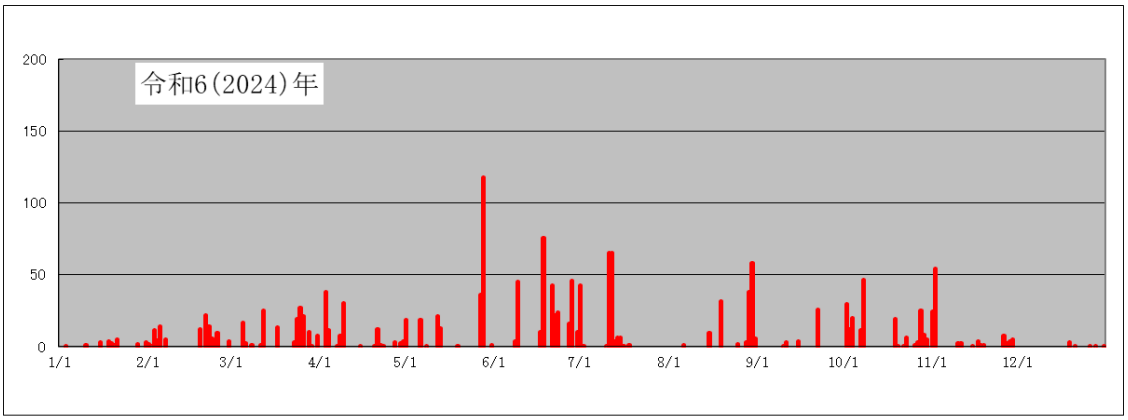

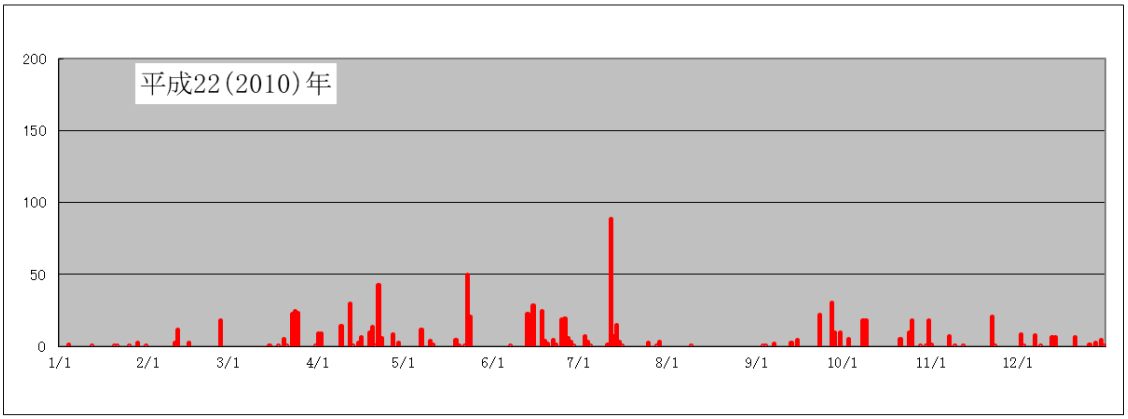

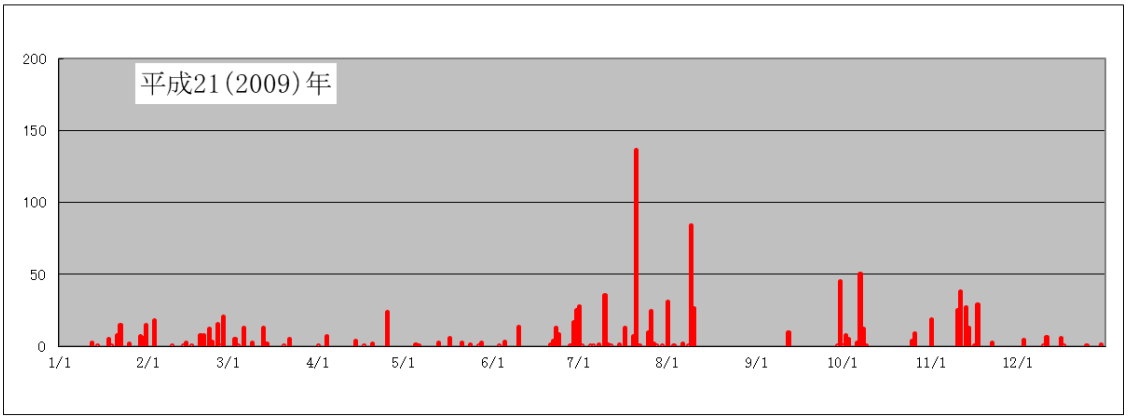

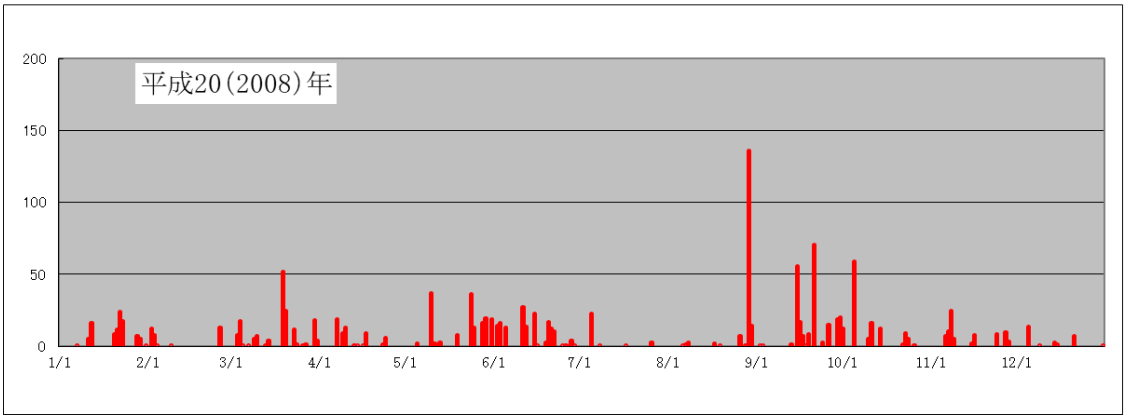

渇水年の日別降水量－２

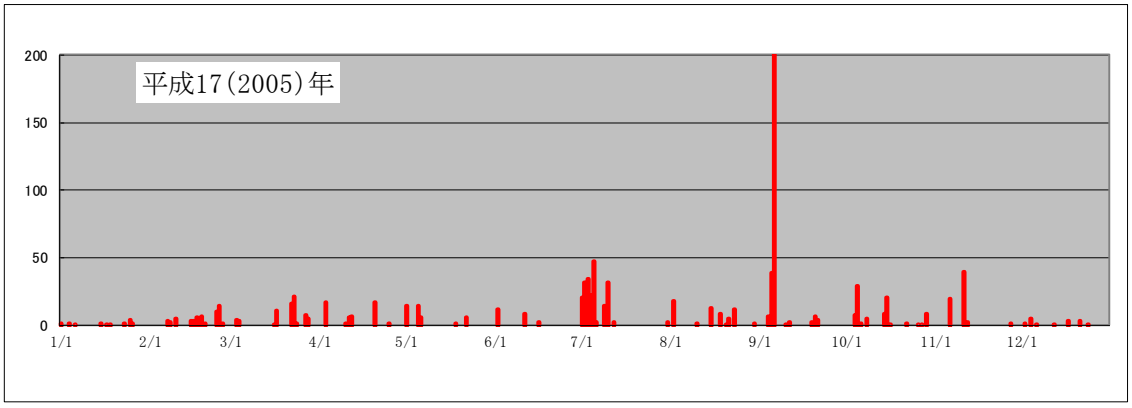
平成17(2005)年
200
150
100
50
0
1/1
2/1
3/1
4/1
5/1
6/1
7/1
8/1
9/1
10/1
11/1
12/1

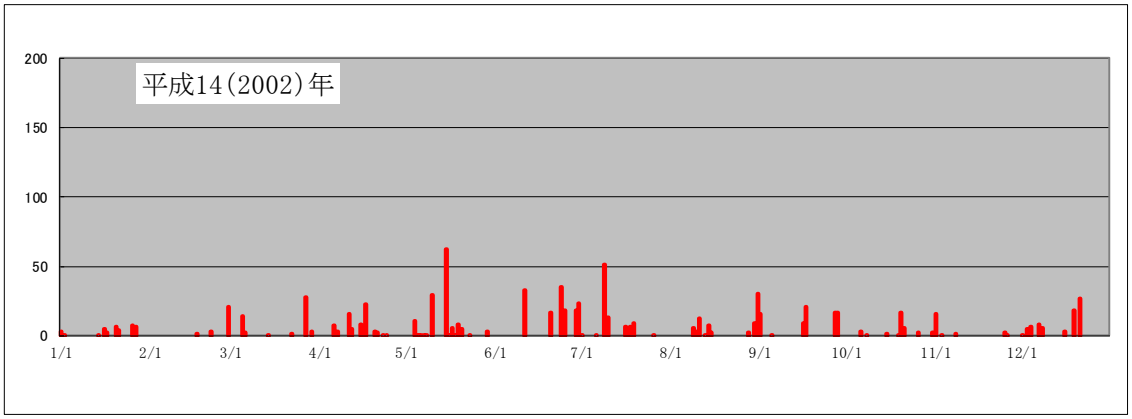
平成14(2002)年
200
150
100
50
0
1/1
2/1
3/1
4/1
5/1
6/1
7/1
8/1
9/1
10/1
11/1
12/1

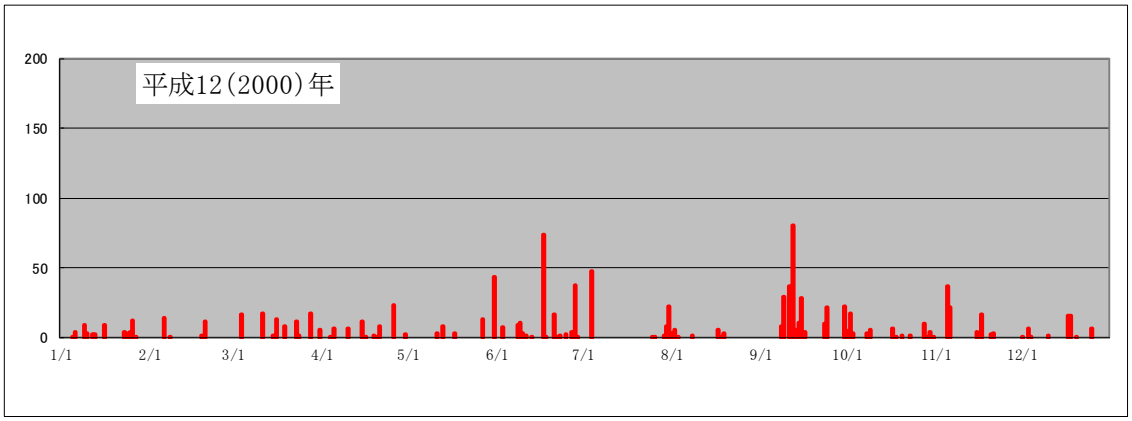
平成12(2000)年
200
150
100
50
0
1/1
2/1
3/1
4/1
5/1
6/1
7/1
8/1
9/1
10/1
11/1
12/1

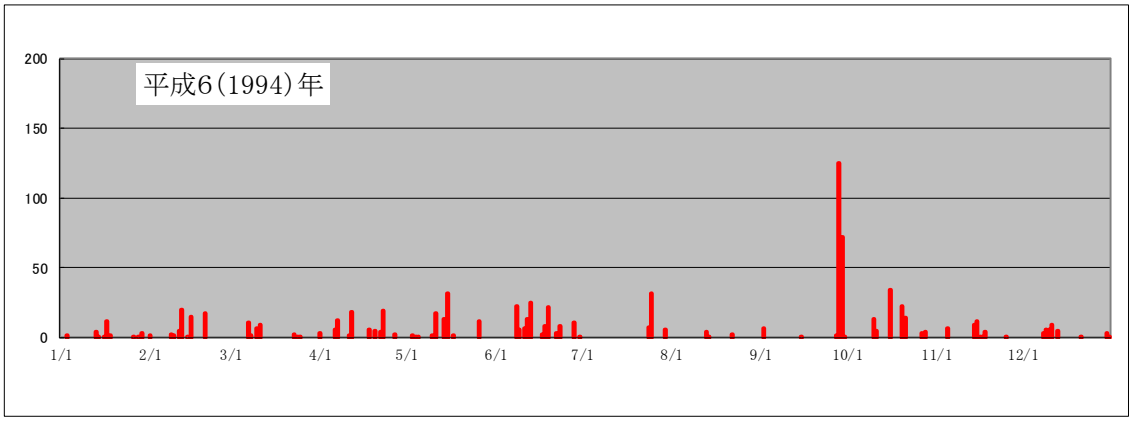
平成6(1994)年
200
150
100
50
0
1/1
2/1
3/1
4/1
5/1
6/1
7/1
8/1
9/1
10/1
11/1
12/1

3　地下水位等について

本市では、市内の 23 の観測地点において地下水位の観測を実施しています。
（観測井戸の詳細なデータは次ページを参照）

⑴　観測井

地下水観測井戸一覧

番号	観測井戸名	設置年月日	観測開始年月日	管頭高（標高:m）	地盤高（標高:m）	深　度（m）	口　径（mm）	ストレーナー（地表面下:m）	観測項目 水　位	観測方法
1	鷹丸	S52.1	S52.1	3.900	2.106	20	75	17.0～20.0	○	自記水位計
2	西条小学校	S54.4	S54.5	3.263	1.378	20	125	17.0～19.0	○	自記水位計
3	市塚	S51.4	S51.5	2.475	0.605	20	125	17.0～20.0	○	自記水位計
4	禎瑞小学校	S44.3	S54.12	1.290	-0.200	80	300	59.0～77.0	○	自記水位計
6	玉津小学校	S44.3	S54.7	4.499	2.300	50	300	31.0～49.0	○	自記水位計
7	大町小学校	不明	S54.7	5.166	4.876	8.85	150	不明	○	自記水位計
8	神拝小学校	S44.3	S54.7	4.216	2.240	80	300	50.0～68.0	○	自記水位計
15	西条南中学校	S62	H12.4	不明	7.170	16	100	なし	○	自記水位計
18	東予高校1	H6.4	H6.4	6.837	6.227	150	250	84.8～101.3 106.8～134.3	○	自記水位計
19	東予高校2	H6.4	H6.4	6.939	6.268	70	250	37.8～43.3 48.8～65.3	○	自記水位計
20	今在家公園	H6.4	H6.4	4.413	3.854	70	250	31.5～48.0 53.5～59.0	○	自記水位計
21	一ツ橋川	H5.3	H5.4	2.410	1.240	15	75	13.0～15.0	○	自記水位計
22	北条新田	H5.3	H5.4	1.630	0.210	18	50	16.0～18.0	○	自記水位計
23	大新田公園	H6.4	H16.10	1.231	0.339	70	250	42.5～53.5 59.0～64.5	○	自記水位計
24	新川浜橋	S43	H6.4	4.260	1.260	140	300	124.0～142.0	○	自記水位計
25	三芳水源地	H6		20.563	20.055	70	250	31.5～48.053	○	自記水位計
26	北水源地	H8		18.380	18.200	80			○	自記水位計
27	周布	H9	H15.4	9.480	9.210	4			○	自記水位計
29	明理川	H元	H15.4	7.870	6.870	6			○	自記水位計
31	田野上方	不明	H17.4	31.880	31.250	14			○	自記水位計
32	長野	H元	H17.4	44.710	43.810	46			○	自記水位計
33	北川		H17.4	14.980	14.000	13			○	自記水位計
37	蛭子	H6	H17.4	1.460	0.400				○	自記水位計

1　鷹丸


2　西条小学校


3　市塚


4　禎瑞小学校


6　玉津小学校


7　大町小学校


8　神拝小学校


15　西条南中学校


18　東予高校1


19　東予高校2


20　今在家公園


21　一ツ橋川


22　北条新田


23　大新田公園


24　新川浜橋


25　三芳水源地


26　北水源地


27　周布


29　明理川


31　田野上方


32　長野


33　北川


37　蛭子


⑵ － １　地下水位等測定結果　（１～４）

1. 鷹丸

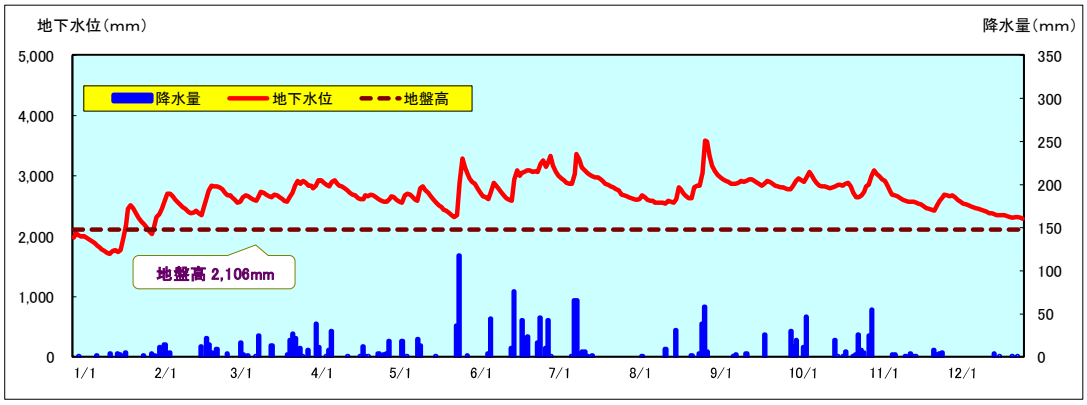

2. 西条小学校

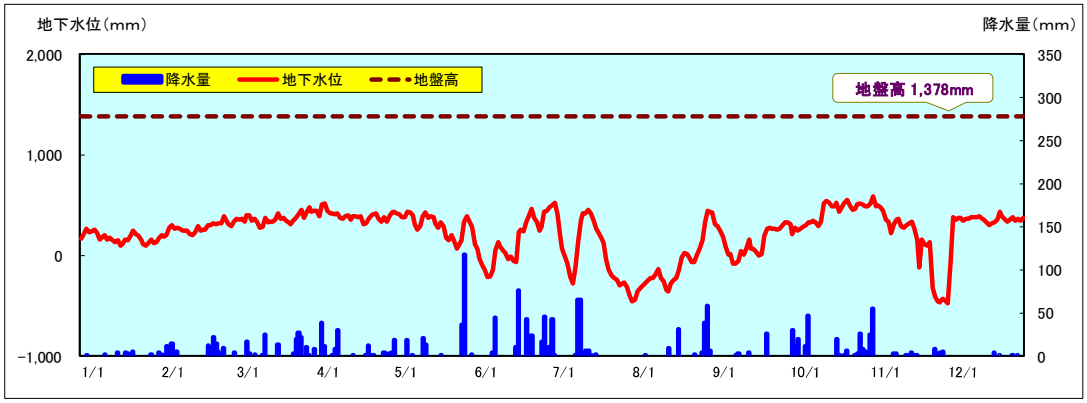

3. 市塚

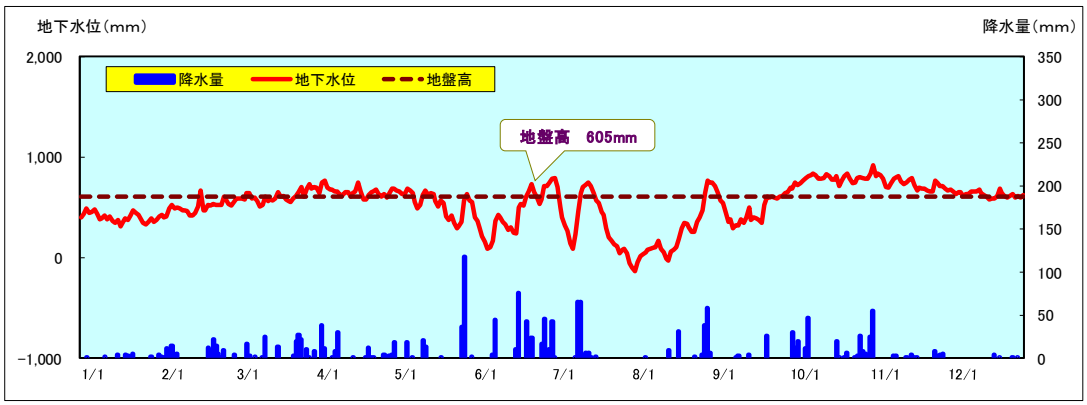

4. 禎瑞小学校

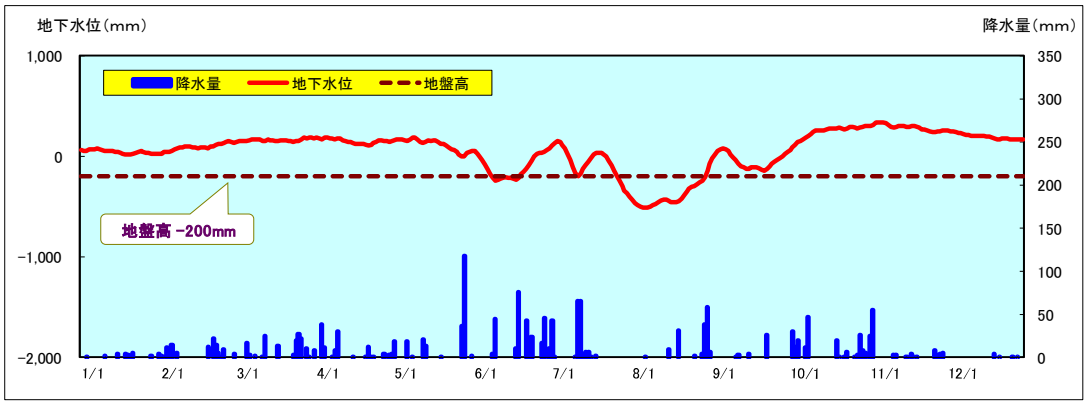

⑵ － ２　　地下水位等測定結果　（６～１５）

6. 玉津小学校

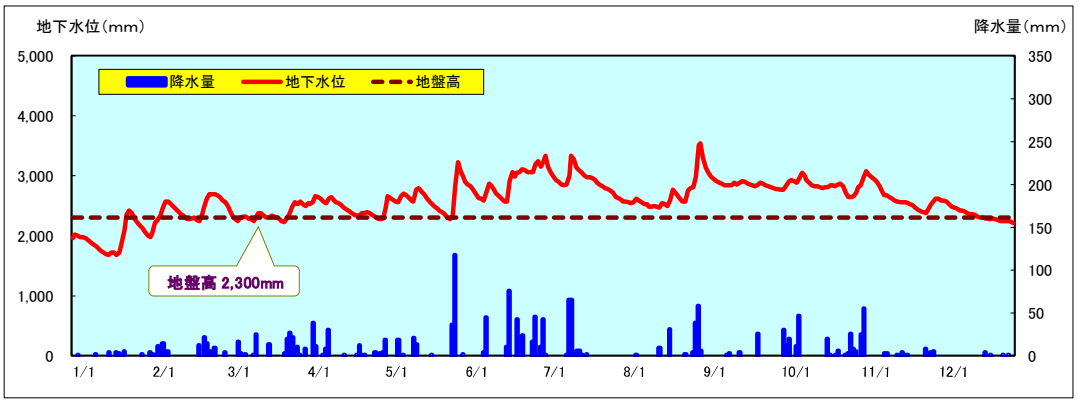

7. 大町小学校

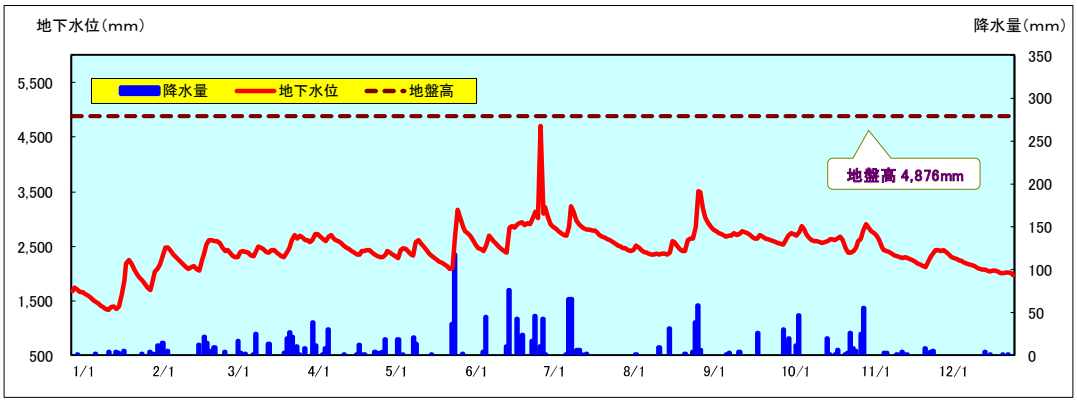

8. 神拝小学校

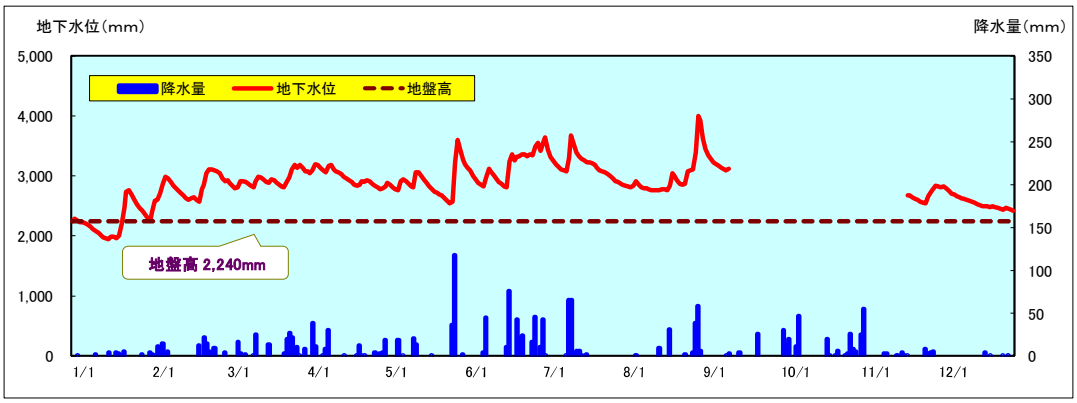

15. 西条南中学校

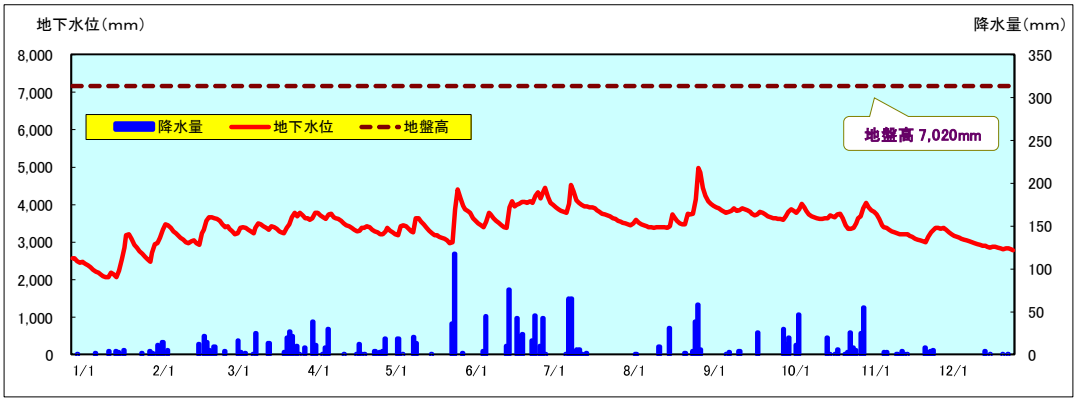

⑵ － ３　地下水位等測定結果　（１８～２１）

18. 東予高校1

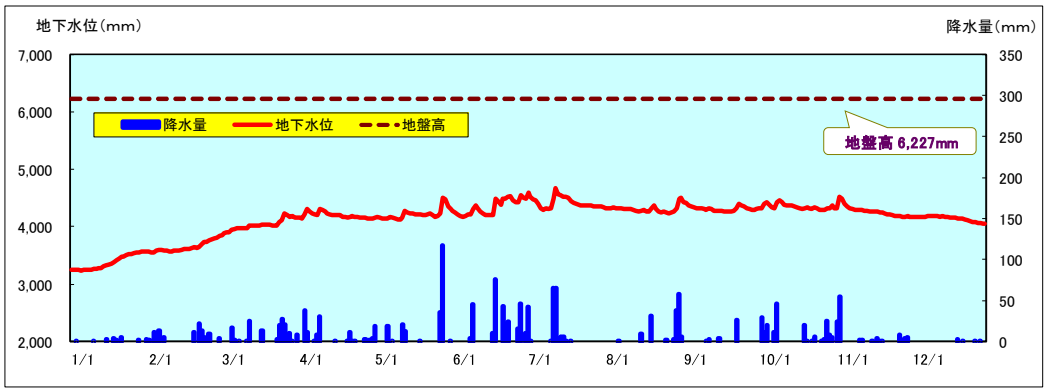

19. 東予高校2

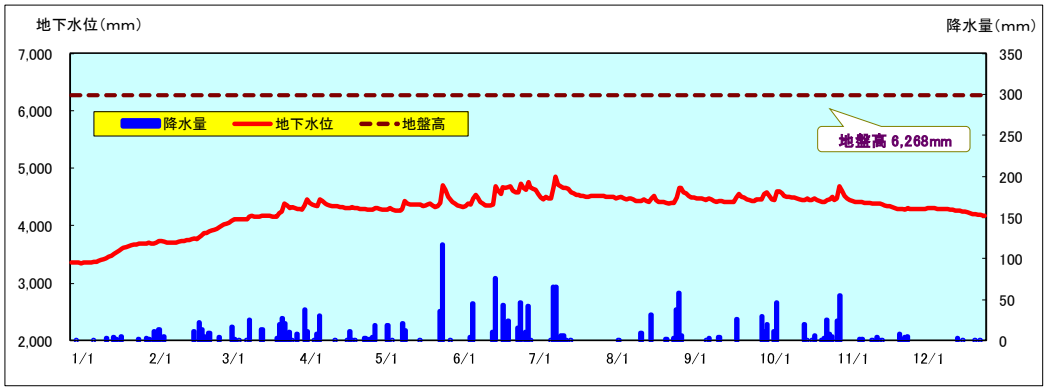

20. 今在家公園

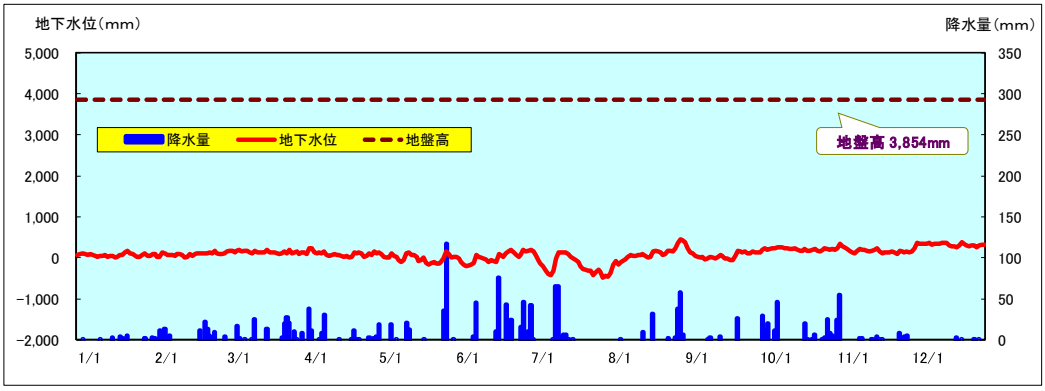

21. 一ツ橋川

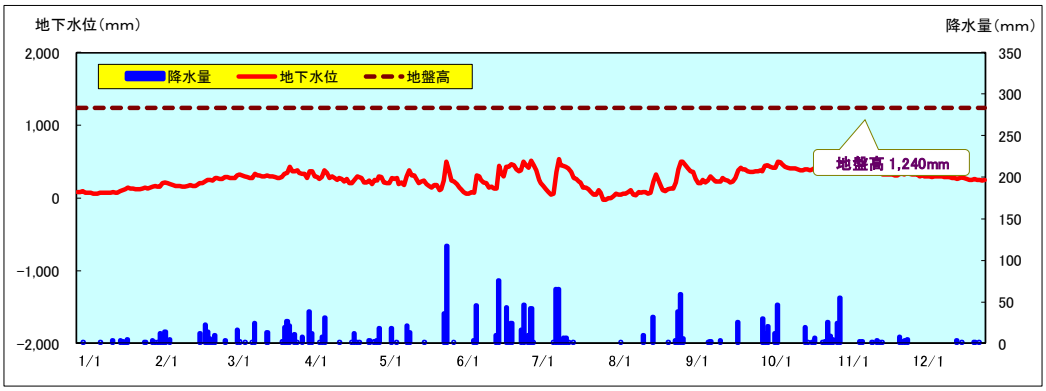

⑵ － ４　地下水位等測定結果　（２２～２５）

22. 北条新田

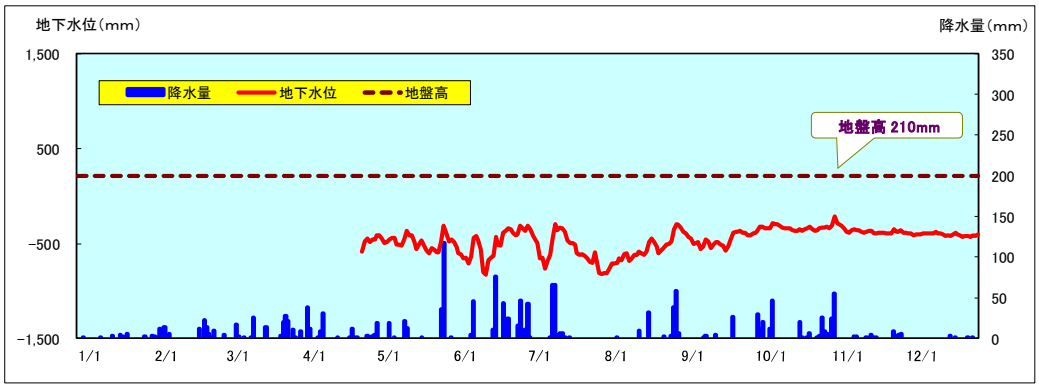

23. 大新田公園

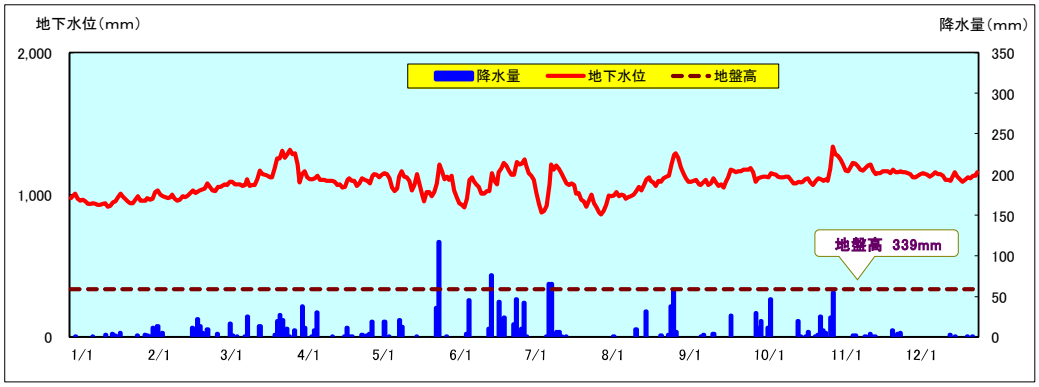

24. 新川浜橋

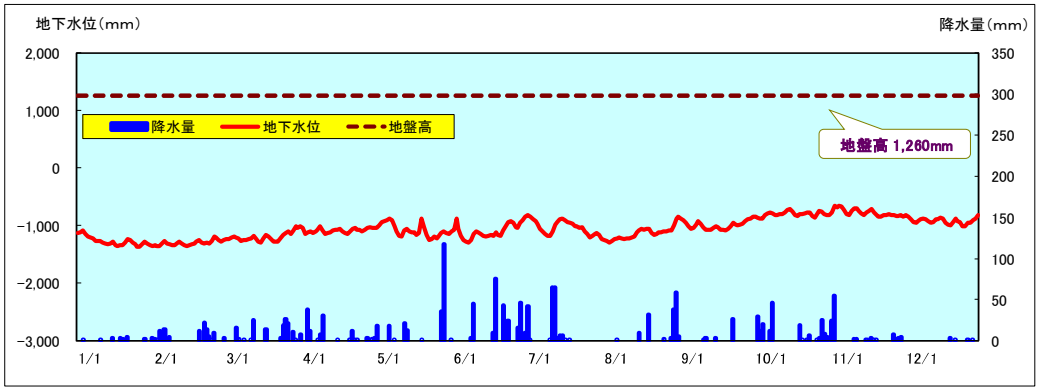

25. 三芳水源地

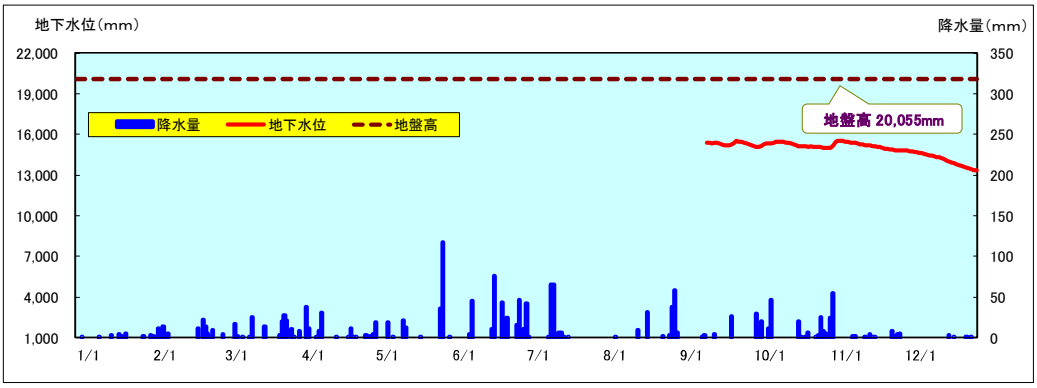

⑵ － ５　地下水位等測定結果　（２６～３１）

26. 北水源地

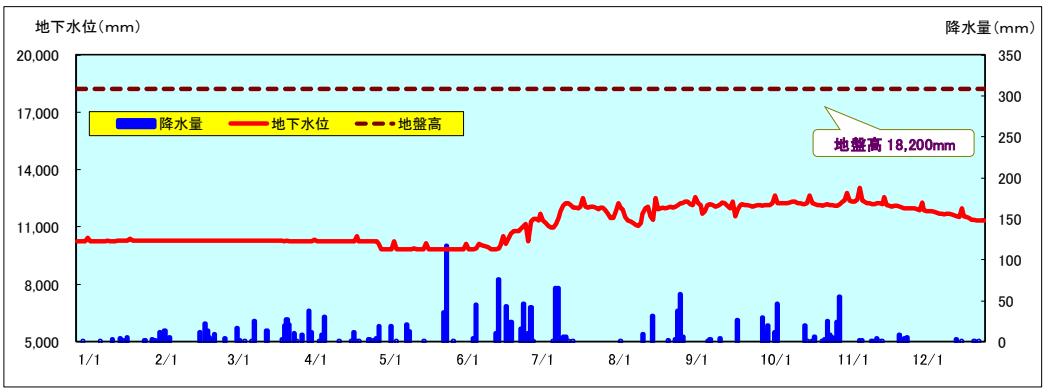

27. 周布

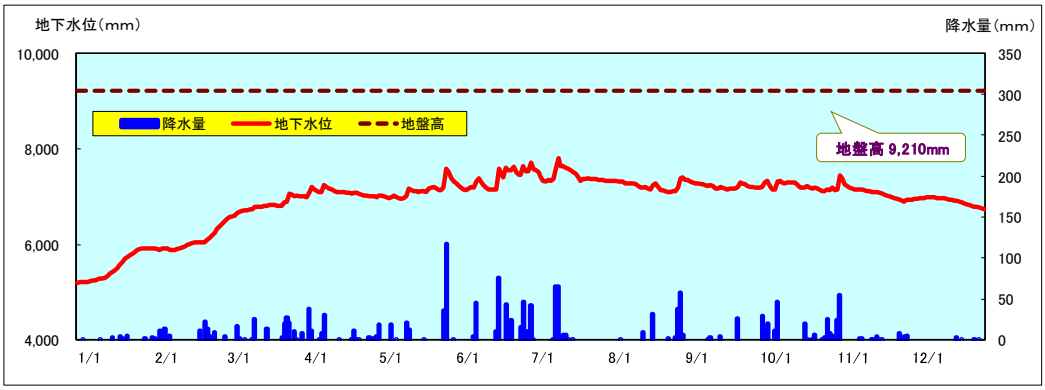

29. 明理川

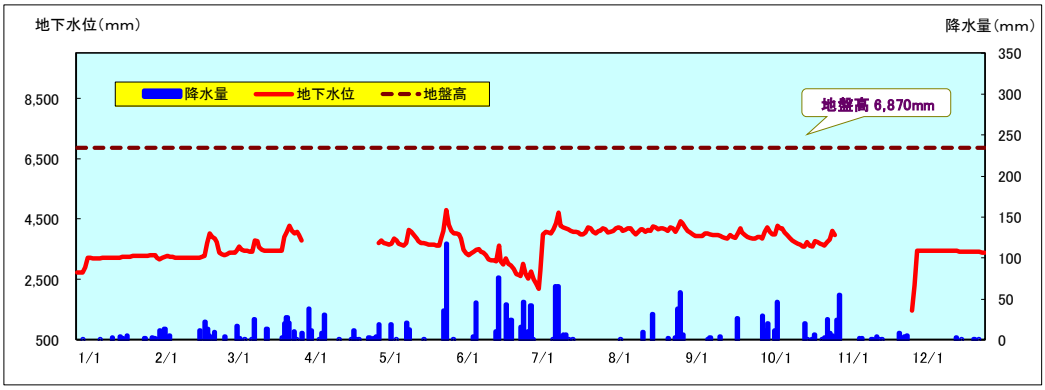

31. 田野上方

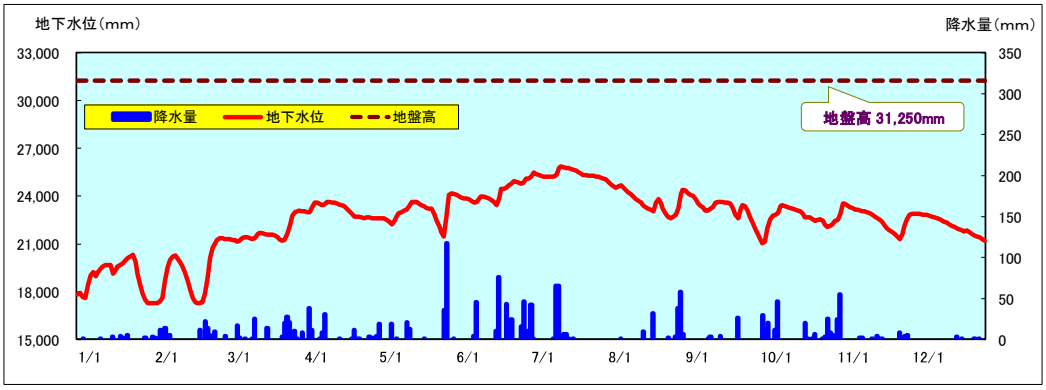

⑵ － ６　地下水位等測定結果　（３２～３７）

32. 長野

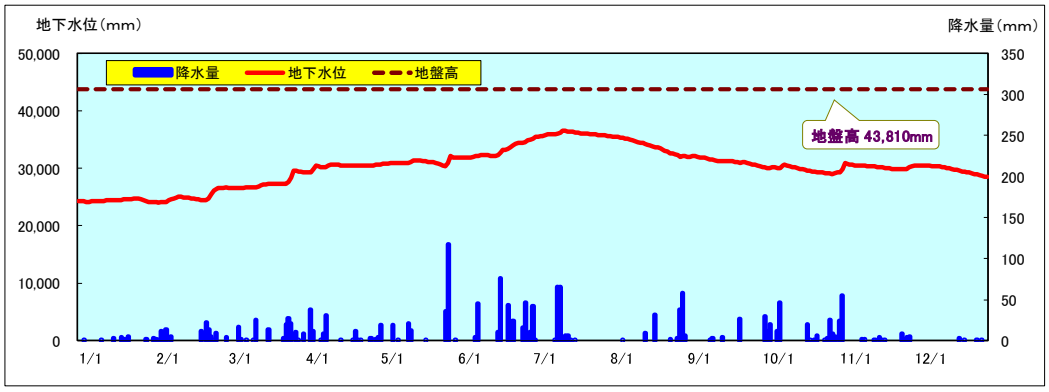

33. 北川

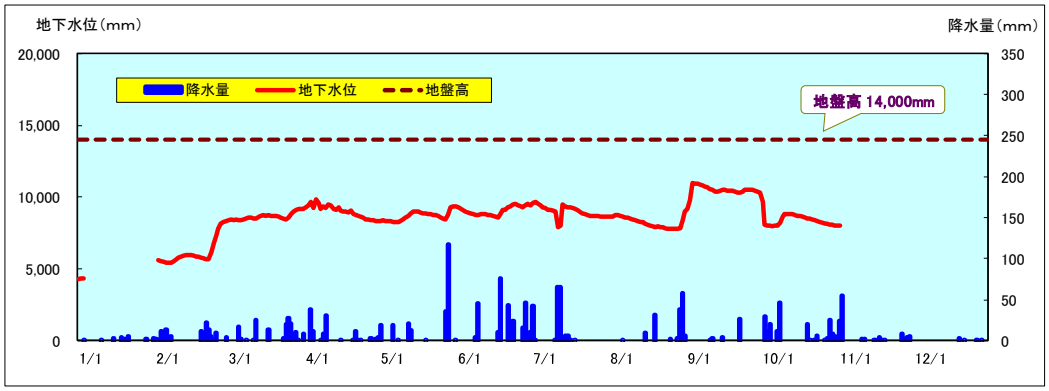

37. 蛭子

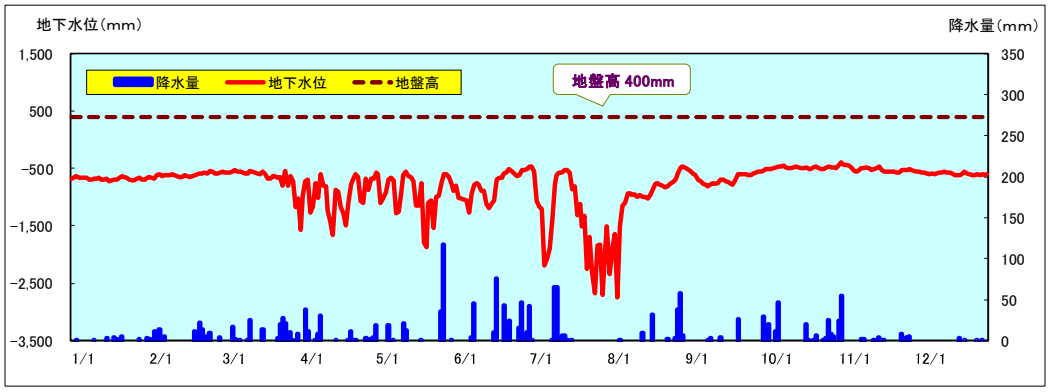

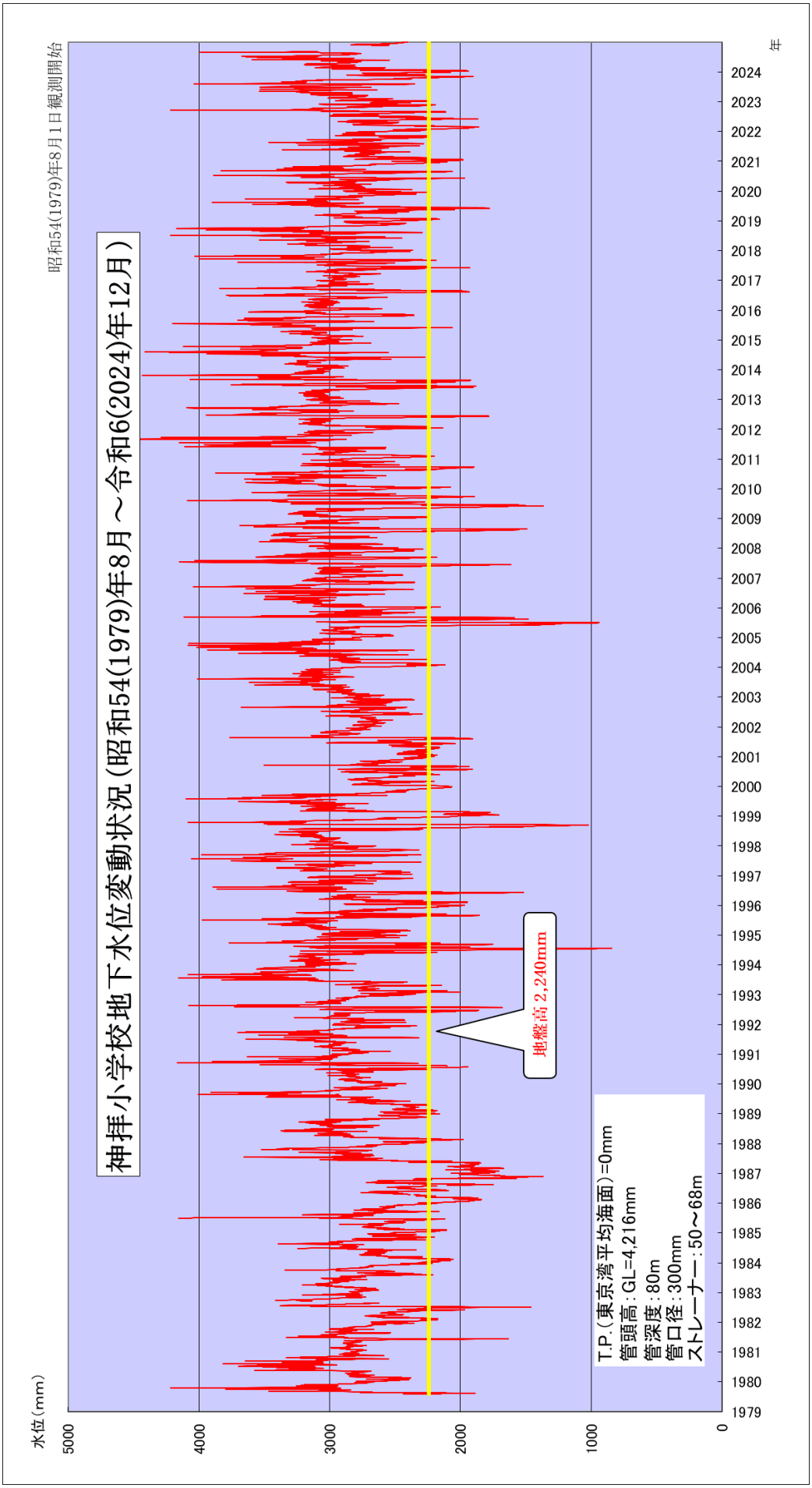
神拝小学校地下水位変動状況（昭和54(1979)年8月～令和6(2024)年12月）
昭和54(1979)年8月1日観測開始
水位（mm）
5000
4000
3000
2000
1000
0
年
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
地盤高 2,240mm
T.P.（東京湾平均海面）=0mm
管頭高：GL=4,216mm
管深度：80m
管口径：300mm
ストレーナー：50～68m

(3)　加茂川の流量（長瀬取水堰での流量）と地下水位の関係

かんがい期の神拝小学校観測井の地下水位は、長瀬取水堰での流量（以下「長瀬流量」といいます。）が 6.2 ㎥/秒以上のときは一定しており、6.2 ㎥/秒を下回ると穏やかに減少し、4.5 ㎥/秒以下になると急激に低下します。非かんがい期の地下水位は、長瀬流量が 4.0 ㎥/秒以上のときはほぼ一定、若しくは極めて緩やかな上昇を示しており、4.0 ㎥/秒未満では急激に低下します。これらの関係は、神拝小学校以外の水位観測地点においても同じ相関関係にあります。

長瀬流量と地下水位との関係（令和 6(2024)年）

長瀬流量と地下水位（神拝小学校観測井）との関係

2024年：非かんがい期（1月～4月、10月～12月）

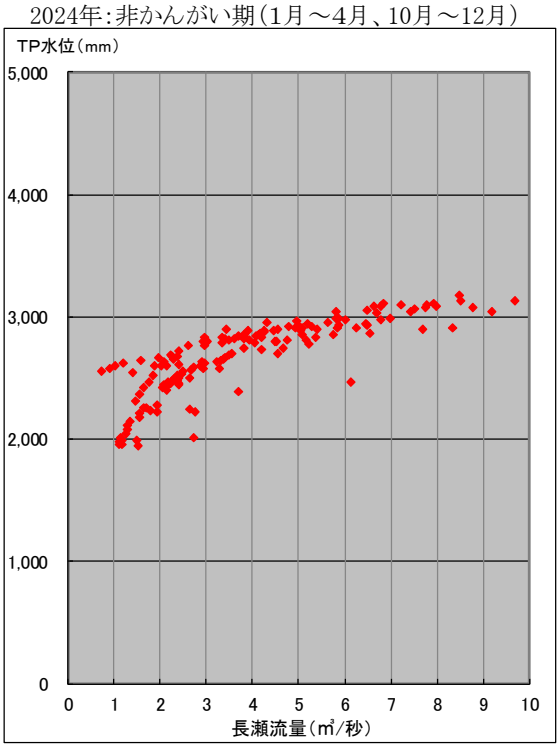

2024年：かんがい期（5月～9月）

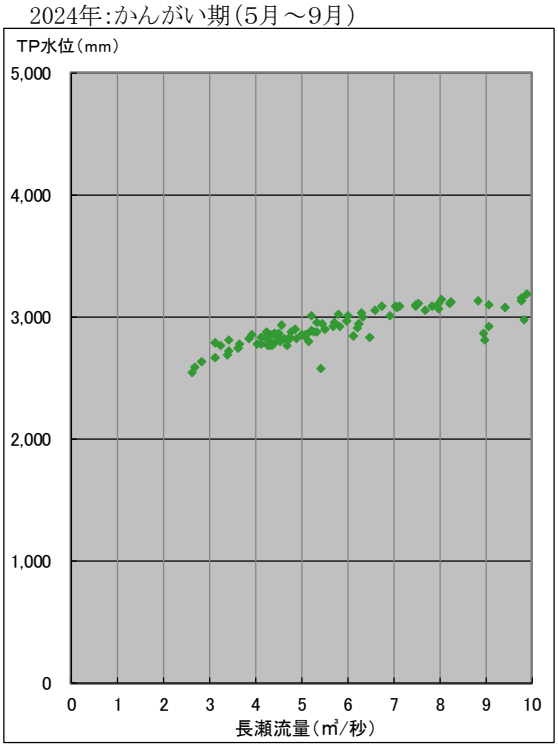

長瀬流量と地下水位（大町小学校観測井）との関係

2024年：非かんがい期（1月～4月、10月～12月）

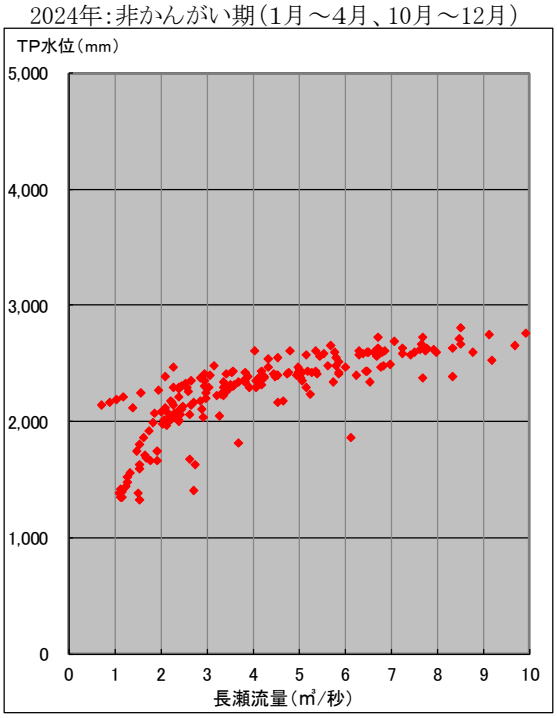

2024年：かんがい期（5月～9月）

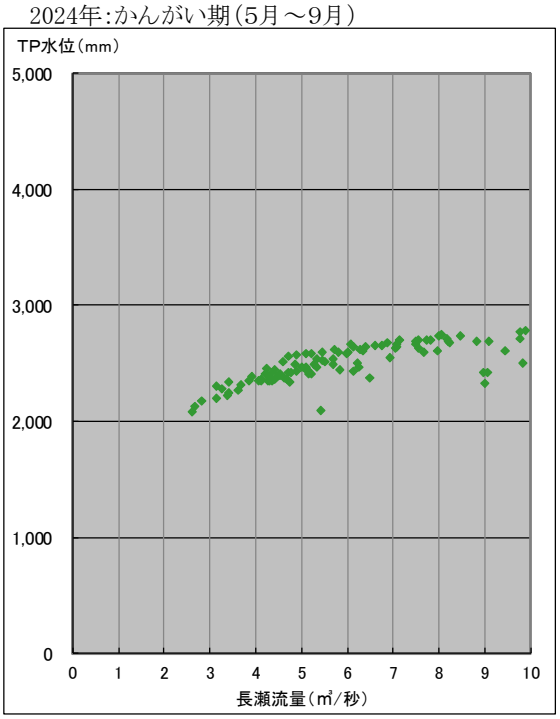

※　2024年は年間降水量自体が多く、比較的地下水位が高い状態で維持されました。

長瀬流量と地下水位との関係（令和 5(2023)年）

長瀬流量と地下水位（神拝小学校観測井）との関係

2023年：非かんがい期（1月～4月、10月～12月）

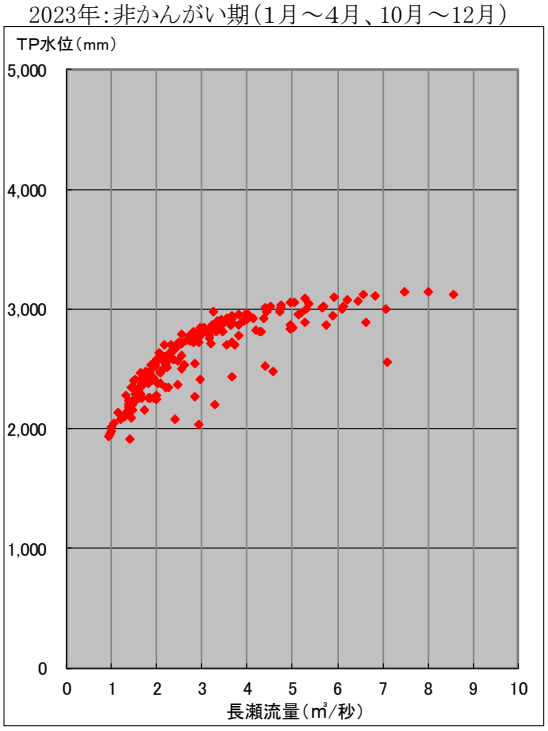

2023年：かんがい期（5月～9月）

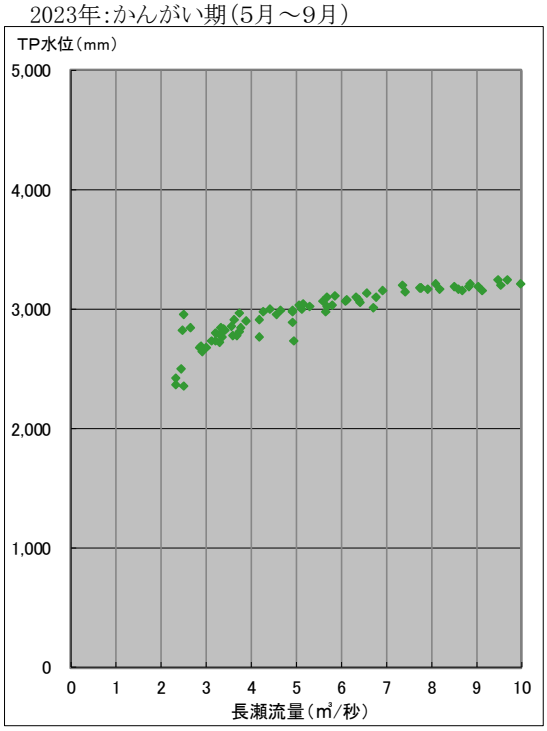

長瀬流量と地下水位（大町小学校観測井）との関係

2023年：非かんがい期（1月～4月、10月～12月）

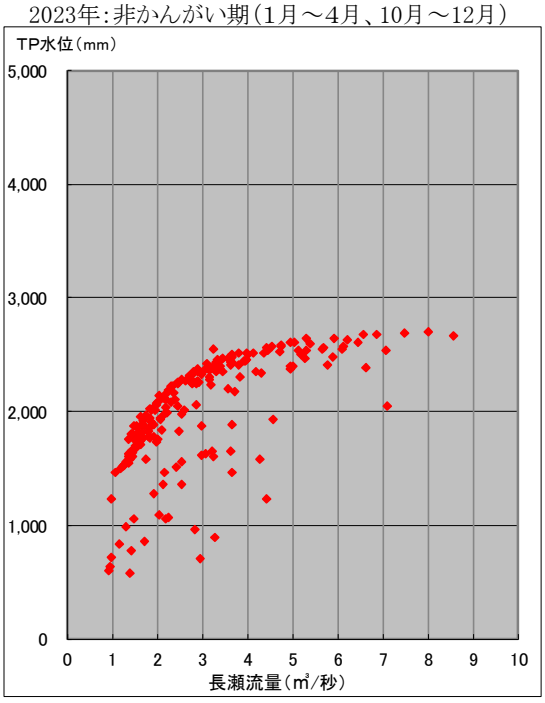

2023年：かんがい期（5月～9月）

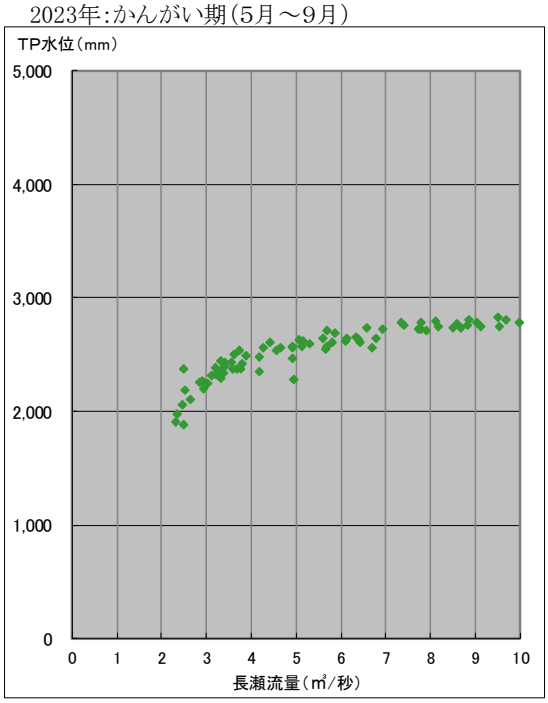

※　2023年は年間降水量が少なく、全体的に地下水位が低い状態であり、非かんがい期には地下水位・長瀬流量ともに低い日が多くありました。しかしながら、かんがい期には比較的安定した降雨がありました。

長瀬流量と地下水位との関係（令和 4(2022)年）

長瀬流量と地下水位（神拝小学校観測井）との関係

2022年：非かんがい期（1月～4月、10月～12月）

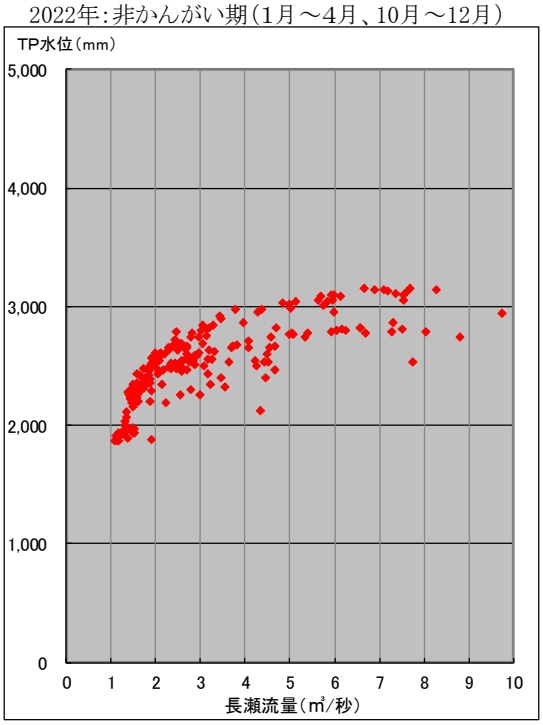

2022年：かんがい期（5月～9月）

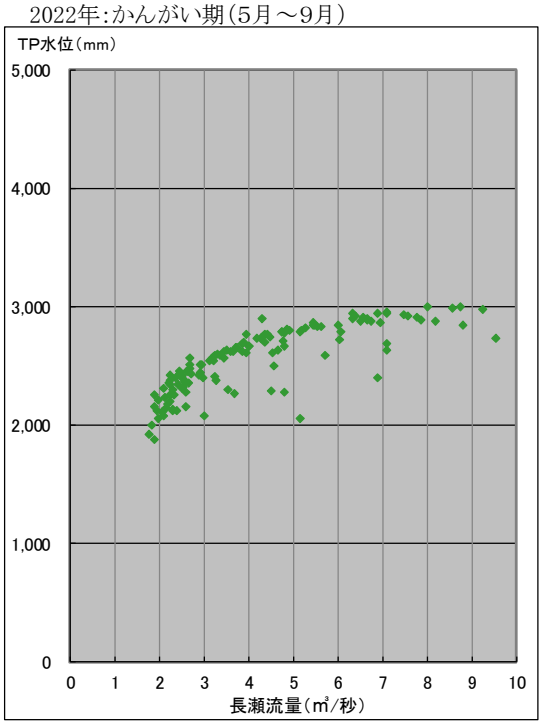

長瀬流量と地下水位（大町小学校観測井）との関係

2022年：非かんがい期（1月～4月、10月～12月）

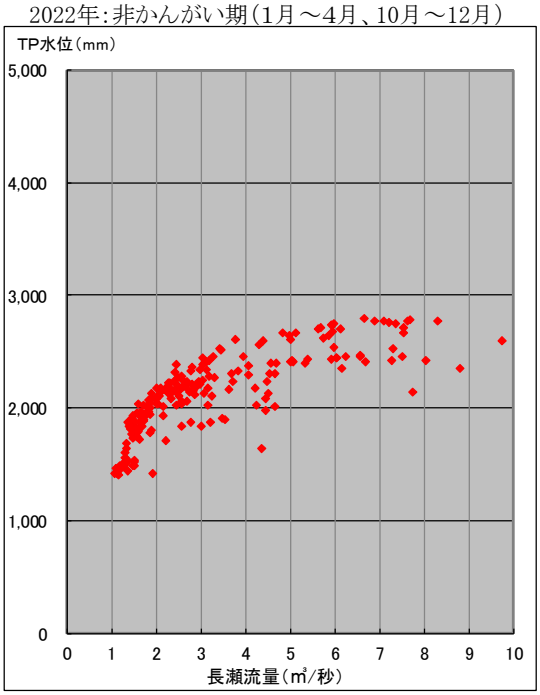

2022年：かんがい期（5月～9月）

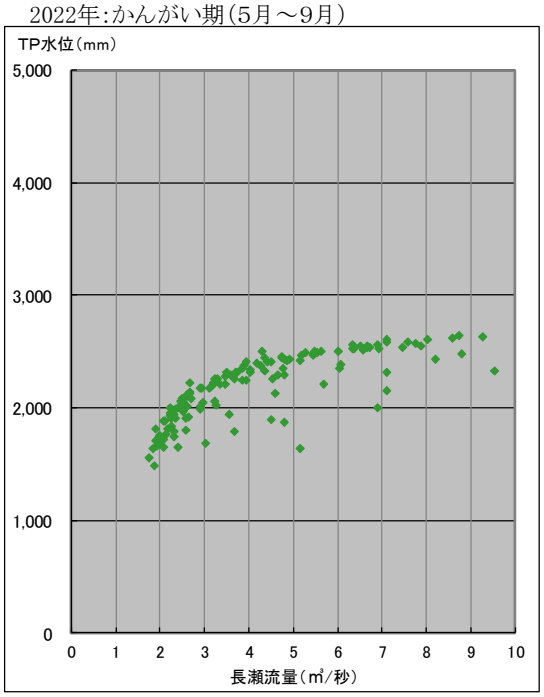

※　2022年は年間降水量が少なく、全体的にな地下水位が低い状態でした。しかしながら、かんがい期には比較的安定した降雨がありました。

長瀬流量　流量別の日数累計(全期間表示)

	2.0㎥/s未満	2.0㎥/s以上4.0㎥/s未満	4.0㎥/s以上6.7㎥/s未満	6.7㎥/s以上10.0㎥/s未満	10.0㎥/s以上	合計日数	
1978年	0	0	323	24	18	365	
1979年	0	44	179	69	73	365	
1980年	0	30	146	70	120	366	
1981年	0	54	135	103	73	365	
1982年	0	66	90	65	144	365	
1983年	0	34	138	58	135	365	
1984年	0	134	105	59	68	366	
1985年	0	89	142	61	73	365	
1986年	34	126	68	72	65	365	
1987年	0	94	166	51	54	365	
1988年	17	145	87	50	67	366	
1989年	0	131	83	39	112	365	
1990年	6	176	81	45	57	365	
1991年	14	77	107	94	73	365	
1992年	7	76	116	90	77	366	
1993年	0	45	123	56	141	365	
1994年	0	78	186	65	36	365	
1995年	0	141	119	61	44	365	
1996年	0	144	139	60	23	366	
1997年	0	87	138	44	96	365	
1998年	0	87	66	81	131	365	
1999年	0	71	101	65	128	365	
2000年	0	61	28	88	184	361	欠測有
2001年	3	146	71	51	94	365	
2002年	12	179	92	43	39	365	
2003年	0	50	95	92	128	365	
2004年	0	91	99	34	142	366	
2005年	71	163	97	20	14	365	
2006年	23	69	110	63	100	365	
2007年	10	146	120	39	50	365	
2008年	0	124	111	45	86	366	
2009年	27	169	75	39	55	365	
2010年	2	144	82	25	112	365	
2011年	6	131	88	19	121	365	
2012年	24	108	100	33	101	366	
2013年	24	113	103	39	86	365	
2014年	0	102	82	45	136	365	
2015年	14	93	80	41	137	365	
2016年	21	141	102	55	47	366	
2017年	68	144	84	19	50	365	
2018年	25	138	64	23	115	365	
2019年	67	126	72	21	71	357	欠測有
2020年	33	122	75	38	95	363	欠測有
2021年	43	155	95	27	43	363	欠測有
2022年	79	145	84	35	22	365	
2023年	64	128	62	28	83	365	
2024年	31	88	118	61	68	366	

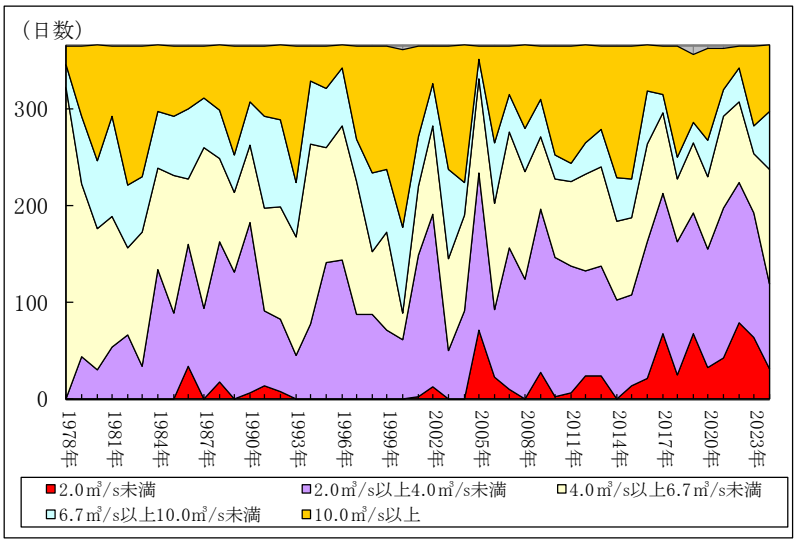

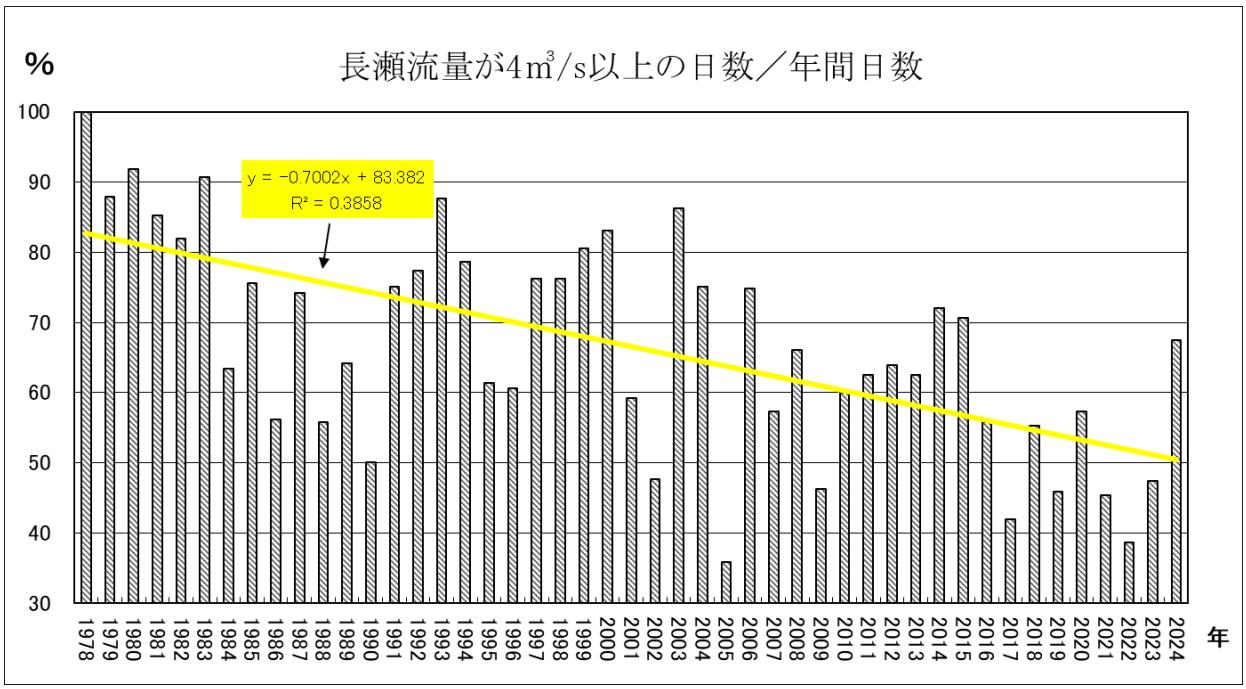
%
長瀬流量が4㎥/s以上の日数／年間日数
y = -0.7002x + 83.382
R² = 0.3858
100
90
80
70
60
50
40
30
1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024
年

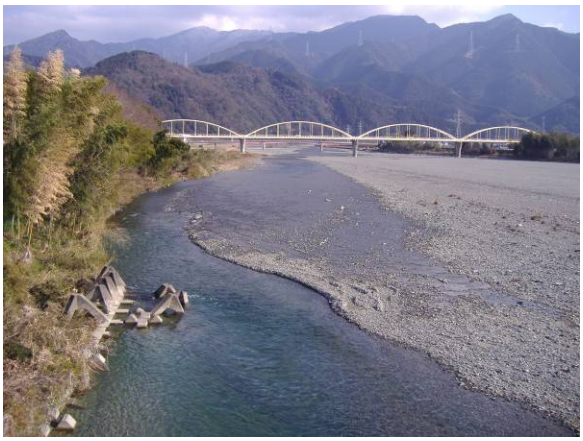

上流

加茂川橋

下流

【参考資料】


西条市地下水の流れ
参考文献：西条市「西条市地下水資源調査解析業務」（1999）
高瀬恵次「瀬戸内海沿岸平野部の水循環と水資源」（2000）
大明神川
◎東予総合支所
東予
丹原ＩＣ
中山川
推定断層
西条市役所
丹原総合支所
いよ小松北ＩＣ
小松総合支所
岡村断層
いよ小松ＩＣ
小松断層

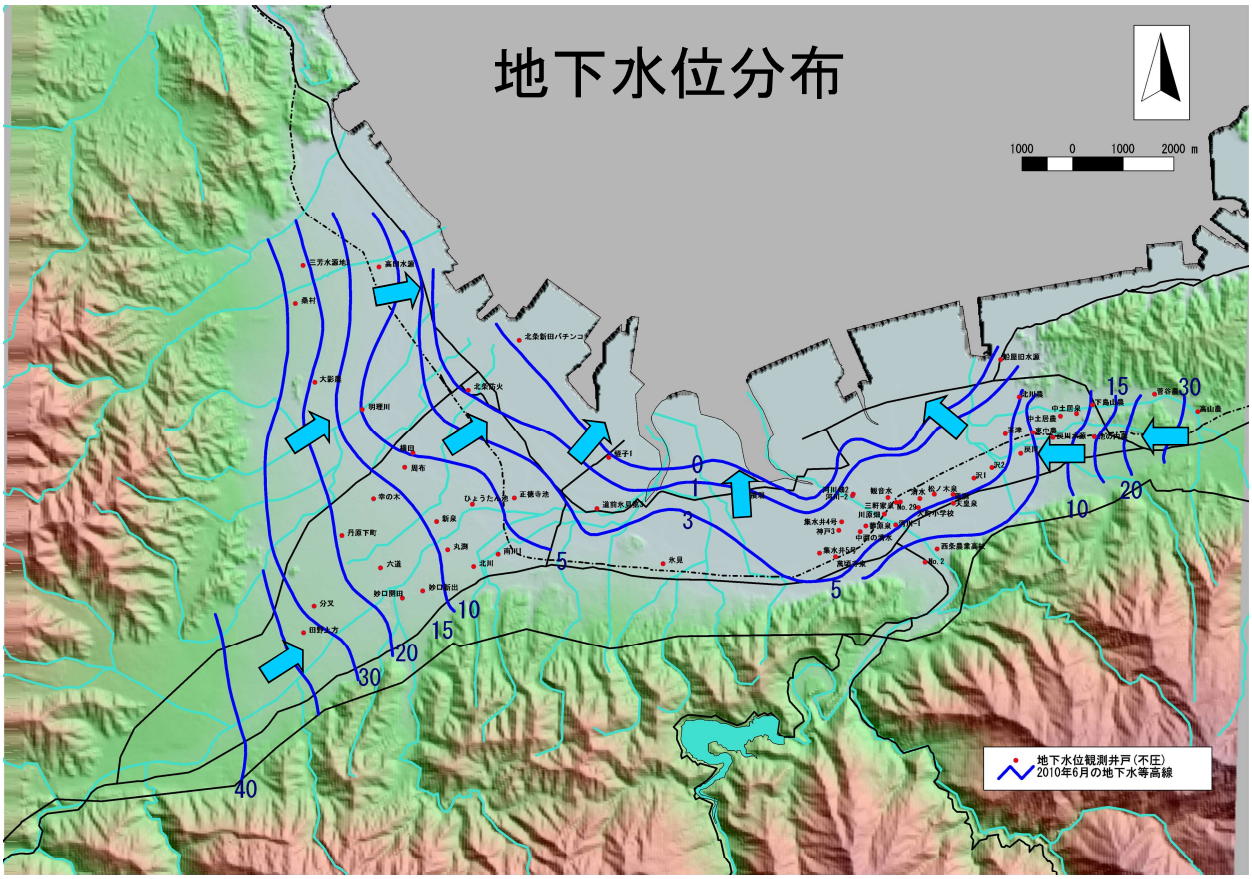
地下水位分布
1000 0 1000 2000 m
40
30
20
15
10
5
3
0
地下水位観測井戸（不圧）
2010年6月の地下水等高線

西条市浅層地下水の地下水面分布と自噴エリア

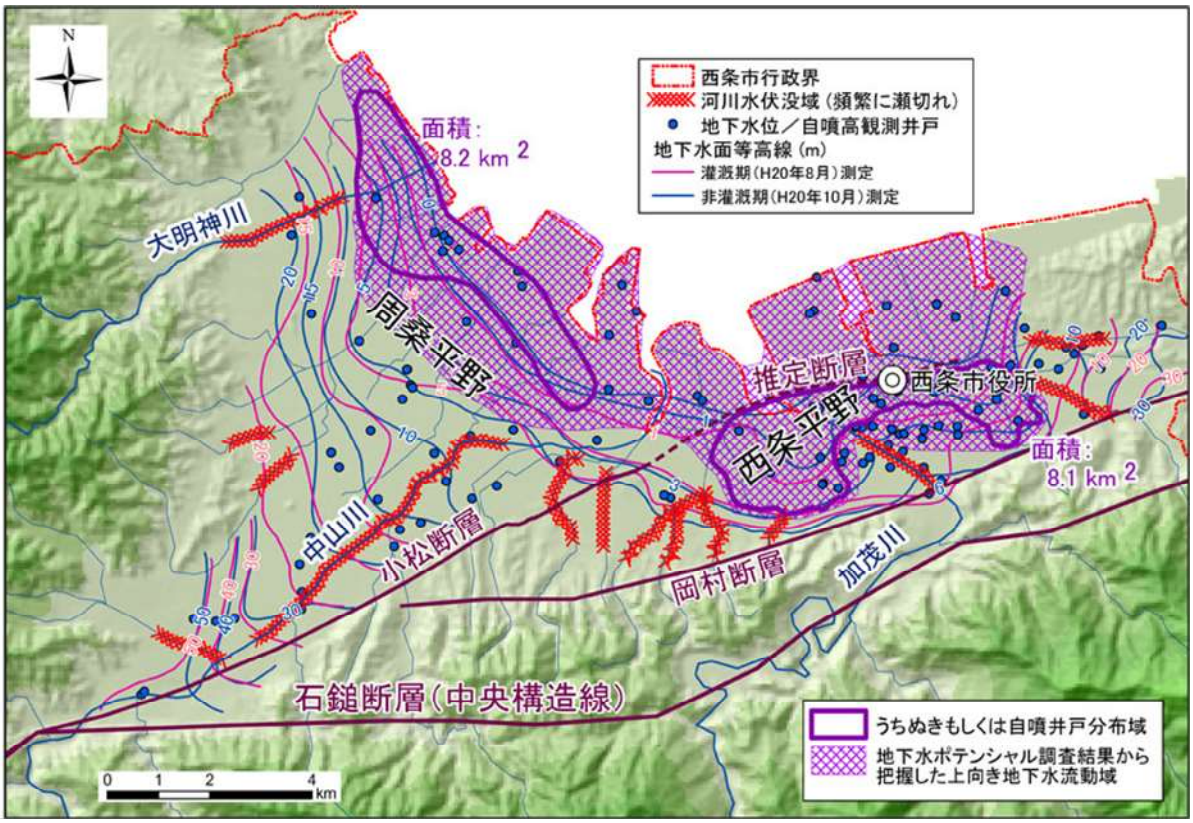

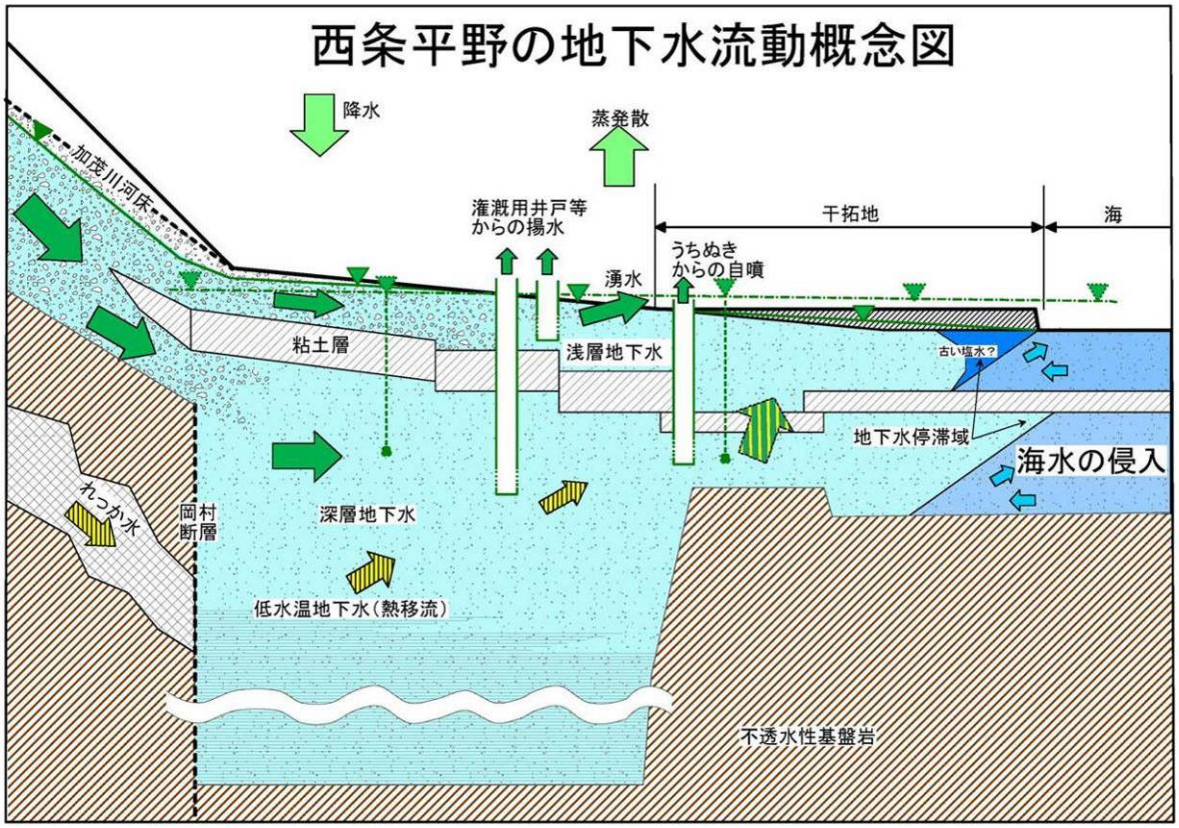

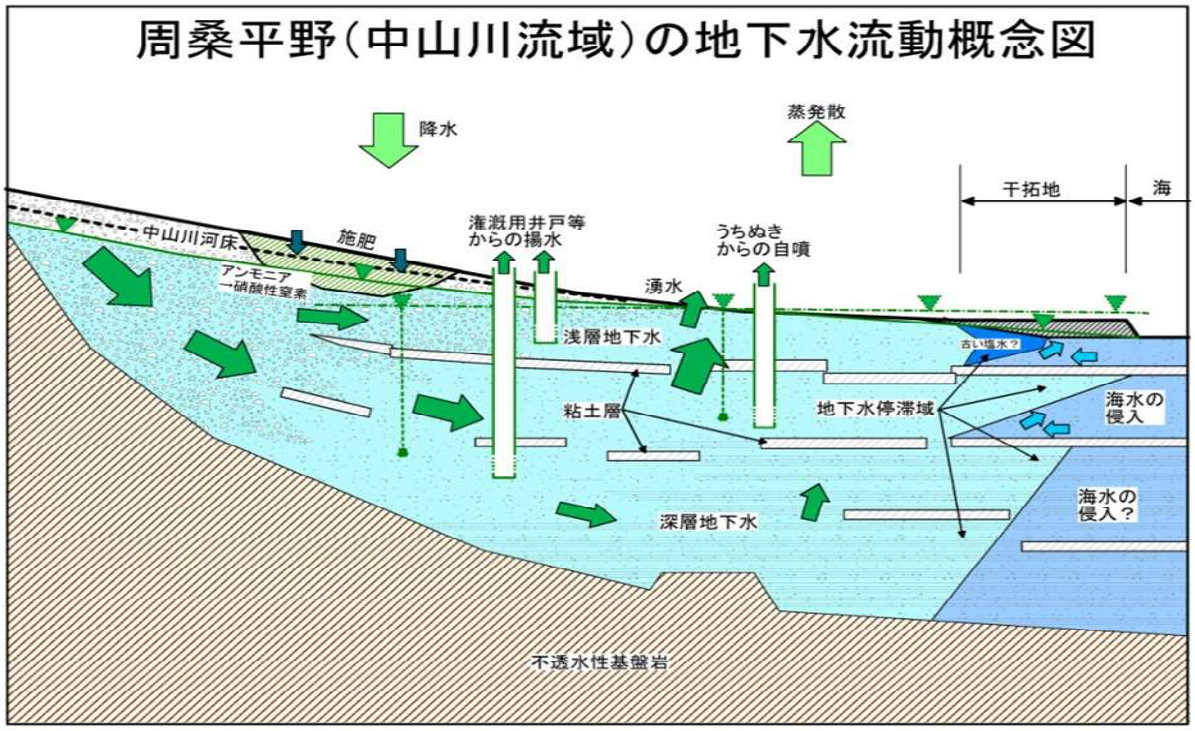
周桑平野（中山川流域）の地下水流動概念図
降水
蒸発散
干拓地
海
中山川河床
施肥
アンモニア
一硝酸性窒素
灌漑用井戸等
からの揚水
うちぬき
からの自噴
湧水
浅層地下水
古い塩水？
粘土層
地下水停滞域
海水の
侵入
海水の
侵入？
深層地下水
不透水性基盤岩

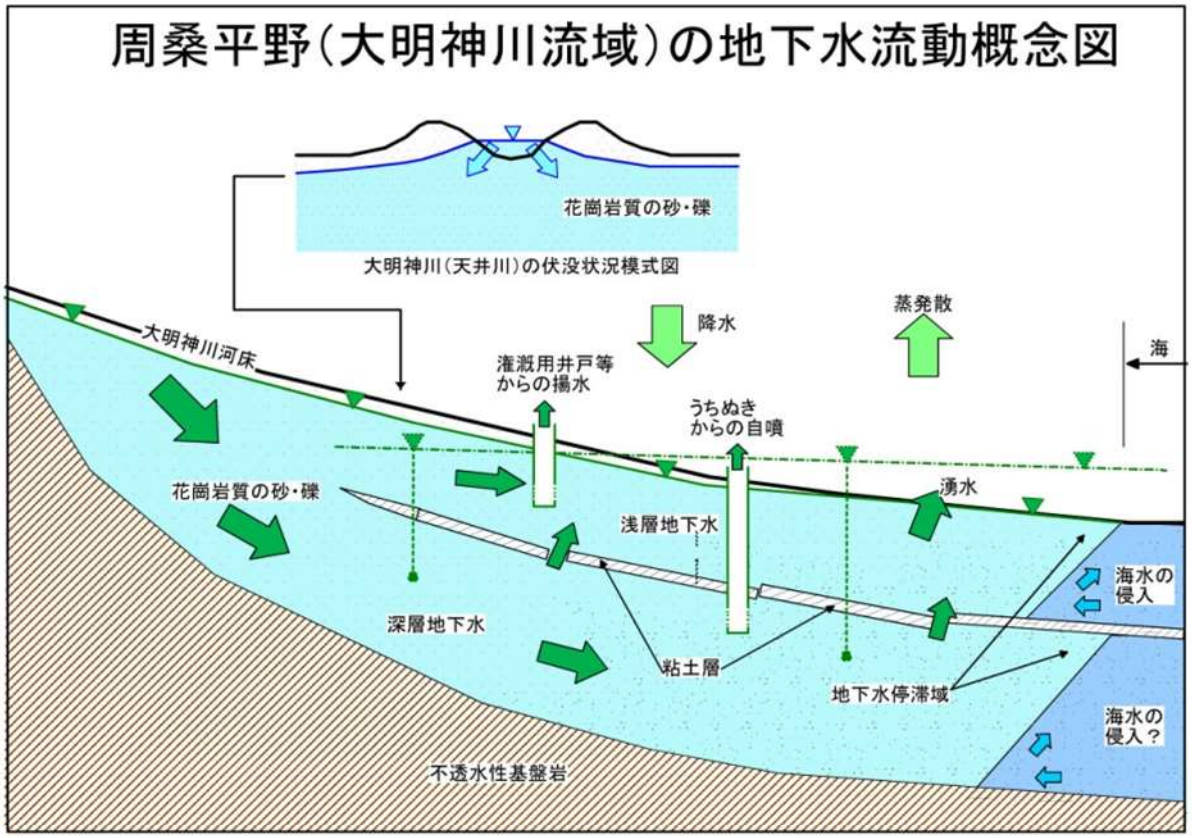
周桑平野（大明神川流域）の地下水流動概念図
花崗岩質の砂・礫
大明神川（天井川）の伏没状況模式図
降水
蒸発散
海
大明神川河床
灌漑用井戸等
からの揚水
うちぬき
からの自噴
花崗岩質の砂・礫
湧水
浅層地下水
海水の
侵入
深層地下水
粘土層
地下水停滞域
海水の
侵入？
不透水性基盤岩

うちぬき工事の今昔

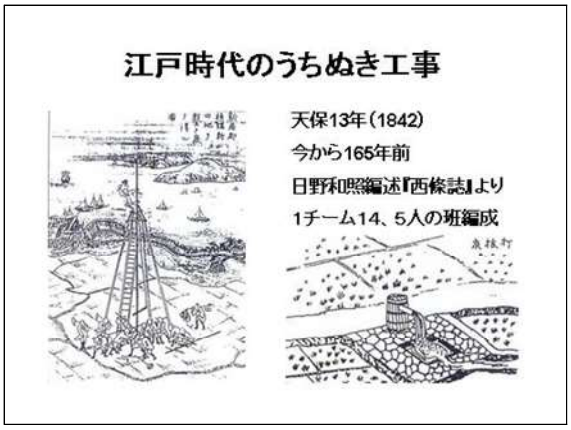

【設置例】

西条市内河川位置図
（2級河川・条例河川）

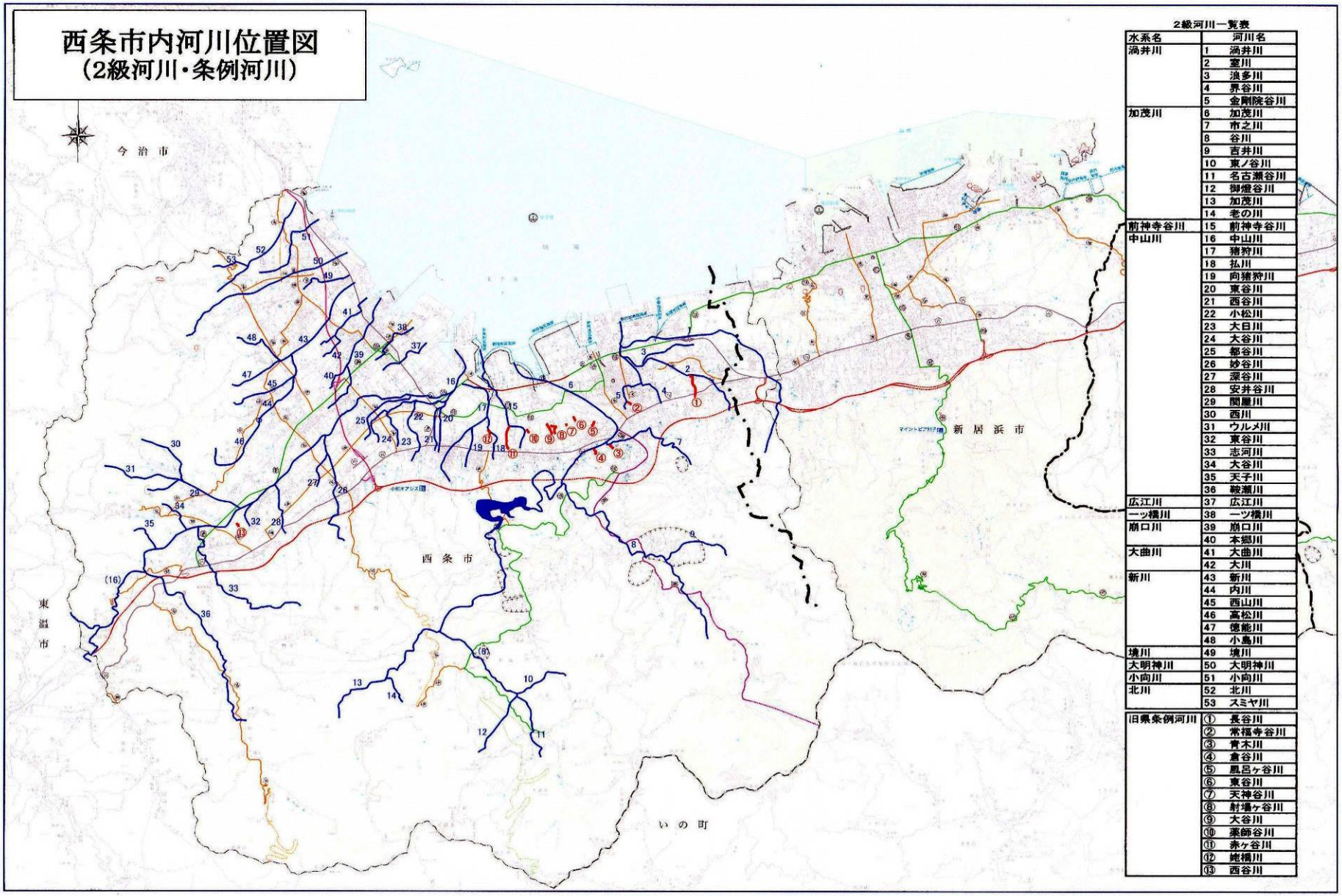

2級河川一覧表

水系名		河川名
渦井川	1	渦井川
	2	室川
	3	浪多川
	4	界谷川
	5	金剛院谷川
加茂川	6	加茂川
	7	市之川
	8	谷川
	9	吉井川
	10	東ノ谷川
	11	名古瀬谷川
	12	御燈谷川
	13	加茂川
	14	老の川
前神寺谷川	15	前神寺谷川
中山川	16	中山川
	17	猪狩川
	18	払川
	19	向猪狩川
	20	東谷川
	21	西谷川
	22	小松川
	23	大日川
	24	大谷川
	25	都谷川
	26	妙谷川
	27	深谷川
	28	安井谷川
	29	関屋川
	30	西川
	31	ウルメ川
	32	東谷川
	33	志河川
	34	大谷川
	35	天子川
	36	峡瀬川
広江川	37	広江川
一ツ橋川	38	一ツ橋川
崩口川	39	崩口川
	40	本郷川
大曲川	41	大曲川
	42	大川
新川	43	新川
	44	内川
	45	西山川
	46	高松川
	47	徳能川
	48	小島川
境川	49	境川
大明神川	50	大明神川
小向川	51	小向川
北川	52	北川
	53	スミヤ川
旧県条例河川	①	長谷川
	②	常福寺谷川
	③	青木川
	④	倉谷川
	⑤	風呂ヶ谷川
	⑥	東谷川
	⑦	天神谷川
	⑧	射場ヶ谷川
	⑨	大谷川
	⑩	薬師谷川
	⑪	赤ヶ谷川
	⑫	姫橋川
	⑬	西谷川

4　地下水の水質について

本市では、市内の 70 地点（主に一般家庭）において、地下水の一般項目調査（一般細菌等 11 項目）を実施し、地下水質の監視を行っています。なお、令和 3 年度に測定地点数の見直しを行い、これまでの 92 地点から 70 地点へと変更しています。

また、全ての箇所において、全項目調査（51 項目）を 5 年周期で実施しています。結果として、今回調査を行った 14 地点のうち、13 地点において水質基準に適合していました。不適合であった 1 地点は、毎回、マンガン及びその化合物が基準を超過している№63 です。

この他、市内の公共施設においても、地下水の水質検査を行っており、その結果を掲載しています。

(1)　地下水水質調査地点

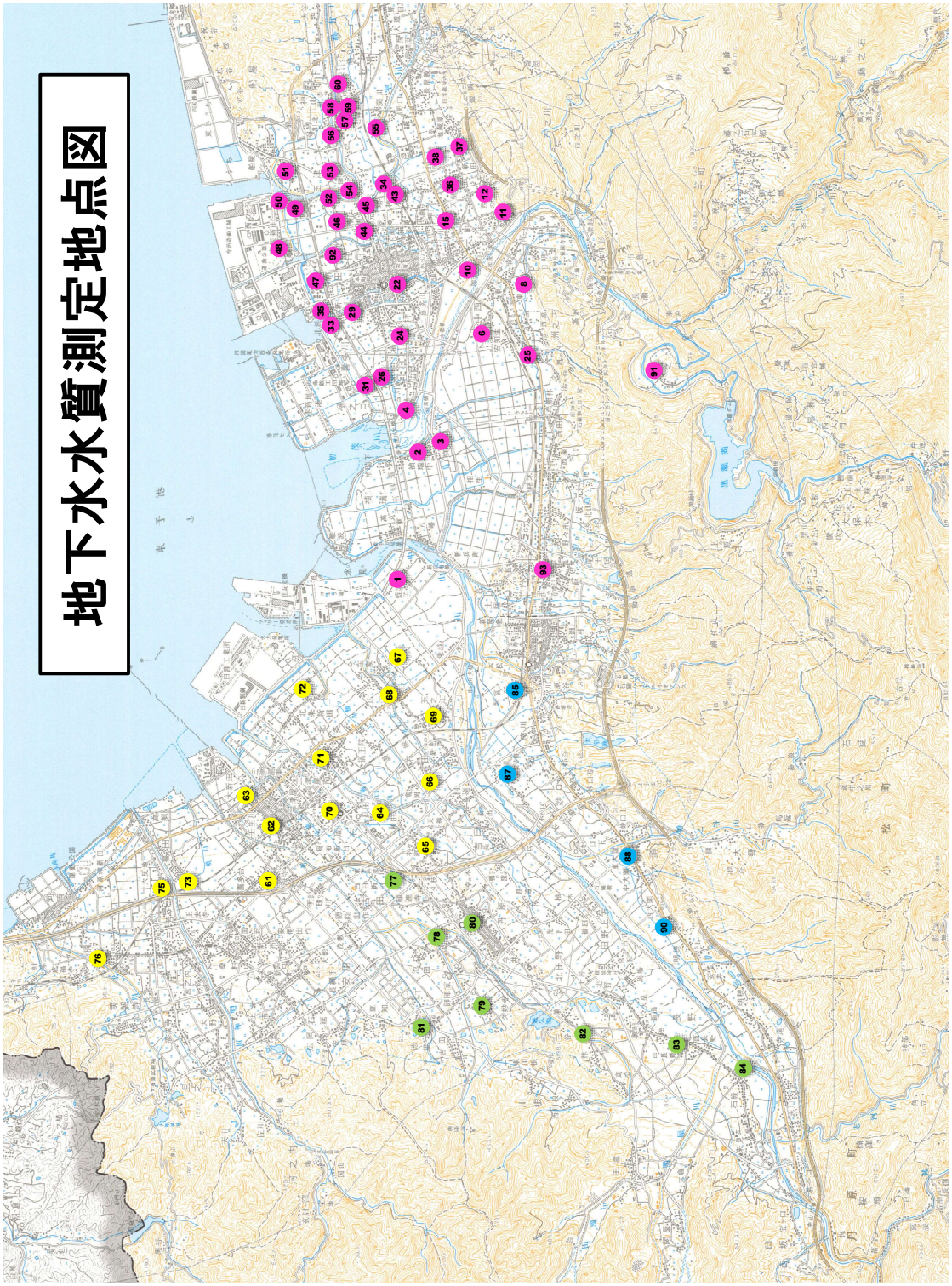

(2)　地下水水質調査結果

令和６年度一般家庭（井戸水）水質検査結果　①

地図No.	行政区	検査項目(一般項目)											判定
		色度(度)	濁度(度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物(TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
1	蛭子	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.8	9	0.8	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
2	禎瑞中	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.7	29	0.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
3	禎瑞上	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.7	2	0.4	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
4	古川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.8	2	0.4	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
6	中西	0.4	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	2	0.5	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
8	東原	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	3	2.1	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
10	加茂町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	2	0.6	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
11	西の川原	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.6	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
12	新田	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.9	3	0.9	0.004未満	0.80	0	検出せず	適合
15	中町小川	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	2	0.6	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
22	西新町	0.2	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
24	花園町	0.1未満	0.2	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
25	河原町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.3	3	0.7	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
26	八丁	1.7	1.1	異常なし	異常なし	7.0	24	0.2	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
29	北浜南	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	90	0.6	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
31	八丁	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	576	0.3	0.004未満	0.10	0	検出せず	不適合
33	北浜北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.1	60	0.2	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
34	明神木	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
35	新堀下	2.4	1.2	異常なし	異常なし	7.4	20	0.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
36	若葉町西	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.7	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
37	地蔵原	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.2	3	0.2	0.004未満	0.80	0	検出せず	適合
38	春日町	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.4	3	0.5	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
43	明神木	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.5	3	0.5	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
44	横黒西	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	5	0.4	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
45	元橋	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	7.8	3	0.5	0.004未満	0.10	0	検出せず	適合
46	横黒下	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	9	2.4	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
47	青江町	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.5	38	0.8	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
48	市塚新街	0.3	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	15	1.9	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
49	市塚	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	6.7	6	1.5	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

令和６年度一般家庭（井戸水）水質検査結果　②

地図No.	行政区	検査項目（一般項目）											判定
		色度（度）	濁度（度）	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物（TOCの量）	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
50	市塚	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	4	1.5	0.004未満	0.3未満	1	検出せず	適合
51	船屋西南	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	5	1.4	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
52	市塚	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	5	1.9	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
53	玉津	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.5	3	1.5	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
54	玉津	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.8	9	1.6	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
55	戻川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.4	5	2.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
56	川北	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	3	1.6	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
57	川南	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.5	3	1.5	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
58	川北	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	3	1.7	0.004未満	0.80	0	検出せず	適合
59	中土居	0.1	0.1未満	異常なし	異常なし	6.6	3	1.4	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
60	中土居	0.1未満	0.1未満	異常なし	異常なし	6.4	3	1.7	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
61	喜多台	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	7	5.8	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
62	壬生川上	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.7	9	1.9	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
63	大新田	1未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.8	9	2.7	0.004未満	0.3 未満	5	検出せず	適合
64	周布	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	11	1.8	0.004未満	0.30	0	検出せず	適合
65	周布	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	10	1.6	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
66	石田	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	9	2.4	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
67	今在家	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	9	1.0	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
68	広江	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.7	8	1.3	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
69	玉之江	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	8	1.3	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
70	周布	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.5	11	2.7	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
71	北条	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	6.6	11	1.7	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
72	北条新田	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.0	10	1.7	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
73	高田	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.1	4	1.3	0.004未満	0.3 未満	0	検出せず	適合
75	三芳	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.9	4	1.3	0.004未満	0.3 未満	1	検出せず	適合
76	楠河	0.5未満	0.2 未満	異常なし	異常なし	7.2	5	1.2	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
77	池田	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	8	4.1	0.004未満	0.40	0	検出せず	適合
78	池田	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.6	7	4.2	0.004未満	0.3未満	0	検出せず	適合
79	久妙寺	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	11	8.0	0.004未満	0.70	0	検出せず	適合
80	丹原	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	8	6.5	0.004未満	0.50	0	検出せず	適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

令和６年度一般家庭（井戸水）水質検査結果　③

地図No.	行政区	検査項目(一般項目)											判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	大腸菌 100ml中	
81	徳能	1	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	6	2.4	0.004未満	0.90	3	検出せず	適合
82	高松	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	6	5.6	0.004未満	6.00	0	検出せず	適合
83	長野	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	7	9.4	0.004未満	0.60	0	検出せず	適合
84	石経	0.6	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	9	2.7	0.004未満	0.90	2	検出せず	適合
85	新宮	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.2	8	3.0	0.004未満	0.50	3	検出せず	適合
87	北川	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.7	9	1.3	0.004未満	0.3未満	2	検出せず	適合
88	東大頭	2	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	5	3.2	0.004未満	0.50	1	検出せず	適合
90	明穂	1.3	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	8	1.6	0.004未満	0.60	28	検出せず	適合
91	兎之山	1.1	0.1	異常なし	異常なし	6.4	2	0.9	0.004未満	0.90	0	検出せず	適合
92	北新田	0.9	0.2	異常なし	異常なし	7.2	37	1.3	0.004未満	0.20	0	検出せず	適合
93	下町	2.2	0.4	異常なし	異常なし	6.6	14	2.0	0.004未満	0.70	100	検出せず	適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

令和６年度一般家庭（井戸水）全項目水質検査結果　①

No.	採水場所 行政区 採 水 日 本検査 地図No. 検　査　項　目	(単位)	水質基準 (R2.4.1～)	古川 R6.10.22 (4)	東原 R6.10.1 (8)	北浜南 R6.10.22 (29)	横黒西 R6.10.1 (44)
1	一般細菌	個/ml	100個以下	1	0	1	0
2	大腸菌	ー	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.008
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 以下	0.4	2.1	0.6	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1 以下	0.028	0.038	0.093	0.039
14	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.0001 未満	0.0001 未満	0.005	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.6 以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.06 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.09 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.13	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
35	銅及びその化合物	mg/l	1 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200 以下	3.1	3.3	52.8	10.0
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	200 以下	2.3	3.2	89.5	4.7
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300 以下	36	64	80	32
40	蒸発残留物	mg/l	500 以下	59	94	266	71
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3 以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.8	6.7	7.4	7.5
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5 以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	2 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判　　定				適合	適合	適合	適合

令和６年度一般家庭（井戸水）全項目水質検査結果　②

No.	採水場所 行政区 採 水 日 本検査 地図No. 検　査　項　目	(単位)	青江町 R6.10.22 (47)	市塚 R6.10.22 (50)	玉津 R6.10.1 (54)	戻川 R6.10.1 (55)	川北 R6.10.1 (56)
1	一般細菌	個/ml	0	1	0	0	0
2	大腸菌	ー	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.8	1.5	1.6	2.5	1.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.035	0.013	0.013	0.012	0.014
14	四塩化炭素	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.03	0.005 未満	0.005 未満	0.014	0.005 未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.021	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.016	0.005 未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	23.9	5.0	10.7	5	4.2
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	38	3.6	9.4	4.7	3.1
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	52	41	54	53	39
40	蒸発残留物	mg/l	147	82	105	98	72
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	ｐＨ値	－	7.5	6.7	6.8	6.4	6.7
48	味	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判　　定			適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度一般家庭（井戸水）全項目水質検査結果　③

No.	採水場所 行政区 採 水 日 本検査 地図No. 検　査　項　目	(単位)	大新田 R6.10.22 (63)	三芳 R6.10.22 (75)	池田 R6.10.22 (78)	北川 R6.10.1 (87)	東大頭 R6.10.1 (88)
1	一般細菌	個/ml	5	1	0	2	1
2	大腸菌	ー	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	2.7	1.3	4.2	1.3	3.2
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.14	0.19	0.15	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.017	0.014	0.018	0.024	0.020
14	四塩化炭素	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
22	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.008	0.029
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.007	0.005 未満	0.011	0.019
35	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.006	0.005 未満	0.005
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	10.4	7.4	8.6	9.0	6.8
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.31	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	mg/l	9.2	3.6	6.5	9.2	5.3
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	88	41	66	44	39
40	蒸発残留物	mg/l	171	94	137	87	99
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.5
47	ｐＨ値	－	6.8	6.9	6.6	6.7	6.3
48	味	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	2
51	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
判　　定			不適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　①

			施設名	鍋倉新開水源地（西部2）	西田水源地（西部1）	福武水源地（東部1）	玉津水源地（東部2）	古川水源地
			検査日	R6.6.18	R6.6.18	R6.6.18	R6.6.18	R6.6.18
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.8	0.6	0.8	2.7	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.09	0.08未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003	0.001未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001	0.002
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005	0.005未満	0.005未満	0.007	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.8	2.7	5.3	6.1	4.9
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	3.0	2.5	3.0	5.7	2.4
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	42	42	40	60	31
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	57	53	59	91	49
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.0	7.7	7.1	6.2	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　②

			施設名	中野水源地	ひうち水源地	中央水源地（周布水源地）	北水源地（安出水源地）	田野上方第2水源地
			検査日	R6.6.18	R6.6.18	R6.5.7	R6.5.7	R7.2.4
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	1.7	1.9	4.4	1.0
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.19	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001	0.004	0.002	0.005	0.003
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.002	0.001未満	0.008	0.003	0.115
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.04	0.03未満	0.07
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.007	0.012	0.007	0.008	0.006
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.3	49.8	8.1	10.3	11.2
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.7	141.7	10.5	10.0	24.7
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	38	150	49	80	47
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	46	435	84	146	85
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.4	6.7	6.5	6.4	7.3
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2.0
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.9
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　③

			施設名	北田野 第1水源地	長野 第2水源地	長野 第3水源地	来見水源地	明穂水源地
			検査日	R7.2.4	R7.2.4	R7.2.4	R7.2.4	R6.11.12
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	8
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001	0.001	0.001未満	0.001	0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	5.2	4.4	3.6	2	1.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.12	0.08未満	0.08未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.004	0.005	0.001	0.001未満	0.039
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.001未満	0.001未満	0.001	0.003	0.005
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.015	0.006	0.005未満	0.005	0.014
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	7.3	8.7	7.1	7.8	7.5
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	6.2	6.1	5.6	13.2	10.3
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	79	85	95	55	41
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	111	150	157	83	82
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.2	0.1	0.1	0.2	0.8
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	6.5	6.8	6.7	6.6	6.6
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.6
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　④

			施設名	南川水源地	安井水源地	アクアトピア（文化会館前）		
			検査日	R6.11.12	R6.11.12	R6.4.9	R6.7.1	R6.10.1
			地図№					
№	水質基準項目	（単位）	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	13	10	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	2.5	2.8	0.5	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08	0.08未満	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.002	0.004	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.009	0.002	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	0.03未満	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.007	0.007	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	7.1	7.0	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	6.4	7.8	2.7	3.2	2.6
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	43	51	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	86	97	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.8	1.1	0.1	0.2	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	6.2	6.1	7.4	7.4	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.5	0.2	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑤

			施設名	アクアトピア（文化会館前）	アクアトピア（福祉センター前）			
			検査日	R7.1.7	R6.4.9	R6.6.18	R6.7.1	R6.10.1
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	0.00005未満	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	0.08未満	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	0.1未満	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	0.005未満	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	0.004未満	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	0.0003未満	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	0.001未満	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	0.002	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	0.03未満	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	0.005未満	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	2.6	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	0.005未満	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.3	2.9	2.4	2.5	2.9
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	7	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	49	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	0.02未満	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	0.000001未満	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	0.000001未満	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	0.005未満	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	0.0005未満	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.6	7.5	7.6	7.5	7.4
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑥

			施設名	アクアトピア（福祉センター前）	武丈公園	観光交流センター	古川住宅	古川団地1区
			検査日	R7.1.7	R6.7.17	R6.7.17	R6.10.21	R7.3.11
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	0.031
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	0.002
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	2.5
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	3.0	2.1	3.2	3.0	3.0
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	35
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	64
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	0.005未満
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.1未満	0.4	0.2	0.4	0.1未満
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.7	7.3	7.5	7.8	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.7	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑦

			施設名	古川団地2区	古川北団地（新）	古川北団地（旧）	新堀団地	玉津団地
			検査日	R7.3.11	R7.3.11	R7.3.11	R7.3.11	R7.3.11
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	0.4	0.4	0.4	1.6
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.023	0.001未満	0.003	0.005	0.004
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001未満
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.04	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.008	0.007
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.3	2.5	2.6	19.2	4.3
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.7	2.6	2.6	8.2	3.7
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	34	34	34	31	39
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	66	61	60	105	84
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.8	7.8	7.7	7.4	6.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.6	0.1未満	0.4	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑧

			施設名	泉町団地2区	市庁舎新館	市庁舎本館	大町会館	西条児童館
			検査日	R7.3.11	R6.8.20	R6.9.9	R6.6.19	R6.6.19
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	－	－	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	－	－	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	－	－	0.6	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.015	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.002	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005未満	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.2	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.3	－	－	3.2	2.7
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	37	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	64	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.1未満	－	－	0.2	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.6	－	－	7.1	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	－	－	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	－	－	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	－	－	0.3	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	－	－	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑨

			施設名	創作の家	JR西条駅前噴水	JR西条駅前ﾀｸｼｰ乗り場	うちぬき公園	
			検査日	R6.7.17	R6.8.6	R6.8.6	R6.4.10	R6.7.2
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.7	3.3	3.5	3.1	2.9
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	1.4	3.7	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.6	0.6	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑩

			施設名	うちぬき公園			アクアトピア（農協前）	
			検査日	R6.8.20	R6.11.26	R7.2.12	R6.4.10	R6.7.2
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001未満	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.001	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005未満	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	11.5	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	3.0	3.0	3.1	2.8	2.7
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	17	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	47	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.3	0.6	0.1未満	0.1	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.2	7.4	7.6	7.6	7.6
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑪

			施設名	アクアトピア（農協前）			うちぬき広場	
			検査日	R6.8.20	R6.11.26	R7.2.12	R6.4.10	R6.7.2
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001未満	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.002	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.5	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	36	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	43	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.3	0.5	0.1未満	0.1	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.7	7.8	8.0	7.7	7.6
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	0.1
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑫

			施設名	うちぬき広場			市民公園（水汲み場）	
			検査日	R6.8.20	R6.11.26	R7.2.12	R6.4.10	R6.7.2
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.004	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.09	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001未満	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.015	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005未満	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	9.1	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.8	3.0	2.9	3.0	2.8
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	22	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	41	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.3	0.5	0.1	0.1	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.8	7.8	8.0	7.6	7.5
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.2	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑬

			施設名	市民公園（水汲み場）			新町緑地	
			検査日	R6.8.20	R6.11.26	R7.2.12	R6.4.10	R6.8.20
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	－	－	－	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	－	－	－	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	－	－	－	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	－	－	－	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	－	－	－	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	－	－	－	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	－	－	－	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	－	－	－	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001未満	－	－	－	0.001未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.002	－	－	－	0.002
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	－	－	－	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005未満	－	－	－	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.6	－	－	－	2.5
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	－	－	－	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.7	2.7	2.8	2.9	2.5
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	40	－	－	－	38
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	46	－	－	－	46
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	－	－	－	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	－	－	－	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	－	－	－	0.006
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	－	－	－	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.4	0.6	0.1	0.1	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.7	7.7	7.9	7.5	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑭

			施設名	新町緑地	中央緑地		新町通り小広場	古川玉津橋線東北ﾓﾆｭﾒﾝﾄ
			検査日	R6.11.26	R6.7.2	R7.2.12	R6.10.9	R6.10.9
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	3.0	2.5	2.8	2.5	2.8
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.6	0.2	0.1	0.4	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.7	7.5	7.9	7.8	7.8
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	1.5	1.5	0.1	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.8	0.8	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑮

			施設名	東町公園	駅本通り公園（手動水栓）	弁財天公園	本町児童遊園	駅西公園
			検査日	R6.10.9	R6.10.9	R6.10.9	R6.10.9	R6.10.9
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.8	2.8	2.7	2.9	2.7
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.6	8.1	8.0	7.5	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.5	1.1	0.3	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.9	0.4	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑯

			施設名	北新田公園	御舟川緑道	トリム公園	ほたるの里	若葉町みんなの広場
			検査日	R6.10.9	R6.10.9	R6.6.17	R6.6.17	R6.6.17
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.3	2.3	0.4	0.5	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	6.7	8.5	2.7	2.7	2.9
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.5	0.6	0.3	0.2	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.2	6.6	7.4	7.6	7.4
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.6	0.1未満	0.4	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.3	0.1未満	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑰

			施設名	新田 児童遊園	安知生 モニュメント	沢ちびっこ 広場	大南みんな の広場	上川原 公園
			検査日	R6.6.17	R6.6.17	R6.6.17	R6.6.17	R6.9.4
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	1.1	0.8	0.5	0.6	0.7
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	3.9	3.2	3.0	2.6	3.0
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	6.9	6.9	7.7	7.3	7.2
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	1.4	0.5	1.0	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.7	0.3	0.6	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑱

			施設名	砂盛公園	川沿公園	古川 児童遊園	清水公園	小川公園
			検査日	R6.9.4	R6.9.4	R6.9.4	R6.9.4	R6.9.4
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	0.5	0.3	0.6	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.8	2.5	38.1	2.5	3.0
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.9	7.9	7.9	7.6	7.6
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.6	1.0	2.9	0.1未満	0.2
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1	1.6	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑲

			施設名	秋吉公園	喜多川公園	市民の森	西条小学校	神拝小学校（給食室）
			検査日	R6.9.4	R6.9.4	R6.8.20	R6.7.16	R6.7.16
			地図№					
№.	水質基準項目	（単位）	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	－	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	－	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	0.3	－	0.4	0.5
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	0.08未満	0.09
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	0.005未満	0.005未満
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.0003未満	0.0003未満
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	0.012	0.002
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	0.003	0.003
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	0.005未満	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	17.7	2.5
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	12.1	38.1	－	7.2	2.5
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	32	39
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	90	60
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.3	0.5	－	0.3	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.3	7.0	－	7.3	7.7
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	－	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	－	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.3	0.5	－	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.2	0.1未満	－	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	不適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　⑳

			施設名	神拝小学校（校舎）	神拝小学校（体育館横）	神戸小学校	考古歴史館	東部ｳｲﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
			検査日	R6.7.16	R6.7.16	R6.7.16	R6.5.14	R6.5.14
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	37	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.5	1.6	1.1	1.3
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.09	0.08未満	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.001未満	0.002	0.001未満	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.004	0.003	0.002	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	2.5	2.5	2.3	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.8	2.6	3.4	4.8	3.3
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	38	39	42	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	65	62	72	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.8	7.8	6.8	7.4	7.1
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.7	2.0
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3	0.2
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果㉑

			施設名	神拝公民館	神戸公民館	大町公民館	玉津公民館	西条公民館
			検査日	R6.6.12	R6.6.12	R6.6.12	R6.6.12	R6.6.12
			地図№					
№.	水質基準項目	(単位)	基準値					
1	一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.5	0.8	0.5	0.8	0.3
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	2.7	2.9	3.4	3.0	8.5
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	7.8	7.2	7.5	7.3	7.3
48	味	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	1.2	0.2	1.2	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	0.2	0.1未満	0.3	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合	適合	適合

令和６年度公共施設（井戸水）水質検査結果　㉒

			施設名	消防本部	東消防署 飯岡出張所	西消防署 河北出張所
			検査日	R6.9.9	R6.11.18	R6.9.9
			地図№			
№.	水質基準項目	(単位)	基準値			
1	一般細菌	個/ml	100個以下	－	0	0
2	大腸菌	－	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	－	－	－
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	－	－	－
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	－	－	－
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	－	－	－
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	－	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	－	－	－
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	－	1.1	2.7
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	－	－	－
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/l	0.04以下	－	－	－
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	－	－	－
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	－	－	－
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	－	－	－
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	－	－	－
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	－	－	－
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	－	－	－
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	－	－	－
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	－	－	－
35	銅及びその化合物	mg/l	1以下	－	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	－	－	－
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	－	4.7	6.3
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	mg/l	300以下	－	－	－
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	－	－	－
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	－	－	－
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	－	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	－	－	－
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	－	－	－
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	－	－	－
46	有機物（ＴＯＣ）	mg/l	3以下	－	0.7	0.4
47	ｐＨ値	－	5.8以上8.6以下	－	6.7	6.6
48	味	－	異常でないこと	－	異常なし	異常なし
49	臭気	－	異常でないこと	－	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	－	0.1未満	0.1未満
51	濁度	度	2以下	－	0.1未満	0.1未満
判　　定				適合	適合	適合

≪主な項目の説明≫

一般細菌　標準寒天培地(36±1℃、24±2 時間)によって集落を発現する好気性細菌及び通気嫌気性の従属栄養細菌(生育に有機物を必要とする細菌のことで、光合成細菌などの独立栄養細菌を除いた細菌)の総称

一般細菌は清浄な水には少なく、汚れている水ほど多い傾向があるので、水の汚染状況や飲料水の安全性を判定する上での有効な指標の一つとなる。

一般細菌として検出される細菌の多くは、病原菌との直接的な関連性はないが、一般細菌が多数検出される水は、糞便によって汚染されていることが疑われる。

大腸菌群　大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の総称。人や哺乳動物の糞便性由来のものが主であるが、土壌、穀物など自然界に由来するものもある。

大腸菌群の多くは非病原性であるが、なかには腸管毒素原生大腸菌、腸管侵襲性大腸菌、腸管病原性大腸菌、腸管出血性大腸菌のような病原性大腸菌もある。

亜硝酸態窒素　亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素　水中に含まれる硝酸イオン及び硝酸塩に含まれている窒素(硝酸態窒素)と、亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素(亜硝酸態窒素)を合計した量のこと。主な汚染源としては、肥料の使用、腐敗した動植物、生活排水、陸上処分された下水汚泥、工場排水、ごみの残りかす、すすなどの微粒子を含んだ空気の洗浄水などである。

浅井戸は地表水や深井戸に比べて肥料や家庭排水、工場排水などの地下浸透による影響を受けやすいため、硝酸態窒素濃度が高い傾向にある。

塩化物イオン　塩化物が水の中に溶けているときの塩素分のこと。塩化物イオンは自然界に広く存在しているが、この多くは地質に由来するものである。

海水中には約 19,000mg/L 含まれている。海岸地帯では海水の浸透等の影響で、濃度が高くなることもある。水道水において塩化物イオンを測定する意義は、健康影響に関することよりも味に関する項目にあり、水中の塩化物イオンが 250mg/L を超えると塩味を感じるといわれている。

カルシウム・マグネシウム等(硬度)　水中のカルシウムイオン、マグネシウムイオン量を、これに対応する炭酸カルシウムに換算し mg/L で表したもの。 水中のカルシウム塩及びマグネシウム塩の成因は、主として地質からくるものであるが、海水、工場排水、下水などの混入によることもある。硬度は水の味に影響を与え、硬度の高い水は口に残るような味がし、硬度の低すぎる水は淡白でコクのない味がする。

おいしい水の条件としては、硬度が適度(10～100mg/Lくらい、中でも 50mg/L 前後が多くの人に好まれるといわれている。)に含まれていることが必要である。さらに、カルシウムとマグネシウムのバランスも重要で、カルシウムに比べてマグネシウムの多い水は苦みを感じるといわれている。

蒸発残留物　検水をそのまま蒸発乾固したときに残る物質の総量を mg/L で表したもの。水道水の主な蒸発残留物の成分は、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、ケイ酸などの塩類及び有機物でほとんどが地質に由来する。

蒸発残留物に含まれる無機塩類は一般に味に影響し、多く含んだ場合や極端に少ない場合も味をまずくする。一般に水道水では200mg/L以下で、多くても300mg/Lを超えることはほとんどない。まれに海水の影響を受けた地下水や、鉱山湧水など硬度の高い水で蒸発残留物の値が高いことがある。その他、蒸発残留物の増加要因としては、下水放流水、工場排水などの人工的な排出源があげられる。

≪おいしい水の要件≫

「名水」の多くは飲料水として利用され、「おいしい水」の代名詞のように使用されていますが、「名水」は必ずしも「おいしい水」であるとは限りません。「おいしい水」とは、「安全な水」で”喉ごし爽やか”で安心して飲める水のことです。


「名水百選」認定書

名水の名称　うちぬき

所在地　愛媛県西条市

右は水環境の保全状況が極めて優良であるためここに「名水百選」の一つとして認定します

昭和六十年七月二十二日

環境庁水質保全局長　佐竹五六

「うちぬき」は「名水」であって、しかも「おいしい水・安全な水」でもあるという恵まれた条件を備えています。 昭和60(1985)年、この「うちぬき」が環境庁(現環境省)により「名水百選」に選定されました。「名水百選」は、清澄な水で、古くから地域住民の生活にとけ込んでいる水を再発見することを目的として選定されたものですが、これによって市民は初めて「うちぬき」が全国的にも貴重なものであることを知り、誇りを感じるようになったのです。

また、平成7年、平成8年には、岐阜県揖斐川町において開催された”いびがわ”ミズみずフェスタ実行委員会が主催した”全国利き水大会”で2年連続全国1位のおいしい水に選ばれました。


認定証

第一位　愛媛県西条市　うちぬきの水

平成八年五月三日に開催いたしました日本どまんなかへいびがわ〉ミズみずフェスタにおいて全国都道府県からおよりーい水を集結し第三回全国利き水大会を行い平成七年の結果踏まえ認定となり第一位ここに認定書を贈ります

平成八年五月三日

日本どまんなかへいびがわ〉ミズみずフェスタ実行委員会


認定証

第一位　愛媛県西条市　うちぬきの水

平成七年五月三日に開催いたしました日本どまんなかへいびがわ〉ミズみずフェスタにおいて全国都道府県からおよりーい水を集結し第二回全国利き水大会を行い平成七年の結果踏まえ認定となり第一位ここに認定書を贈ります

平成七年五月三日

日本どまんなかへいびがわ〉ミズみずフェスタ実行委員会

○西条の地下水がおいしい理由

・伏流水であること。

天然の浄化(ろ過)作用が水をきれいにする。

外気温に影響されず、温度変化が少ない。

・石鎚山系から瀬戸内海までの距離が短く、高低差が大きいこと。

河川は比較的急流で水が淀まないので、水の味を悪くする成分が溶け込みにくい。

軟水で癖がなく飲みやすい。

石鎚山系には水の味を悪くするような成分が少ない。

・地下水の浸透区域から自噴地域までの距離が短いこと。

地下にある時間が短いため、ミネラル分が溶け込みにくい。

湧泉やうちぬき等によって常に地下水の揚水があるため、地下水の循環が促され、湛水が防止され、浄化作用が繰り返し行われていること。

昭和60(1985)年厚生省（現厚生労働省）の諮問で設けられた「おいしい水研究会」が発表したおいしい水の要件は次のとおりです。

項目	おいしい水の要件	内　　容
蒸発残留物	30～200mg/ℓ	主にミネラルの含有量を示します。多いと苦味等があり、適度に含まれるとまろやかな味がします。
硬度	10～100mg/ℓ	ミネラルの中で量的に多いカルシウムとマグネシウムの含有量を示します。硬度が低い水はくせがなく、高いと好き嫌いが分かれます。
遊離炭酸	3～30mg/ℓ	水の中に含まれる炭酸ガスのことで、清涼感を与えますが、多いと刺激が強くなります。
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/ℓ以下 TOC として 1mg/ℓ以下 （仮定）	有機物量を示し、多いと渋みが増し、水の味が損なわれます。
臭気度	3 以下	臭いがあると不快感を与えます。
残留塩素	0.4mg/ℓ以下	濃度が高いと水にカルキ臭を与え、水の味をまずくします。
水温	最高 20℃以下	適度に冷えていることでおいしく感じます。

水の「おいしさ」とは、のどの渇き具合など飲む人の体調や、気温、湿度などの環境条件によって変わりますので一概にはいえません。この目安は、水道水についての目安として各水道局が基準としているものです。ミネラルウォーターのおいしさとは違いますが、参考として表記します。

＜おいしい水研究会（昭和60年4月24日）から＞

■市内のうちぬきスポットのおいしい水データ

（令和７年２月２５日採取）

項目	おいしい水の要件	うちぬき広場	加茂川左岸 うちぬき公園	総合福祉センター 水汲み場
蒸発残留物	30～200mg/ℓ	100	98	100
硬度	10～100mg/ℓ	22	40	38
遊離炭酸	3～30mg/ℓ	1.3	3.5	1.8
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/ℓ以下 TOC として 1mg/ℓ以下 （仮定）	<0.3 （TOC として）	<0.3 （TOC として）	<0.3 （TOC として）
臭気度	3 以下	異常なし	異常なし	異常なし
残留塩素	0.4mg/ℓ以下	<0.05	<0.05	<0.05
水温	最高 20℃以下	13.4	14.8	14.2

※赤字は要件を満たしていない項目

■市内の名水水質調査

弘法大師にゆかりのあるといわれる名水について、一般項目調査を実施しています。

場所	日付	検査項目	色度	濁度	臭気	味	pH	塩化物イオン	硝酸態及び亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物(TOC)	一般細菌	大腸菌群
		水質基準	5度以下	2度以下	異常でないこと		5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100/ml以下	検出されないこと
弘法水	H5.1.11	適合	0	0	異常なし	異常なし	7.3	85.1	1.08		※0.7	0	陰性
	H6.2.14	適合	1未満	2未満	異常なし	異常なし	6.8	87.9	0.97		※0.9	0	陰性
	H6.10.18	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	72.3	0.6		※1.2	0	検出せず
	H7.2.15	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	92.1	0.7		※1.1	0	検出せず
	H8.3.4	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	56.7	0.8		0.3	0	検出せず
	H8.7.29	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	50.4	1.0		1.1	0	検出せず
	H9.11.4	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	58.8	1.5		0.6	0	検出せず
	H10.10.12	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	95.0	1.7		1.1	0	検出せず
	H11.9.13	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.1	113.4	1.6		0.5	0	検出せず
	H12.11.28	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	78.0	1.7		0.5	2	検出せず
	H14.2.12	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	65.9	1.5		0.6	4	検出せず
	H14.11.25	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	65.2	1.7		0.6	0	検出せず
	H15.12.8	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	51.0	1.5		0.6	0	検出せず
	H17.1.17	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	58.9	1.4		0.1未満	0	検出せず
	H17.11.22	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	62.1	1.4		0.1	2	検出
	H17.11.29	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	62.8	1.4		0.1未満	3	検出
	H19.1.16	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	49.3	1.5		0.1未満	0	検出せず
	H19.11.27	不適合	1未満	0.5未満	下水臭	検査せず	7.4	77.2	1.5		0.1未満	0	検出せず
	H20.3.3	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.6	36.7	1.4		0.1未満	0	検出せず
	H20.11.25	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	35.5	1.6		0.1未満	0	検出せず
	H21.11.2	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	37.8	1.5		0.1未満	0	検出せず
	H22.11.1	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	36.9	1.1		0.1	0	検出せず
	H23.11.7	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.2	35.5	0.9		0.3未満	0	検出せず
	H25.3.12	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	31.9	0.7		0.3未満	1	検出せず
	H26.3.4	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.4	32.9	0.7		0.3未満	4	検出せず
	H27.2.24	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	7.3	34.5	0.6	0.02未満	0.3未満	1	検出せず
	H28.2.15	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.5	28.5	0.6	0.02未満	0.3未満	4	検出せず
	H29.2.14	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.6	28.7	0.6	0.004未満	0.3未満	1	検出せず
	H30.2.13	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.8	32.0	0.6	0.004未満	0.3未満	8	検出せず
	H31.2.7	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.6	31.0	0.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず
	R2.2.5	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.7	28.0	0.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず
	R3.2.2	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.4	26.0	0.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず
	R4.2.17	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.5	31.0	0.5	0.004未満	0.3未満	2	検出せず
	R5.2.27	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.4	33.0	0.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず
	R6.2.26	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.5	34.0	0.5	0.004未満	0.3未満	1	検出せず
	R7.2.25	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	7.4	26.0	0.5未満	0.004未満	0.3未満	0	検出せず

場所	日付	検査項目	色度	濁度	臭気	味	pH	塩化物イオン	硝酸態及び亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機物(TOC)	一般細菌	大腸菌群
		水質基準	5度以下	2度以下	異常でないこと		5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	0.04mg/l以下	3mg/l以下	100/ml以下	検出されないこと
芝井の泉	H4.12.7	不適合	0	0	異常なし	異常なし	5.7	11.4	5.54		0.7	7	陽性
	H5.1.11	不適合	0	0	異常なし	異常なし	5.6	11.7	5.29		0.6	0	陰性
	H5.3.10	適合	0	0	異常なし	異常なし	5.8	9.6	5.18		0.9	2	陰性
	H6.2.14	不適合	1未満	2未満	異常なし	異常なし	5.8	11.3	5.13		1.1	10	陽性
	H6.10.18	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.6	15.6	8.2		1.2	110	検出
	H7.2.15	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.8	12.1	6.0		1.5	17	検出
	H8.3.4	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.9	10.6	5.9		0.4	5	検出
	H8.7.29	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.8	15.6	10.5		1.8	1	検出
	H9.11.4	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.9	13.5	7.6		0.9	6	検出
	H10.10.12	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.8	11.3	7.1		1.1	14	検出
	H11.9.13	不適合	1	0.5未満	異常なし	異常なし	5.9	8.5	5.7		0.2未満	6	検出
	H12.11.28	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.9	7.8	5.4		0.8	22	検出
	H14.2.12	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.2	7.1	4.3		0.9	23	検出
	H14.11.25	不適合	1	0.5未満	異常なし	異常なし	6	9.9	5.7		1.1	5	検出
	H15.12.8	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	5.8	8.5	4.5		1.1	8	検出
	H17.1.17	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.4	9.8	5.1		0.5	140	検出せず
	H17.11.22	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.1	9.1	3.4		0.5	2	検出
	H19.1.16	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	9.3	3.9		0.4	0	検出せず
	H19.11.27	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.1	8.4	3.4		0.4	130	検出
	H20.11.25	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.2	8.7	3.6		0.6	4	検出
	H21.11.2	不適合	3	0.5	異常なし	検査せず	6.1	8.7	3.1		0.5	300	検出
	H22.11.1	不適合	1	0.5未満	異常なし	検査せず	6.2	6.8	2.3		0.5	58	検出
	H23.11.7	適合	1	0.5未満	異常なし	異常なし	6.2	5.5	2.2		0.5	40	検出せず
	H25.3.12	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.1	6.6	4.3		0.5	4	検出せず
	H26.3.4	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.2	6.1	3.7		0.4	26	検出せず
	H27.2.24	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.2	7.5	3.8	0.02未満	0.4	48	検出せず
	H28.2.15	不適合	1.1	0.2未満	異常なし	検査せず	6.2	7.2	3.5	0.02未満	0.4	79	検出
	H29.2.14	適合	0.6	0.2未満	異常なし	異常なし	6.2	7.5	3.4	0.004未満	0.5	40	検出せず
	H30.2.13	不適合	0.8	0.2未満	異常なし	検査せず	6.3	7.9	3.1	0.004未満	0.4	33	検出
	H31.2.7	適合	2.7	0.3	異常なし	異常なし	6.3	7.0	3.0	0.004未満	0.4	36	検出せず
	R2.2.5	不適合	0.9	0.2未満	異常なし	異常なし	6.1	9.0	4.1	0.004未満	0.4	8	検出
	R3.2.2	適合	1.1	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	9.0	3.1	0.004未満	0.5	8	検出せず
	R4.2.17	不適合	2.3	0.7	異常なし	測定不能	6.3	10.0	5.2	0.004未満	0.5	＞300	検出せず
	R5.2.27	適合	0.7	0.2未満	異常なし	異常なし	6.2	10.0	4.3	0.004未満	0.4	17	検出せず
	R6.2.26	不適合	1.8	0.3	微青草臭	異常なし	6.3	9.0	2.6	0.004未満	0.7	100	検出
	R7.2.25	適合	1.1	0.2未満	異常なし	異常なし	6.3	9.0	3.2	0.004未満	0.4	86	検出せず
臼井の水	H19.11.27	適合	1	0.5未満	異常なし	異常なし	6.2	9.1	5.6		0.3	2	検出せず
	H20.11.25	適合	1	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	8.5	5.7		0.3	12	検出せず
	H21.11.2	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	7.7	4.4		0.2	14	検出せず
	H22.11.1	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	検査せず	6.3	6.0	3.3		0.3	4	検出
	H23.11.7	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.3	5.7	5.2		0.3未満	16	検出せず
	H25.3.12	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	検査せず	6.3	5.5	4.8		0.3未満	5	検出せず
	H26.3.4	不適合	1未満	0.5未満	異常なし	検査せず（沈渣有）	6.4	5.9	4.7		0.3未満	300以上	検出せず
	H27.2.24	適合	1未満	0.5未満	異常なし	異常なし	6.4	6.5	3.3	0.02未満	0.3未満	6	検出せず
	H28.2.15	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	6.0	3.6	0.02未満	0.3未満	26	検出せず
	H29.2.14	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	5.6	3.6	0.004未満	0.3未満	44	検出せず
	H30.2.13	不適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	検査せず	6.5	6.5	3.4	0.004未満	0.3未満	135	検出せず
	H31.2.7	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	6.0	3.5	0.004未満	0.3未満	36	検出せず
	R2.2.5	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	8.0	3.6	0.004未満	0.3未満	25	検出せず
	R3.2.2	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.6	7.0	3.5	0.004未満	0.3未満	0	検出せず
	R4.2.17	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	7.0	3.3	0.004未満	0.3未満	50	検出せず
	R5.2.27	適合	0.5未満	0.3	異常なし	異常なし	6.6	8.0	4	0.004未満	0.3未満	56	検出せず
	R6.2.26	不適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.5	8.0	3.8	0.004未満	0.5	300以上	検出せず
	R7.2.25	適合	0.5未満	0.2未満	異常なし	異常なし	6.4	6.0	3.0	0.004未満	0.3未満	17	検出せず

■水道水および地下水における有機フッ素化合物（PFAS）について

水道水および地下水の有機フッ素化合物（PFOS および PFOA）について、検査を実施しました。

水道水および地下水中の PFOS および PFOA は国の暫定目標値を十分に下回っており、安全性に問題がないことを確認しています。

≪有機フッ素化合物（PFAS）及び PFOS、PFOA とは≫

有機フッ素化合物（PFAS）とは、フッ素を含む有機化合物の総称のことです。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）はその一種で、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な性質を有していることから、これまで消火薬剤や表面処理などの用途に使用されてきました。

令和６年度　　PFOS 及び PFOA 水質検査結果

水道区分	地区	位置図番号	採水場所		水源地	結果（採水日：R7.2月） 単位：mg/L	ng/L 換算値	備考（担当課）
上水道	西条	①	西条西部1	禎瑞下集会所	西田水源地	0.000001 未満	1未満	水道工務課
		②	西条西部2	難波集会所	鍋倉新開水源地	0.000001 未満	1未満	
		③	西条東部1	ｵﾚﾝｼﾞﾊｲﾂ集会所	福武水源地	0.000001 未満	1未満	
		④	西条東部2	船屋集会所	玉津水源地	0.000002	2	
		⑤	港新地	港新地真空ﾎﾟﾝﾌﾟ場	古川水源地	0.000001 未満	1未満	
		⑥	中野	神戸公園	中野水源地	0.000001 未満	1未満	
		⑦	ひうち	港湾管理事務所	ひうち水源地	0.000001 未満	1未満	
	東予	⑧	東予1	上市配水池	周布水源地 安出水源地	0.000005	5	
		⑨	東予2	庄内公民館	河之内浄水場	0.000001 未満	1未満	
	丹原	⑩	丹原東部	林集会所	北田野第1水源地 田野上方第2水源地 今井第3水源地	0.000002	2	
		⑪	丹原西部1	中川公民館	長野第2水源地 長野第3水源地 来見水源地	0.000002	2	
		⑫	丹原西部2	志河川ﾀﾞﾑ公衆ﾄｲﾚ	河南浄水場	0.000001 未満	1未満	
	小松	⑬	小松1	小松体育館	南川水源地	0.000004	4	
		⑭	小松2	西消防署小松出張所	明穂水源地 安井水源地	0.000006	6	
飲用井戸	丹原	⑮	徳能	地下水No.81	―	0.000005	5	環境政策課
	小松	⑯	明穂	地下水No.90	―	0.000001 未満	1未満	

暫定目標値：PFOS及びPFOAの量の和で 0.00005mg/L（50ng/L）以下

検査方法：固相抽出-LC-MS/MS法

検査機関：公益社団法人 愛媛県総合保健協会


採水場所（①～⑯） 位置図
N
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
東予港
西条市
愛媛県
伊予三芳
伊予小松
伊予氷見
伊予西条
石鎚山
予讃線
今治小松自動車道
いよ小松北IC
いよ小松IC
いよ小松JCT
いよ西条IC
西条IC
法安寺跡
玉之江
今治CC
鈍川温泉
五葉が森
東三方ヶ森
愛ノ山
綱付山
黒瀬ダム
黒瀬峠
二ノ岳
面木山
三ケ森
扇山
寒風山トンネル
西黒森
御代島
滝の宮C
松山自動車道

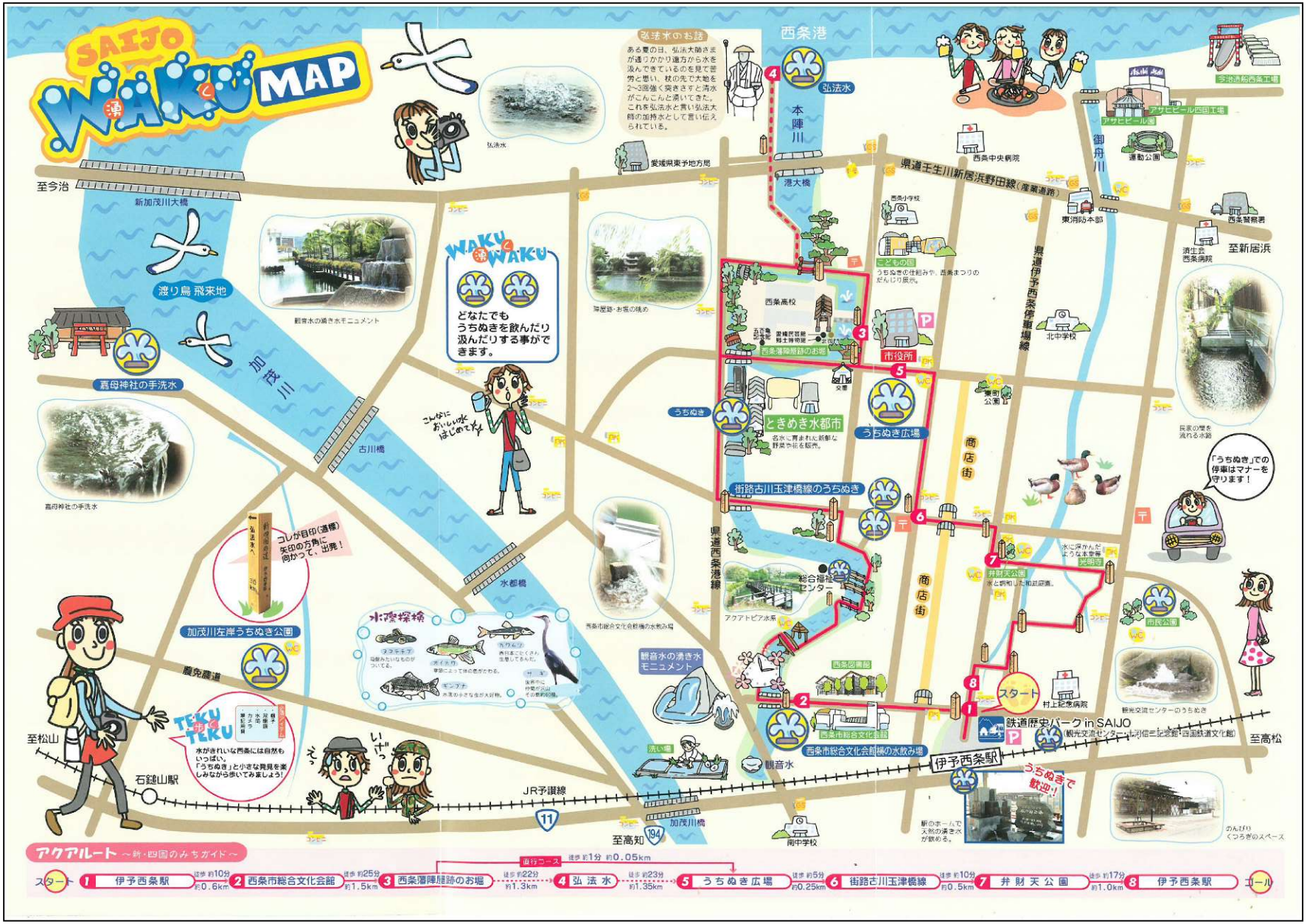
SAIJO WAKU MAP
弘法水のお話
ある夏の日、弘法大師さまが通りかかり遠方から水を汲んできているのを見て苦労と思い、杖の先で大地を2~3回強く突きさすと清水がこんこんと湧いてきた。これを弘法水と言い弘法大師の加持水として言い伝えられている。
西条港
弘法水
本陣川
港大橋
県道壬生川新居浜野田線（産業道路）
愛媛県東予地方局
西条中央病院
西条小学校
こどもの国
うちぬきの仕組みや、西条まつりのだんじり展示。
西条高校
愛媛民芸館
郷土博物館
武四大
西条藩陣屋跡のお堀
市役所
交番
うちぬき
ときめき水都市
名水に育まれた新鮮な野菜や花を販売。
うちぬき広場
街路古川玉津橋線のうちぬき
県道西条港線
商店街
東町公園
県道伊予西条停車場線
北中学校
御舟川
運動公園
東消防本部
西条警察署
清住会西条病院
至新居浜
今治湯船西条工場
アサヒビール西条工場
アサヒビール四国工場
至今治
新加茂川大橋
渡り鳥 飛来地
観音水の湧き水モニュメント
神屋跡・お振の桃の
嘉母神社の手洗水
加茂川
古川橋
水都橋
こんなにおいしい水はじめて！
WAKU WAKU
どなたでも
うちぬきを飲んだり
汲んだりする事ができます。
コレが目印（道標）
矢印の方角に
向かって、出発！
加茂川左岸うちぬき公園
観光農道
水産探検
マコモチチア
ボイカワ
ギンブナ
ウグイ
サギ
観音水の湧き水モニュメント
西条市総合文化会館橋の水飲み場
総合福祉センター
アクアトピア水系
西条図書館
西条市総合文化会館
観音水
洗い場
西条市総合文化会館橋の水飲み場
スタート
村上記念病院
鉄道歴史パーク in SAIJO
（観光交流センター・河信三記念館・四国鉄道文化館）
伊予西条駅
うちぬきで歓迎！
駅のホームで天然の湧き水が飲める。
南中学校
井財天公園
水と調和した和風庭園。
光明寺
水に浮かんだような本堂
市民公園
観光交流センターのうちぬき
のんびり くつろぎのスペース
「うちぬき」での停車はマナーを守ります！
TEKU TEKU
水がきれいな西条には自然もいっぱい。「うちぬき」と小さな発見を楽しみながら歩いてみましょう！
至松山
石鎚山駅
JR予讃線
11
至高知
194
加茂川橋
至高松
アクアルート ～新・四国のみちガイド～
直行コース
スタート
1 伊予西条駅
徒歩 約10分 約0.6km
2 西条市総合文化会館
徒歩 約25分 約1.5km
3 西条藩陣屋跡のお堀
徒歩 約22分 約1.3km
4 弘法水
徒歩 約23分 約1.35km
5 うちぬき広場
徒歩 約5分 約0.25km
6 街路古川玉津橋線
徒歩 約10分 約0.5km
7 井財天公園
徒歩 約17分 約1.0km
8 伊予西条駅
ゴール
徒歩 約1分 約0.05km

5　地下水利用状況について

⑴　上水道利用の生活用水

上水道の水源は、そのほとんどが地下水です（区域概要図は下記）。

市内各地区の上水道給水人口及び１人１日当たりの使用量は、下表のとおりとなっています。

令和5年度上水道給水人口と1人1日当たりの使用量

	人口 （人）	種別	給水人口 （人）	1人1日当たり使用量 （上水道計） (L)	井戸の数 （推定） （本）
西条市	103,972	給水人口	50,163	311	20,313
		年間給水量	5,694,066		

（人口は令和6年3月末日現在）

西条市上水道給水区域

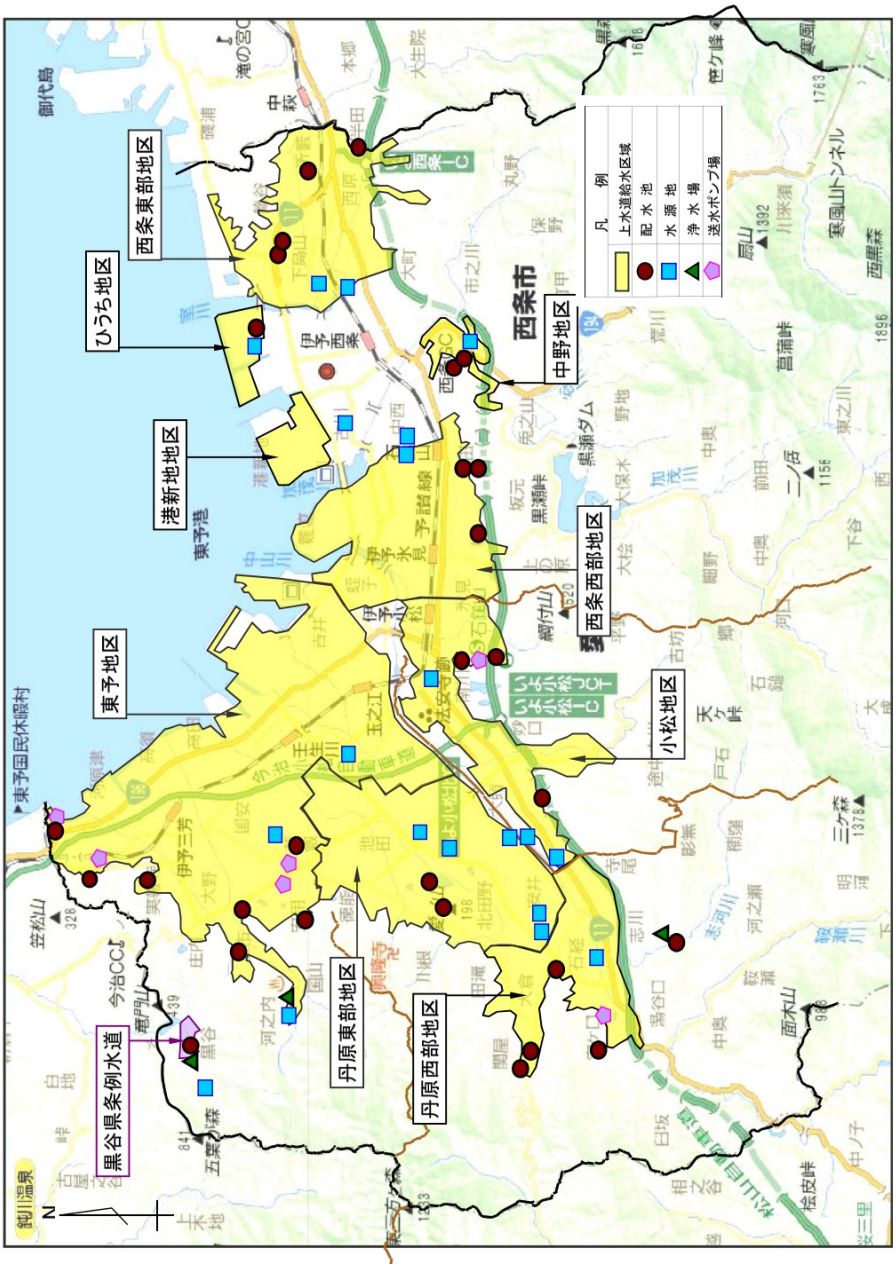

⑵　農業用水

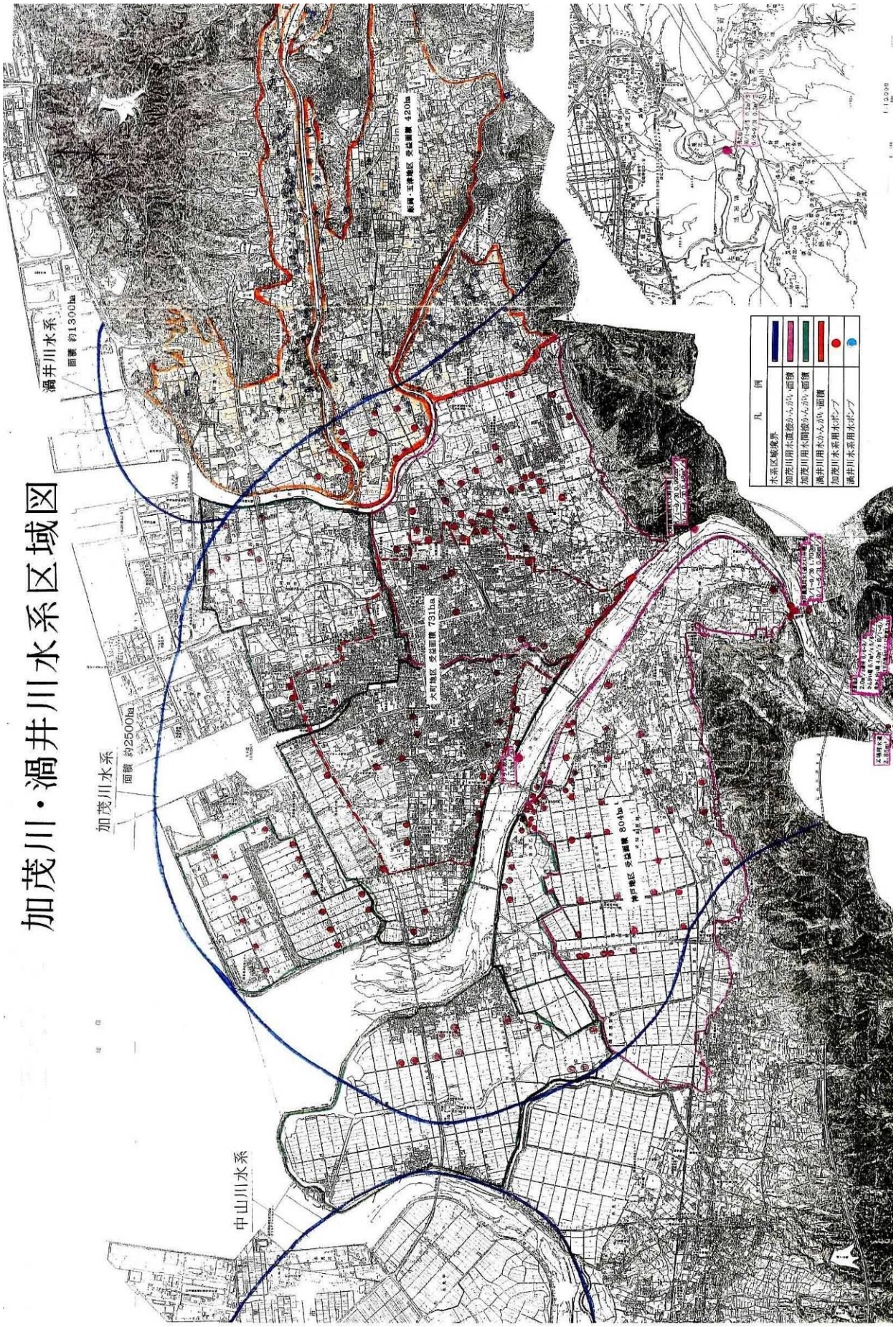
加茂川・渦井川水系区域図
加茂川水系
面積　約2500ha
渦井川水系
面積　約1300ha
中山川水系
凡　例
水系区域境界
加茂川用水直接かんがい面積
加茂川用水間接かんがい面積
渦井川用水かんがい面積
加茂川水系用水ポンプ
渦井川水系用水ポンプ

道前平野土地改良区管内図

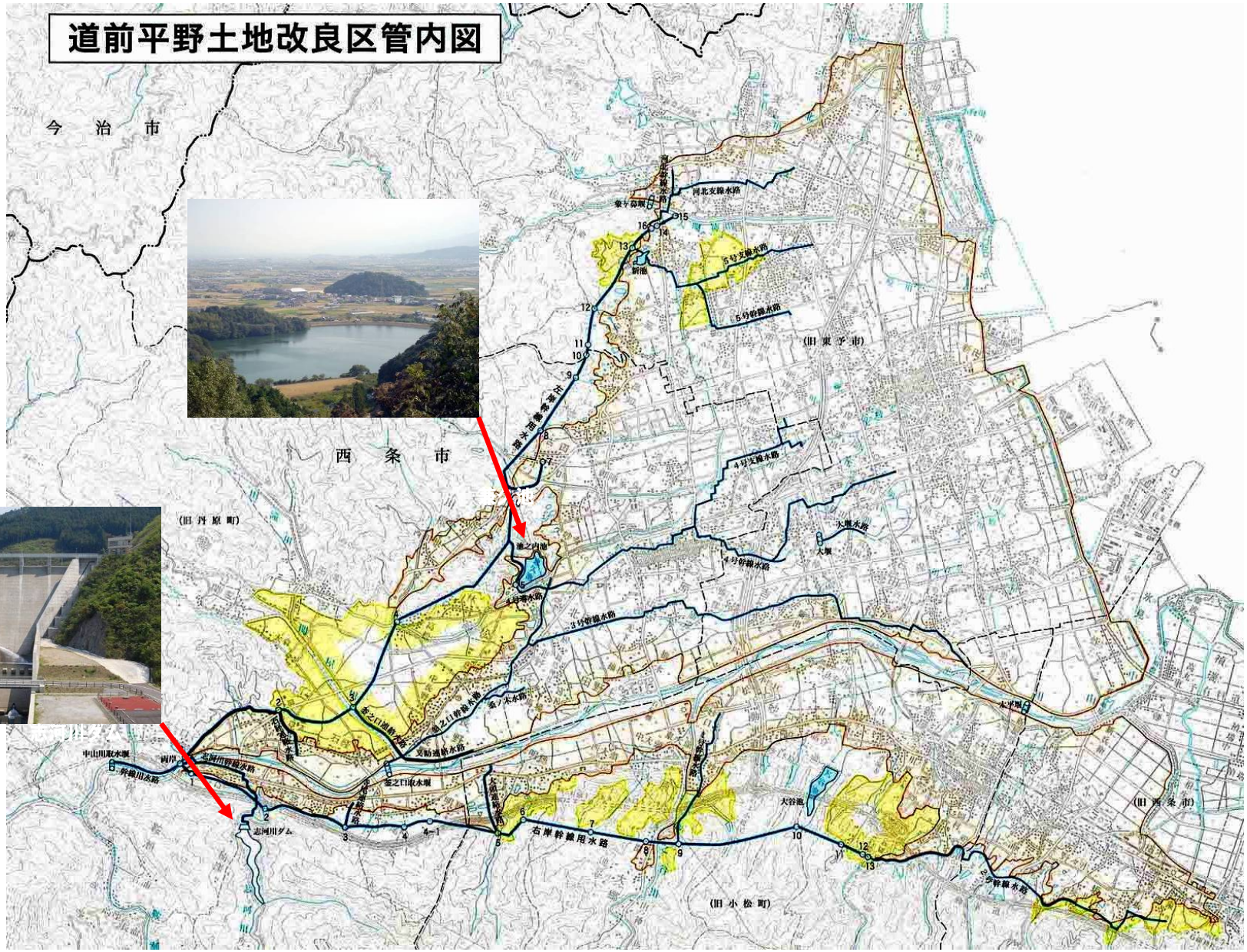

中山川水系（道前平野）区域図

揚水機位置図

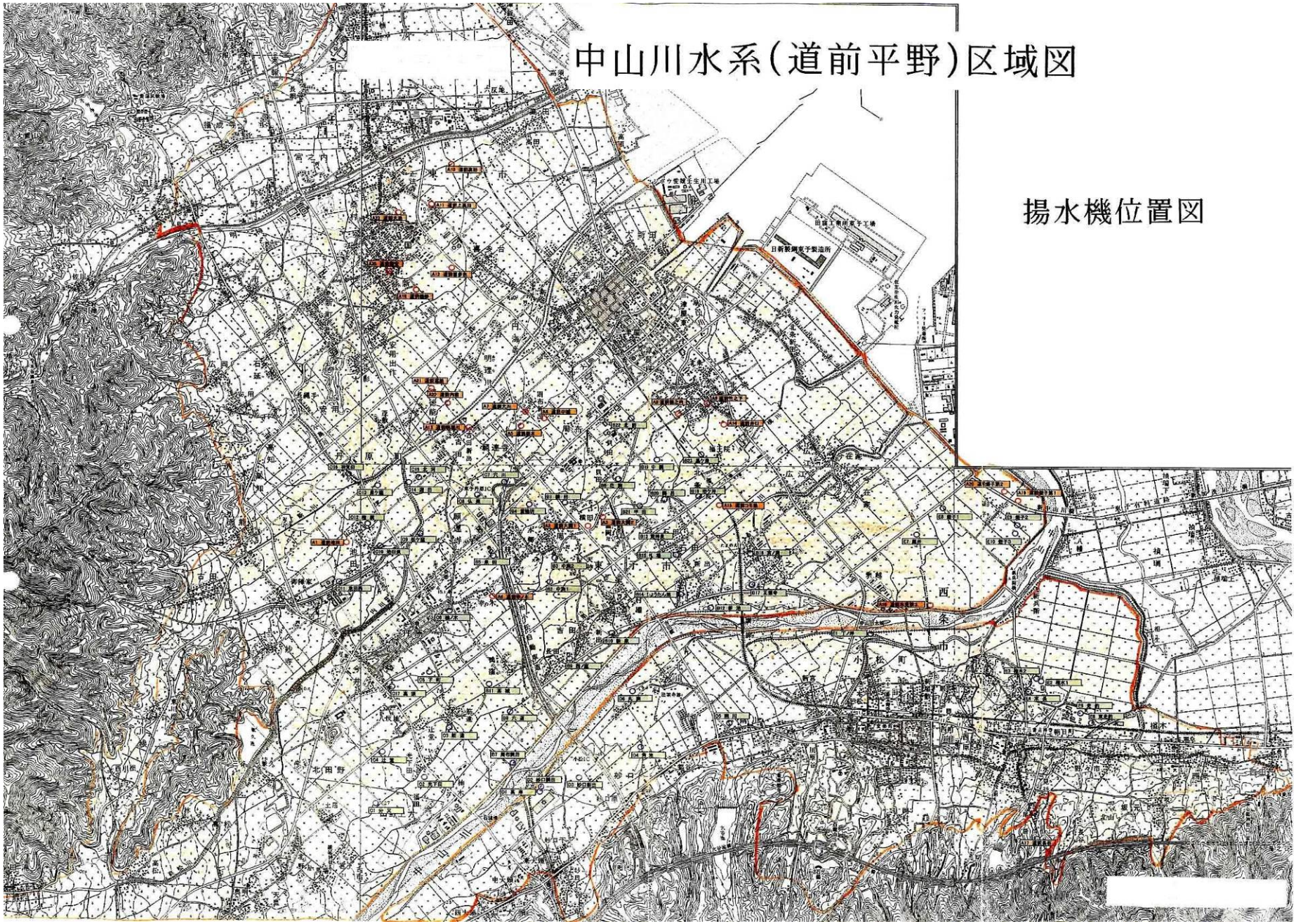

西条市内 ため池位置図

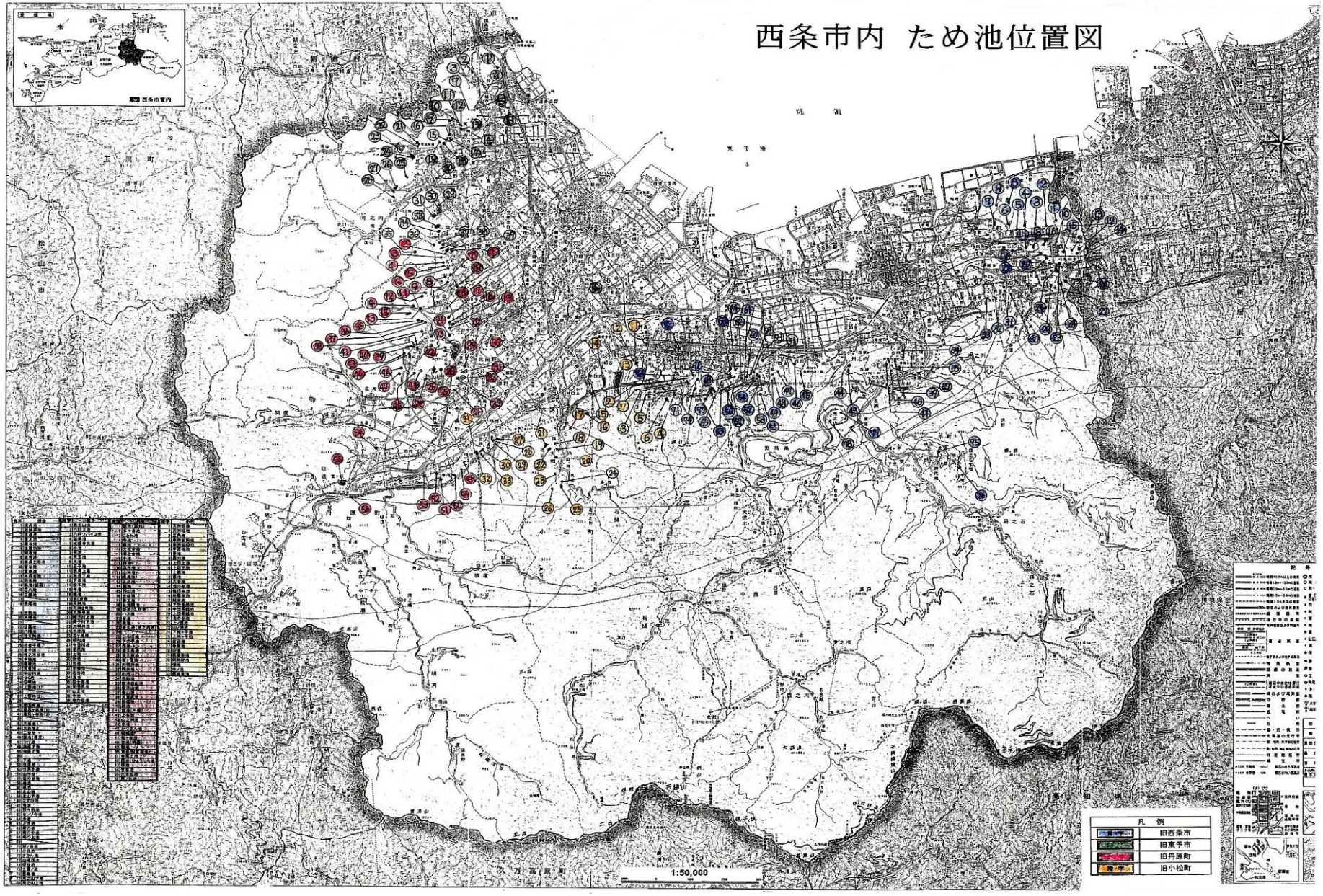

⑶　工業用水

西条地区工業用水道契約給水量（令和７年４月１日現在）及び給水工場

（出典：愛媛県公営企業管理局ＨＰ）

計画給水量（m³/日）	契約給水量（m³/日）	契約率(%)	給水工場
87,420	63,615	72.8	45

西条市地下水利用対策協議会の企業において、地下水は、主に冷却、ボイラー及び製品処理に使われています。

全体的にリサイクル技術の進展と不況による利水企業の廃業により、揚水量の減少が見られる一方で、一部の企業では事業規模の拡大により揚水量の増加が見られます。

西条市地下水利用対策協議会　企業別揚水量（井戸水）の推移

（単位：㎥／日）

No.	企業名	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	(R1年度)R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
1	㈱クラレ西条事業所	7,240	5,930	5,120	5,980	5,440	4,940	7,350	8,070	8,360	11,160	9,530	11,000	10,110	10,480	9,550	9,210	9,470	9,030	9,000	7,900	8,030
2	四国積水工業㈱	810	1,000	635	650	650	640	734	734	307	337	408	374	416	465	400	532	228	256	309	310	255
3	四国電力㈱火力本部西条発電所	552	490	560	458	522	483	488	510	552	524	459	507	595	698	650	672	627	726	558	401	357
	西条地区計	8,602	7,420	6,315	7,088	6,612	6,063	8,572	9,314	9,219	12,021	10,397	11,881	11,121	11,643	10,600	10,414	10,325	10,012	9,867	8,611	8,642
4	フジボウ愛媛㈱壬生川工場	400	410	410	960	1,060	940	960	990	1,090	970	1,000	1,000	1,010	1,000	1,000	1,040	980	1,030	1,160	820	840
5	杉野製紙㈱	1,807	1,899	1,709	1,650	1,426	1,531	1,637	1,482	1,469	1,468	1,370	1,389	1,290	1,288	1,310	1,320	1,294	1,269	1,213	1,132	1,094
6	㈲だるま製紙所	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	280	310	280	280	280	280	280
7	日泉ポリテック㈱西条工場	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312
8	ワイグループ協同組合	377	337	290	326	326	326	500	470	500	550	560	555	615	657	691	666	648	651	636	670	570
9	コカ・コーラボトラーズジャパン㈱小松工場	2,401	2,424	2,359	2,489	2,579	2,426	2,262	2,507	2,201	1,626	1,502	1,083	983	961	720	489	497	355	664	896	650
10	NC四国コンクリート工業㈱	110	125	121	121	108	87	92	98	141	178	190	133	121	111	106	106	103	102	105	108	125
11	㈱ダスキンプロダクト中四国愛媛工場	215	197	209	216	208	204	189	220	195	177	184	189	185	184	204	187	208	222	229	212	183
12	東予園芸農業協同組合	356	412	465	282	283	552	1,114	1	0.05	2	2	2	1	2	3	4	2	2	2	2	2
	周桑地区計	6,288	6,426	6,185	6,666	6,612	6,688	7,376	6,390	6,218	5,593	5,430	4,973	4,827	4,825	4,626	4,434	4,324	4,223	4,601	4,432	4,056
	合計	14,890	13,846	12,500	13,754	13,224	12,751	15,948	15,704	15,437	17,614	15,827	16,854	15,948	16,468	15,226	14,848	14,649	14,235	14,468	13,043	12,698

6　地下水の保全について

⑴　西条市河川の清流を守る条例

「水の都西条」にふさわしい快適な水環境を確保するため、合併前の旧西条市において平成４年３月に「西條市河川の清流を守る条例」を制定、平成４年７月１日から施行しており、合併後の西条市においても継続して施行しています。（合併前：西條市、合併後：西条市）

市では、「西条市清流保全審議会」の意見を聴き、河川のうち特に保全していく必要がある「水質保全区域」として４水系を指定しています。

水質保全区域指定水系名及び延長

水　系　名	延　長
新　町　川　水　系	約　３.１ｋｍ
新　川　水　系	約　５.５ｋｍ
御　舟　川　水　系	約　４.１ｋｍ
馬渕川・サラサラ川水系	約　１.２ｋｍ
計	約１３.９ｋｍ

水質保全区域の水質の目標は、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）３mg／Ｌ以下です。これは、水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」河川Ｂ類型（＝アユが生息できる環境基準）に相当します。

また、水質保全区域の水系を重点的に河川内の除草やごみ拾いなどを行う河川の清掃を、市民や企業の協力のもと行っています。

≪条例抜粋≫

第１条　この条例は、水の都西条にふさわしい快適な水環境を確保するため、河川の清流の保全に関し、基本的事項を定めることにより、人為による水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）を防止するとともに、適正な施策を総合的に推進し、もって現在及び将来にわたる市民の健康で文化的な生活の増進に寄与することを目的とする。

第７条　市民は、河川の清流を守るため、自ら努めるとともに市長が実施する清流保全に関する施策の推進に協力しなければならない。

第８条　事業者は、河川の清流を守るため、最大限の努力をするとともに、市長が実施する清流保全に関する施策の推進に協力しなければならない。

２　事業者は、その事業活動によって生ずる事業排水及び廃棄物の適正な処理並びに水質汚濁の防止に努め、河川の清流を損なわないよう自らの責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。

第12条　市民等は、生活排水又は事業排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。また、下水道整備区域内においては、西条市下水道条例の規定を遵守しなければならない。

第14条　市民等は、空き缶、廃油その他廃棄物を河川に投棄してはならない。

第17条　市民等は、河川に排水を排出しようとするときは、次に掲げる内容に適合するよう処理し、排出しなければならない。

⑴河川の水を著しく変化させるような色又は濁りのないこと。

⑵河川の水温を著しく変化させるような排水温度でないこと。

⑶河川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水でないこと。

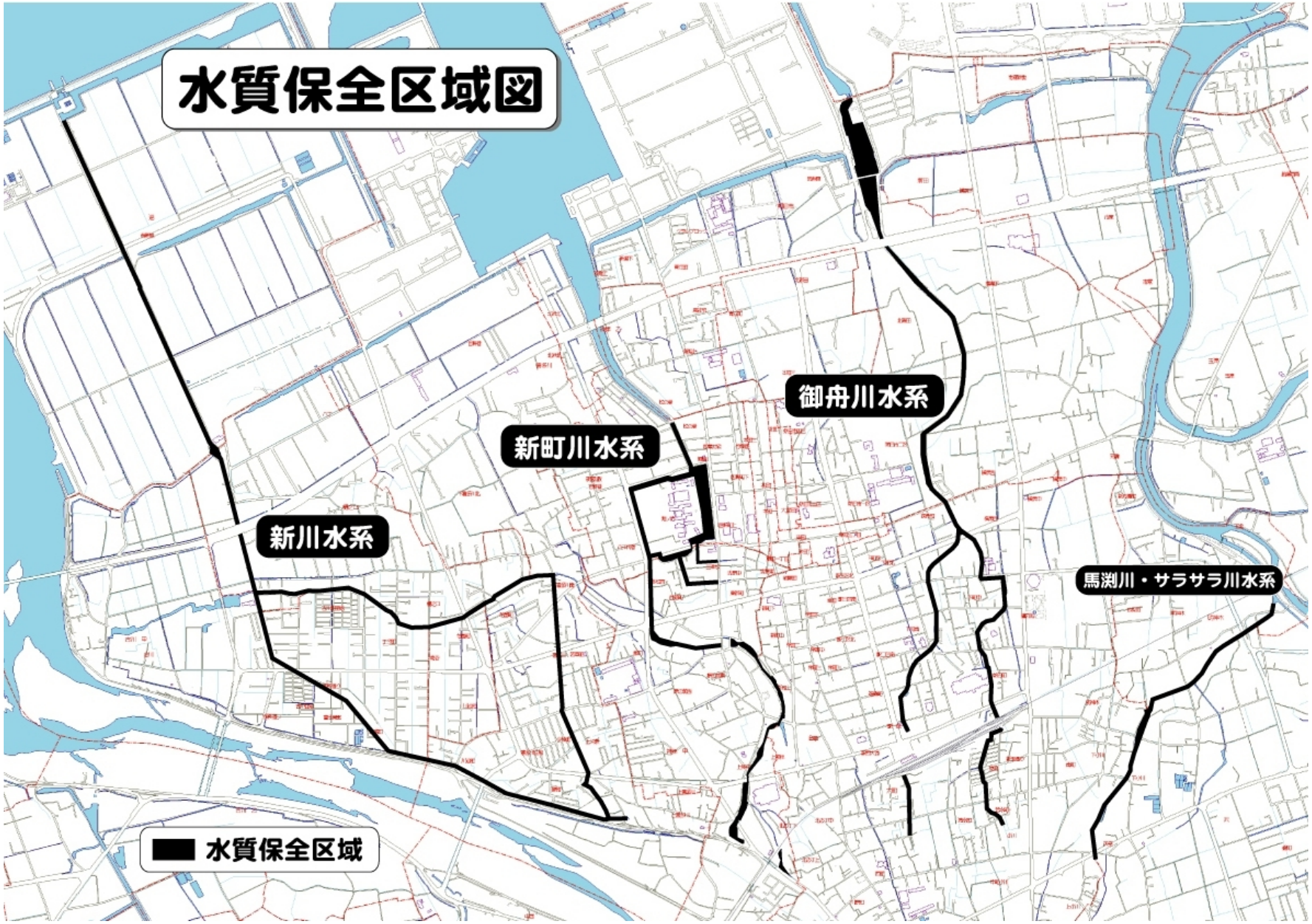
水質保全区域図
御舟川水系
新町川水系
新川水系
馬渕川・サラサラ川水系
水質保全区域

⑵　西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（抜粋）

令和 5 年 4 月 1 日に「西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例」を施行しました。

①　目的

石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与することを目的とする。

②　概要

(1) 地域公水

地下水を市民共有の公共資源と捉え、地域の水循環の特性に配慮して、市民、事業者等及び市が一体となって保全し、及び管理する理念の下、守られる地下水をいう。

(2) 育水

うちぬき文化を継承し、健全な水循環の理念の下に地下水を量及び質の両面で育てながら使う持続可能な地下水利用の考え方をいう。

(3) 市の責務

ア　地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、総合的かつ計画的な施策を講ずるよう努める。

イ　水循環、地下水に関する調査、研究、情報の共有、市民意識の啓発、教育等を積極的に進め、市民及び事業者等が協力し、及び参加することができる仕組みをつくるよう努める。

ウ　市は、育水の普及及び啓発に努めるとともに、市民及び事業者等が育水を実践することができるよう必要な施策を講ずるよう努める。

(4) 市民及び事業者等の責務

ア　育水の下、自ら地下水の保全に努める。

イ　地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全及び採取量の適正化に努める。

ウ　自噴井により地下水を採取する場合は、不使用時の流出防止に協力する。

エ　緊急時の飲料水の確保に協力するなど市の施策に協力する。

オ　育水の考えに基づき、水源涵養に資するよう水利用の適正化に努め、及び相互に協力する。

(5) 地下水保全管理計画

市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用を図るための総合的な計画を定める。

(6) 地下水の保全及び管理の具体策

ア　対象事業※（許可制）

原則として事業実施前に計画･排水処理方法等について周辺住民等に対する説明を実施のうえ、申請し、設置の許可を必要とする。

※対象事業は以下の通り。

・一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業

・ゴルフ場を営む事業

・砕石業

・採石業

・砂利採取業（河川の氾濫防止及び河床目詰まり防止のための工事は除く。）

・生コンクリート又はセメント製品製造業

・石油精製業（潤滑油再生業を含む。）

・有機化学工業製品製造業

・その他地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業として市長が認めるもの

イ　有害物質使用事業場（届出制）

有害物質使用事業場を設置するときは、届出を必要とする。

ウ　地下工事※（届出制）

地下工事を実施するときは､原則として周辺住民等に対する事前説明並びに水質検査及び水量調査の実施を必要とする。

※地下工事とは、集合住宅、橋梁その他の建設に係る基礎工事等で、地下水の水質に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事で、地下５メートルを超えて杭、コンクリート構造物等を設置する工事をいう。ただし、地質調査のためのボーリング工事、打ち抜き工事（地下水を採取するため管を打ち込むもの）を除く。

エ　井戸の設置（許可制）

新たに井戸を設置する場合または既存の井戸を変更して設置する場合､原則として採取の内容について､周辺住民等に対する事前説明及び影響調査を実施の上､設置の許可を必要とする。

(7) 異常時の対策

ア　汚染時

有害物質使用事業場設置者、汚染を引き起こした者等は、原因を調査し、浄化事業を実施す

る。

イ　渇水時、災害時

市長は、必要が生じたときは、採取制限を命ずることができる。

(8) 罰則

命令違反者等は、懲役又は罰金に処する。

資 料 編

≪地下水パンフレット　～未来につなぐ　さいじょうの地下水～≫

地下水Q&A

地下水は、西条市に生きる私たちのライフライン。Q&Aで地下水のことを改めて知ろう！

Q1. 西条市で、生活に地下水を利用している人はどれくらいいるの？

A1. 市民の90%以上が生活に地下水を利用しています。

市民の約半分が利用している上水道の水源は、90%が地下水です。家に井戸がある人だけでなく、地下水は市民生活に欠かすことができないものです。

Q2. 地下水はどれくらいで私たちに届くの？

A2. 20年～60年かかるといわれています。

山で降った雨が地面に浸透し、地下水として私たちのもとに届くまで、場所によって異なりますが、長い年月がかかります。

Q3. 地下水は今後もずっと使えるの？

A3. みんなで守っていく必要があります。

西条市では、「西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例」を2022年に定め、地域の地下水利用のルールを規範化し、地域で保全・管理していくという、「地域公水」の理念を盛り込みました。地下水を利用する私たちが、「使った地下水はきれいにして地下へ還す」地下水を量・質の両面で育ててから使う」という「育水」の意識を持つことが大切です。市では定期的に地下水位・水質を調査し、異常がないかモニタリングしています。行政だけでできることには限りがあるため、地下水を守る市民一人ひとりのアクションがとても大切です。

リアルタイムの地下水位をチェックしてみよう！

地下水の状況に関心を持ち、節水等に取り組んでみませんか。

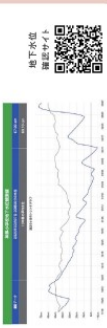

地下水位確認サイト

市民みんなが主役で西条の水を守り育てよう

西条市地下水保全協議会 会長
京都府立大学 公共政策学部 教授
川勝 健志

西条の水を誰がどのように将来にわたって守り育てていくのか。その**主役は、行政だけでなく、市民の皆さん**です。地下水の管理者として一定の権限と責任を持つ行政の役割や科学的な知見を提供してくれる専門家の意見は重要です。しかし、皆さんにとって、西条の水は単に利用できれば良いというものではなく、**市のシンボルである「うちぬき」を守るとともに、「おいしい水」と評されている水質を維持する**ことではないでしょうか。

西条の水が10年後、20年後、さらにはその先どのような姿であってほしいのか、またそれを実現していく過程で水がどのように守られ、活用されることが皆さんの幸せにつながるのかは、市民の皆さんが集まり検討する中で初めて具体化されます。そうした「話し合いの場」となっているのが、西条市地下水保全協議会です。しかし、協議会だけでは参加者の幅は自ずと限られてしまいます。

今後は「地下水ラボ」のようなワークショップなど多様な参加の機会を創出し、市民の声を幅広く集め、"地域公水"の理念を実質化していく必要があります。**「水の都・西条」の未来のために、皆さんの参加と協働が求められている**のです。

LOVE SAIJO Action! SDGs いっしょにやろや ちょっとずつ

西条の地下水をもっと詳しく知るにはこちらから→

発行：西条市

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 ／ 環境部 環境政策課 環境推進係　TEL：0897-56-5151

令和7年3月発行・掲載している情報やデータは発行当時のものです

「水の都 西条」水の恵みを感じる暮らし

水に恵まれた西条市。
西日本最高峰・石鎚山などの山々が水を土壌に蓄え、市内至る所で水が湧き出ています。
私たちが「うちぬき」と呼ぶこの地下水は、江戸時代から親しまれ
日本の「名水百選」にも選ばれています。
こんなにきれいでおいしい水はものづくりや食に活かされるとともに、
西条市のシンボルとなる風景。
暮らしの中にあたりまえにある地下水は、西条市民の日々に欠かせないものです。
この冊子は「うちぬき」や地下水のいまを知り、未来につなぐための１冊です。

LOVE SAIJO

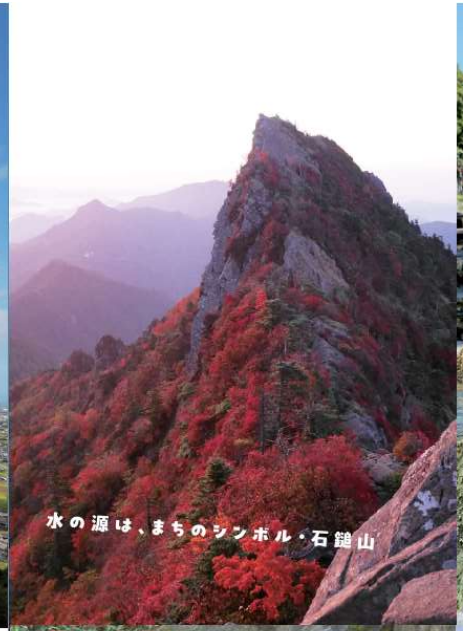

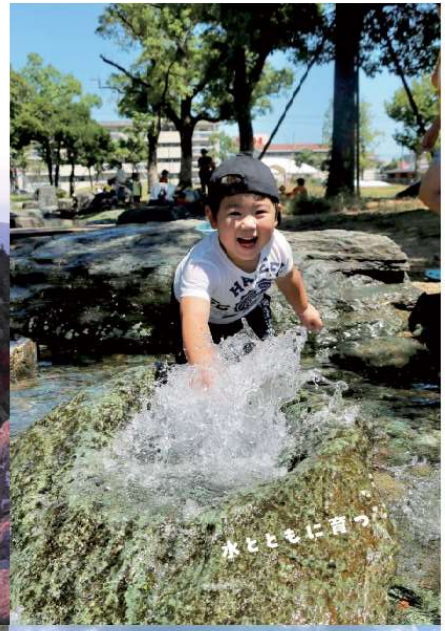

西条の地形と地下水のしくみ

なぜ「水の都」といわれるほど、西条は水に恵まれているの？

その答えは、西条独自の水環境と地形にあります。瀬戸内式気候の西条市。平野部の降水量は多くありませんが、その2~3倍の雨が山に降ります。その水が、地面や川を通して地中に染み込み、西条平野、周桑平野、それぞれの地下に豊富に蓄えられています。そして、西条平野を流れる加茂川は、水源(山)から河口(海)までが1つの自治体で完結している日本でも珍しい川で、私たちは1つの流れを1つのまちのみんなで分け合いながら生きています。

「いずんでいる」まちをいつまでも

豊富な地下水は私たちにとってとても身近な存在です。市内の約半分の家庭には井戸があり、地下水をそのまま生活に使っていますが、「そのまま飲める」という地下水の安全性の高さは日本でもトップレベルです。さらに、地下水は「うちぬき」をはじめ、自然に湧き出る泉など西条市ならではの風景をつくっています。「泉が湧き出る=いずむ」という古くからの方言もあるんですよ。

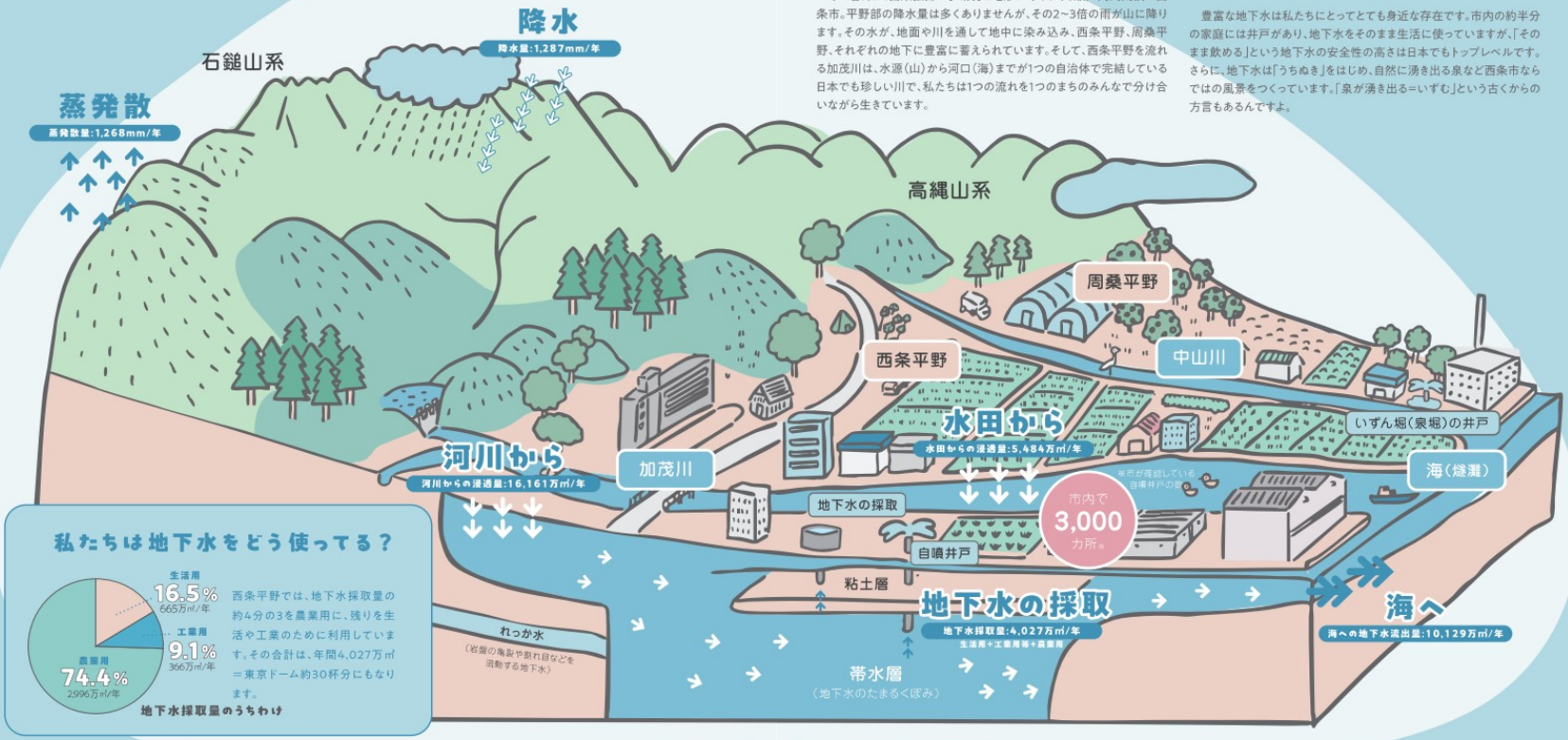

私たちは地下水をどう使ってる？

地下水採取量のうちわけ

西条平野では、地下水採取量の約4分の3を農業用に、残りを生活や工業のために利用しています。その合計は、年間4,027万㎥=東京ドーム約30杯分にもなります。

※数値は、西条平野(2007~2013)の平均で、「高瀬・徳増2019」より引用しています。

豊かな水環境だけど、いま、こんな問題も…

1. 一部の地域で「塩水化」が起きています

西条平野の沿岸の一部では、地下水の塩化物イオン濃度が水質基準値より高く、飲用に適さない「塩水化」した井戸が存在します。その原因は複合的なものと考えられていますが、一因として挙げられるのは農業用水として地下水をたくさん使っていること。田んぼでたくさん地下水を使うかんがい期(5月~9月)になると、地下水の水位が下がり、その結果、地下水が海水を押し戻す力が弱まって海水の侵入を許すことにより塩水化します。

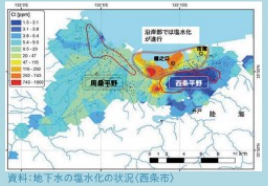

資料:地下水の塩水化の状況(西条市)

2. 山に蓄えられる水の量が減っています

森林や田んぼなどは、雨や雪などを地下にしみこませ、地下水や川にゆっくりと供給する機能を持っています(水源涵養)。特に森林は「緑のダム」と呼ばれる働きをし、土壌に水を蓄え、大雨の時には急激な増水を抑えて洪水を防ぎます。西条市でも森林がその役割を果たしていますが、戦後急激に増え現在は放置されている広大な人工林の手入れ不足が原因で、山の保水力が減っています。水を守るためにも、間伐などの必要な森林整備を適切に実施し、健全な森林を育成することが必要です。

西条の水を未来へ。私たちにできること

まずは、水にふれて親しむ

飲んでおいしく、さわって気持ちがいい地下水。湧いているところに行ってふれてみましょう。西条市内には、「うちぬき」が汲める場所やきれいな水の景色を楽しめるスポットがたくさん。地下水は場所によって味が違うから利き水もできますよ。訪ねてみませんか。

うちぬきマップ

・●の場所は、西条市の管理で定期的に水質検査を行っています。
・市内各地で水・うちぬきとふれあえます。

新町川水系「自然共生サイト」に

アクアトピア水系とエリアを同じくする「新町川水系」は、生物多様性の価値等が評価され、2025年に環境省の「自然共生サイト」として認定されています。

加茂川左岸うちぬき公園

広い田んぼに囲まれた水汲み場。車をすぐ近くに停めることができ、水が汲みやすく田園風景や山々の雄大さを感じられます。

西条市西田新開（橘地区）

弘法水

海からうちぬきが湧き出る不思議な場所。空海が巡礼した際、杖を突きたて湧き出たという伝説があり、地域の方がお世話をしています。

西条市樋之口（西条地区）

新町川水系（アクアトピア水系）

1986年から市が整備した水辺景観のエリアで、市内中心部の約2.4kmを徒歩や自転車で散策して楽しめます。

観音水～陣屋跡（神拝～西条地区）

水を取りまく環境を知り、大切に使う

地下水は豊富にあるとはいえ、今後何年安全でおいしい水が飲めるかわかりません。また、西条市は水道水源のほとんどを地下水に依存しているので、地下水が飲めない状態になると、私たちの生活にも大きな影響を及ぼします。地下水の質や量、環境問題の観点からも、節水や水の課題に目を向けることが私たち市民にとっても大切です。

1人1日あたりの上水道使用量（2023年度）

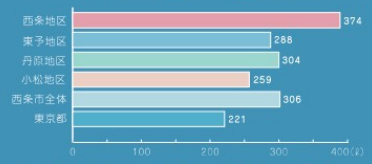

私たちがどのくらい水を使っているかを知ろう

まず現状から。西条市民の上水道使用量を見ると、どのエリアを見ても東京都を上回る結果になりました。西条地区では約2倍の水を使っています。当たり前に使っている水＝限りある資源という視点を持つことが大事です。

水を大切に使おう

出しっぱなしを減らす・やめる、歯磨き中は水を止めてコップを使う、トイレの水は1回で流す、水やりには雨水タンクを使うなど、日常の中のちょっとした心がけで、無駄に流れてしまう水を減らし、節水することができます。

生態系の豊かさを知ろう

水がきれいなおかげで、希少な生きものであるカジカ、カブトガニ、多様な野鳥が西条市に生息しています※1。生きものを観察し、彼らの生息地を保全することも、水を守ることにつながります。

川をよごさず、きれいにしよう

川で遊んだ時のごみは持ち帰ること、川に洗剤などを流さないことを徹底しよう。自然は「来たときよりも美しく」が基本です。川や浜辺のゴミ拾いなどの活動に参加するのもおすすめ。


大雨で水位の上がった加茂川（水都橋から撮影）

川の水を観察してみよう

川の水を気にして見てみると、雨が少ない時は水位が下がっていることや瀬切れ※2を起こしていること、大雨の後は急に増水していることを発見できます。川の水が少なくなると地下水の量にも影響します。

山の木を気にして見てみよう

山に行ったら木を見てみよう。スギ・ヒノキなど針葉樹の人工林と、多様な木が生えた天然林では、身近にはきっと人工林のほうが多いはず。西条市の面積の7割は森林です。森林を守ることは水を守ることにつながります。

※1 西条市は世界的にも重要な水鳥の拠点として、IBA（Important Bird Area 重要野鳥生息地）に認定されています
※2 瀬切れとは、河川の水量が少なくなり、流れが途切れること。川の表面に水が流れていないので、生きもの生息場所が一時的に消滅し、移動もできなくなります

西条市河川の清流を守る条例

平成16年11月1日
条例第152号

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、水の都西条にふさわしい快適な水環境を確保するため、河川の清流の保全に関し、基本的事項を定めることにより、人為による水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）を防止するとともに、適正な施策を総合的に推進し、もって現在及び将来にわたる市民の健康で文化的な生活の増進に寄与することを目的とする。

（清流保全の基本理念）

第2条　この条例において清流とは、流水、河川環境及び市民生活が適正な調和を保つ状況をいう。

2　清流を守るための施策は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の参加、協力及び理解に基づき行われるものとする。

3　清流を守るための施策を進めるに当たっては、土地の所有者及び利害関係者の正当な権利を尊重するとともに、他の公益との適正な調和について配慮しなければならない。

（定義）

第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　河川　西条市内に存する河川及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路並びに遊水池等をいう。

(2)　生活排水　炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い河川に排出される水をいう。

(3)　事業排水　生活排水以外の排水で、工場、事業場等から河川に排出される水をいう。

(4)　浄化装置　河川に排出される排水の浄化に効果のある装置で規則で定めるものをいう。

(5)　下水道　西条市公共下水道をいう。

（水質保全区域）

第4条　市長は、河川のうち特に保全する必要があると認める区域を水質保全区域に指定することができる。

2　市長は、水質保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ西条市清流保全審議会の意見を聴くものとする。

3　市長は、水質保全区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4　前2項の規定は、水質保全区域の変更及び解除について準用する。

（水質の目標）

第5条　市長は、前条に規定する水質保全区域の水質の目標を有機物の汚濁指標である生物化学的酸素要求量で定めるものとする。

2　前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の汚濁

西条市河川の清流を守る条例施行規則

平成16年11月1日
規則第104号

（趣旨）

第1条　この規則は、西条市河川の清流を守る条例（平成16年西条市条例第152号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（浄化に効果のある装置）

第2条　条例第3条第4号の浄化に効果のある装置とは、次に掲げるものをいう。

(1)　合併処理浄化槽

(2)　沈澱槽

(3)　油分離槽

(4)　水切り袋

(5)　前各号に掲げるもののほか、水質浄化に市長が特に効果のあると認める汚水処理装置又は器具

指標の設定について準用する。

（市長の責務）

第6条　市長は、河川の清流を守るため、基本的かつ総合的な計画を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（市民の責務）

第7条　市民は、河川の清流を守るため、自ら努めるとともに市長が実施する清流保全に関する施策の推進に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第8条　事業者は、河川の清流を守るため、最大限の努力をするとともに、市長が実施する清流保全に関する施策の推進に協力しなければならない。

2　事業者は、その事業活動によって生ずる事業排水及び廃棄物の適正な処理並びに水質汚濁の防止に努め、河川の清流を損なわないよう自らの責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協力）

第9条　市長及び市民等は連携を図り、河川の清流を守るための必要な活動を協力して行うものとする。

（関係行政機関への協力要請）

第10条　市長は、河川の清流を守るため、国、県その他関係地方公共団体に対し協力を要請するものとする。

（啓発活動及び助言）

第11条　市長は、河川の清流を守るための知識の普及及び市民意識の高揚を図るとともに、自主的活動の助長及び育成に努めるものとする。

2　市長は、市民等が行う河川の汚濁防止のため、必要な助言をすることができる。

第2章　水質の汚濁防止

（排水による汚濁防止）

第12条　市民等は、生活排水又は事業排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。

2　市民等は、河川の水質悪化を招く生ごみ粉砕機その他これに類する機具を用い処理した排水を排出してはならない。

3　市民等は、下水道整備区域内においては、西条市下水道条例（平成16年西条市条例第184号）の規定を遵守しなければならない。

（助成）

第13条　市長は、浄化装置の設置を促進するため、規則で定める助成対象装置を設置する市民等に対し、予算の範囲内において助成を行うことができる。

（投棄の禁止）

第14条　市民等は、空き缶、廃油その他廃棄物を河川に投棄してはならない。

（肥料等の適正使用）

第15条　肥料又は農薬を使用する者は、肥料又は農薬を適正に使用し、河川の水質を汚濁しないように努めなければならない。

（家畜の糞尿の適正処理）

第16条　畜産業を営む者は、家畜の糞尿を河川に排出しないよう、その処理施設の設置に努めるとともに、土壌還元の方法等により適正に処理しなければならない。

（適正排水）

（助成対象装置）

第3条　条例第13条に規定する規則で定める装置は、次に掲げるものとする。

(1)　合併処理浄化槽（個人が設置するものに限る。）

(2)　前号に掲げるもののほか、浄化に効果のある装置のうち市長が特に認める装置又は器具

第17条　市民等は、河川に排水を排出しようとするときは、次に掲げる内容に適合するよう処理し、排出しなければならない。
(1)　河川の水を著しく変化させるような色又は濁りのないこと。
(2)　河川の水温を著しく変化させるような排水温度でないこと。
(3)　河川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水でないこと。
(浄化装置の管理)
第18条　市民等は、設置している浄化装置の維持管理を適正に行い、排水の水質悪化を防止しなければならない。

第3章　諮問機関の設置
(西条市清流保全審議会)
第19条　河川の清流保全に関する重要事項を審議するため、市長の諮問機関として、西条市清流保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、委員15人以内で組織する。
3　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　関係市民団体代表者
(2)　学識経験者
(3)　関係行政機関及び市の職員
4　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
第20条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。
2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第21条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(審議会の庶務)
第22条　審議会に関する庶務は、環境保全を担当する部署において処理する。

第4章　清流保全の推進組織
(西条市河川の清流を守る協議会)
第23条　河川の清流を守るための具体的な施策を協議し推進するため、市、関係行政機関及び市民等で組織する西条市河川の清流を守る協議会を設置するものとする。

(協議会の事務)
第4条　条例第23条に定める西条市河川の清流を守る協議会(以下「協議会」という。)は、河川の清流を守るため、市長が策定する基本的かつ総合的な計画に基づき、次に掲げる事務を掌理するものとする。
(1)　河川の清流を守るための具体的な施策の提言及び推進
(2)　関係機関及び団体の連絡調整
(3)　啓蒙普及活動の実施
(4)　資料の収集及び情報の交換
(5)　その他河川の清流を守るために必要な事業の実施
(協議会の組織)
第5条　協議会は、委員20人以内で組織し、委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　関係市民団体代表者

(西条市河川清流愛護員)
第24条　市長は、河川の浄化及び美化を推進するため、西条市河川清流愛護員を置くものとする。

第5章　補則
(立入調査)
第25条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に他人の所有又は占有する土地又は工場等に立ち入り、その状況を調査させることができる。
2　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。
3　何人も正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
(報告)
第26条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、清流を汚濁し、又は汚濁するおそれのある者に対し、必要な事項を報告させることができる。
2　市長から報告を求められた者は、正当な理由がない限り、前項の規定による報告を拒んではならない。
(指導又は勧告)
第27条　市長は、この条例の施行のため必要と認める

(2)　事業者
(3)　西条市河川清流愛護員
(4)　関係行政機関及び市の職員
2　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
第6条　協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。
2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第7条　協議会の会議は、会長が必要の都度招集する。
(愛護員)
第8条　条例第24条に基づき設置する西条市河川清流愛護員(以下「愛護員」という。)は、河川の清流を守るため、次の任務を行うものとする。
(1)　地域の河川の水質及び環境状況を調査し、市長に報告する。
(2)　河川の美化及び浄化に関して、市長に提言する。
(3)　清流愛護意識の普及を図るとともに、市民の相談に応じる。
(4)　市長の行う河川の清流愛護のための催しに協力する。
(5)　市長の行う河川に関する調査研究に協力する。
2　愛護員は、河川に関して深い関心と理解をもち、その任務を行うに当たり必要な熱意と能力を有する者の中から、市長が委嘱する。
3　愛護員の定数は、20人以内とする。
4　愛護員の任期は、2年とする。
5　愛護員は、立入調査等特別な権限を有しない。
6　市長は、愛護員に次の事由が生じたときは、解嘱する。
(1)　愛護員から辞任の申出があったとき。
(2)　愛護員として適格性を欠くに至ったとき。
7　市長は、愛護員を任期中に解嘱したときは、後任の愛護員を委嘱するものとする。
8　後任の愛護員の任期は、前任者の残任期間とする。
(協議会及び愛護員の庶務)
第9条　協議会及び愛護員に関する庶務は、環境保全を担当する部署において処理する。

(身分証明書)
第10条　条例第25条第2項の証明書は、別記様式による。

ときは、市民等に対し、指導又は勧告をすることができる。 （氏名等の公表） 第28条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の住所及び氏名（法人にあっては、当該法人の名称及び代表者の氏名）並びに事実行為について公表することができる。 (1)　第25条の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、又は妨げた場合 (2)　第26条の規定による報告を正当な理由がなく拒んだ場合 (3)　前条の規定による勧告に従わなかった場合 （委任） 第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成16年11月1日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市河川の清流を守る条例（平成4年西條市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 附　則（平成25年12月25日条例第40号）抄 （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成30年3月26日条例第18号）抄 （施行期日） 1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市河川の清流を守る条例（平成4年西條市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。	（氏名等の公表） 第11条　市長は、条例第28条の規定に基づき氏名等を公表するときは、西条市公告式条例（平成16年西条市条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、及び市報に掲載するものとする。 （その他） 第12条　この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成16年11月1日から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の西條市河川の清流を守る条例施行規則（平成4年西條市規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。 別記様式（第 10 条関係）　略

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例

令和４年９月３０日
条例第１８号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　地下水保全管理計画（第７条）
第３章　地下水の保全及び管理の具体策
第１節　地下水の保全及び管理の基本方針（第８条―第１２条）
第２節　対象事業（第１３条―第１９条）
第３節　有害物質使用事業場（第２０条―第２４条）
第４節　地下工事（第２５条―第３１条）
第５節　井戸の設置（第３２条―第３９条）
第４章　異常時の対策
第１節　汚染時（第４０条―第５４条）
第２節　渇水時（第５５条）
第３節　災害時（第５６条）
第５章　雑則（第５７条―第６３条）
第６章　罰則（第６４条・第６５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 流域水循環　水循環基本法（平成２６年法律第１６号）第２条第１項に規定する水循環（以下「水循環」という。）のうち流域を単位とするものをいう。

(2) 地下水　本市の区域の地表面下に存在する水（温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉及び鉱業法（昭和２５年法律第２８９号）第３条第１項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。

(3) 地域公水　地下水を市民共有の公共資源と捉え、地域の水循環の特性に配慮して、市民、事業者等及び市が一体となって保全し、及び管理する理念の下、守られる地下水をいう。

(4) 育水　うちぬき文化を継承し、健全な水循環の理念の下に地下水を量及び質の両面で育てながら使う持続可能な地下水利用の考え方をいう。

(5) 事業者等　本市に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者、本市に居所を有する者並びに本市に滞在する者をいう。

(6) うちぬき文化　古くから本市の人々によって育まれてきたうちぬきその他の地下水と人、環境及び産業との関わりをいう。

(7) 涵養域　雨水及び湖沼、ため池、水田等にある地表水の浸透並びに河川からの伏流水が地下水帯水層を涵養する区域をいう。

(8) 水源域　平野に流入する河川及びその集水区域（雨水及び融雪が集まって河川に流入する全ての区域をいう。）をいう。

(9) 対象事業　地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある事業として別表第１に掲げる事業をいう。

(10) 有害物質使用事業場　有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を行う事業場をいう。

(11) 有害物質　人の生命、健康に害を及ぼすおそれがある物質として別表第２に掲げる物質をいう。

(12) 地下工事　集合住宅、橋梁その他の建設に係る基礎工事等で、地下５メートルを超えて杭、コンクリート構造物等の設置、地盤改良等の工事（地質又は地下水の調査のためのボーリング工事、地下水を採取するため管を打ち込む打ち抜き工事を除く。）で地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事をいう。

(13) 井戸　自噴井又は動力を用いて地下水を採取する施設をいう。

（基本理念）

第３条　地下水は、次に掲げる考えに基づき、保全され、及び管理され、並びに適正に利用されなければならない。

(1) 地下水は、生活用水、環境用水、農業用水、工業用水等として本市の社会経済活動を支える重要な地域資源であるとともに、うちぬき文化を育んできたことに鑑み、これを地域公水と位置付け、市民生活、環境及び産業の持続的な発展に資するように維持されなければならない。

(2) 地下水は、涵養域の保全、節水等により、清澄な水質及び豊富な水量を維持及び回復されなければならない。
(3) 水源域における森林及び森林土壌は、地下水の涵養及び保全と不可分の関係にあることに鑑み、長期的な視野に立ち健全に育成されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、総合的かつ計画的な施策を講ずるよう努めなければならない。

２　市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資する水循環の調査及び研究を行い、その結果を公表する等により地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する情報を市民と共有し、意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者等が協力し、及び参加することができる仕組みをつくるよう努めなければならない。

３　市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、流域水循環及び地下水に関する教育等を積極的に進めるよう努めなければならない。

４　市は、育水の普及及び啓発に努めるとともに、市民及び事業者等が、育水を実践することができるよう必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

５　市は、市民が水と触れ合う機会及び場を創出するために、水辺環境及び親水空間を保全し、及び活用することにより、地域の発展に努めなければならない。

（市民及び事業者等の責務）

第５条　市民及び事業者等は、育水の考えの下、自ら地下水の保全に努めるとともに、地下水のあるべき姿の実現に向け、それぞれが主体的又は協働で取り組み、市が行う地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するための施策及び事業に協力しなければならない。

２　市民及び事業者等は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全及び採取量の適正化に努めなければならない。

３　市民及び事業者等は、自噴井により地下水を採取する場合は、不使用時の流出防止に協力しなければならない。

４　市民及び事業者等は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条第１項の規定による西条市地域防災計画に基づき、緊急時の飲料水の確保に協力するなど市の施策に協力しなければならない。

５　市民及び事業者等は、育水の考えに基づき、水源涵養に資するよう水利用の適正化に努め、及び相互に協力しなければならない。

（関連組織等との連携）

第６条　市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用のため、県及び近隣の地方公共団体並びに地下水の利用及び渇水対策に係る協議会等の組織と連携を図るものとする。

２　市長は、渇水により地下水位の低下等が生じるおそれがあると認める場合には、市民、事業者等及び前項に規定する協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

３　市長は、渇水により地下水位の低下が生じた場合には、県及び近隣の地方公共団体と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

４　市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の利用に支障が生じたときは、市民、事業者等、県、近隣の地方公共団体及び地下水の利用に係る協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

第２章　地下水保全管理計画

第７条　市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用を図るための総合的な計画（以下「地下水保全管理計画」という。）を定めなければならない。

２　地下水保全管理計画は、水循環基本法及び同法第１３条第１項に規定する水循環基本計画と整合を図るものとする。

３　地下水保全管理計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第３章　地下水の保全及び管理の具体策

第１節　地下水の保全及び管理の基本方針

（対策の実施）

第８条　市長は、地下水の保全及び管理のための対策を実施し、地下水の水質及び水量の保全に努めるとともに、節水及び水の有効利用に関する市民意識の啓発を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

２　市長は、市が講ずる地下水の保全及び管理のための対策について、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

（報告、助言、指導及び勧告）

第９条　市長は、地下水を使用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全及び涵養のための措置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

２　市長は、土地の形質を変更する等、地表水又は地下水の水質又は水量に影響を与えるおそれがある行為を行う者に対し、排水対策の実施、土壌の流出、水質の汚濁及び汚染並びに水量の減少の防止等の措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

（地下水の合理的な使用に関する措置等）

第１０条　地下水を使用する者は、節水、雨水の使用、水の循環使用、再生水の使用等により地下水の使用量を抑制する等、地下水の合理的な使用に努めなければならない。

２　市長は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を使用する者に対し、地

下水の合理的な使用について必要な助言又は指導を行うことができる。

（地下水の合理的な使用に関する啓発等）

第１１条　市長は、地下水の合理的な使用に係る啓発及び当該使用に配慮した節水型機器の普及に努めなければならない。

２　市民及び事業者等は、建築物を建築（節水型機器の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した節水型機器の設置に努めなければならない。

（常時監視）

第１２条　市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視することができる。

２　市長は、前項の規定による常時監視を行うために必要があると認めるときは、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

第２節　対象事業

（水源涵養保全地域の指定）

第１３条　市長は、水源域のうち、水源涵養機能の維持増進を図る上で、保全及び管理が特に必要な地域（以下「水源涵養保全地域」という。）を指定することができる。

２　市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くものとする。

３　市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、２０日以上の期間を定め、その区域を示す図書を縦覧に供しなければならない。

４　前項の規定により縦覧に供された図書に示す区域内に居住する者その他の利害関係を有する者は、縦覧期間終了の日までに市長に対し意見を申し出ることができる。

５　市長は、水源涵養保全地域を指定したときは、これを告示しなければならない。

６　第２項から前項までの規定は、水源涵養保全地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（対象事業の住民説明）

第１４条　対象事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該事業の計画内容、排水処理方法等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。

２　前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（対象事業の許可申請）

第１５条　対象事業を行おうとする者は、前条第２項の規定による報告を行った上で、開発許可申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る対象事業について、別表第３に掲げる基準に基づき事業の実施の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

３　前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、対象事業の実施を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前条の規定を準用する。

４　市長は、前２項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（対象事業場の設置の着手制限）

第１６条　前条第１項の規定により申請している者は、同条第２項の規定による許可の決定を受けた後でなければ、対象事業に係る事業場（以下「対象事業場」という。）の設置に着手してはならない。

２　市長は、前条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けずに対象事業場の設置に着手した者に対し、当該対象事業場の設置の一時停止を命ずることができる。

（対象事業場の設置完了の届出）

第１７条　第１５条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けた対象事業場の設置が完了したときは、当該対象事業場を設置した者は、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出は、対象事業場ごとに行うものとする。

（対象事業場の廃止の届出）

第１８条　前条第１項の規定による届出をした者は、当該対象事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（規制事業場の設置の制限）

第１９条　何人も、第１５条第２項の規定による不許可の決定を受けた対象事業場（以下「規制事業場」という。）を市内に設置してはならない。

２　市長は、前項の規定に反して市内における規制事業場の設置に着手し、又は設置した者に対し、当該規制事業場の設置を直ちに中止するよう命じ、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置をとるよう命ずることができる。

３　前項の規定により規制事業場の設置の中止等を命ぜられた者は、直ちに当該規制事業場の設置を中止し、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

第３節　有害物質使用事業場

（有害物質使用事業場の設置等の届出）

第２０条　有害物質使用事業場を設置しようとする者は、設置工事に着手する日の３０日前までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出は、有害物質使用事業場ごとに行うものとする。
３　第１項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する場合又は有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
（有害物質の使用量等の報告）
第２１条　市長は、必要に応じて、有害物質使用事業場を設置した者に有害物質の使用量等の報告を求めることができる。
（有害物質使用事業場の廃止の届出）
第２２条　第２０条第１項又は第３項の規定による届出をした者は、当該有害物質使用事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
（有害物質の使用量の削減等）
第２３条　有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質の使用量を削減し、又は有害物質以外の物質に変更するよう努めなければならない。
（有害物質による汚染の防止）
第２４条　有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質により土壌、地質、地下水又は大気を汚染しないよう、有害物質を適切に取り扱い、厳重に管理しなければならない。
第４節　地下工事
（地下工事の実施等の届出）
第２５条　地下工事を行おうとする者は、建築確認申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する場合又は地下工事を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
（地下工事の住民説明）
第２６条　前条第１項の規定による届出をした者は、地下工事に着手する前に、地下工事の内容、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止対策等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、地下工事の実施場所の周辺に飲用井戸又は水道水源がない場合は、この限りでない。
２　前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。
（地下工事の影響調査）
第２７条　前条第１項の説明を行った者は、規則で定めるところにより、地下工事に着手する前並びに地下工事の施工中及び施工後に、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域の地下水の水質検査又は水量調査を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。
２　市長は、地下工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。
３　前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。
４　第２項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。
５　前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。
（地下工事の一時停止命令）
第２８条　市長は、第２５条第１項の規定による届出若しくは同条第２項の規定による変更の届出をせずに地下工事に着手した者又は前条第２項に規定する地下工事を行っている者に対し、当該地下工事の一時停止を命ずることができる。
（地下工事の完了の届出）
第２９条　第２５条第１項の規定による届出又は同条第２項の規定による変更の届出をした地下工事が完了したときは、当該地下工事を行った者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
（地下水の水質及び水量への配慮）
第３０条　地下工事を行う者は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれがない工法、資材等を使用し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止に努めなければならない。
（地下工事以外の工事）
第３１条　地下工事以外の工事で、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある工事を行う者は、この節の規定の趣旨にのっとり、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう努めなければならない。
２　市長は、地下工事以外の工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事以外の工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。
３　前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。
４　市長は、第２項に規定する地下工事以外の工事を行っている者に対し、当該地下工事以外の工事の一時停止を命ずることができる。
５　第２項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。
６　前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速

やかに市長に報告しなければならない。

第５節　井戸の設置

（地下水の採取の住民説明）

第３２条　地下水を採取しようとする者（消防法（昭和２３年法律第１８６号）に定める消防に必要な水利施設で、規則で定めるものを設置する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「地下水採取予定者」という。）は、あらかじめ、地下水の採取の内容について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。

(1) 採取量が１日当たり１００立方メートル以上の井戸又は揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上ある場合にあっては、その断面積の合計。以下同じ。）が２１平方センチメートル以上の井戸を新規に設置しようとする者

(2) 既存の井戸の変更で変更後の採取量が１日当たり１００立方メートル以上の井戸又は既存の井戸の変更で変更後の揚水機の吐出口の断面積が２１平方センチメートル以上の井戸を設置しようとする者

２　地下水採取予定者は、周辺住民等から求めがあったときは、次条第１項の規定による調査の結果等について、説明を行わなければならない。

３　前２項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（地下水の採取の影響調査）

第３３条　前条第１項の説明を行った地下水採取予定者は、地下水を採取した場合における周辺地下水に及ぼす影響を調査しなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。

２　地下水採取予定者は、前項の規定による調査の結果、周辺地下水に影響を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等、必要な措置を講じなければならない。

（地下水の採取の許可申請）

第３４条　地下水採取予定者は、井戸の設置工事の着手前６０日までに、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。この場合において、第３２条第３項の報告は、当該申請前に行わなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る地下水の採取について、次に掲げる基準に基づき採取の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に影響を及ぼさない程度の採取量であること。

(2) 節水及び涵養に関する対策が適切に施されていること。

３　前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、地下水の採取を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前２条の規定を準用する。

４　市長は、前２項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

５　市長は、第２項各号に掲げる基準に適合しないと判断したときは、第１項の規定により申請のあった事項の変更又は地下水の採取の中止を命ずることができる。

（井戸の設置の一時停止命令）

第３５条　市長は、前条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けずに井戸の設置に着手した者に対し、当該井戸の設置の一時停止を命ずることができる。

（井戸の設置完了の届出）

第３６条　第３４条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けた者（以下「地下水採取者」という。）は、当該許可を受けた井戸の設置が完了したときは、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（地下水の採取量の報告）

第３７条　地下水採取者は、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

（専用水道の布設における水量測定器の設置）

第３８条　水道法（昭和３２年法律第１７７号）に定める専用水道の水源として地下水を使用する者は、揚水機を設置するときは、揚水機の吐出口の大きさにかかわらず、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

（井戸の撤去の届出）

第３９条　第３４条第３項の規定による届出をした者（第３６条の規定による届出をした者を除く。）又は第３４条第５項の規定により地下水の採取の中止を命ぜられた者は、市長が定める期限までに当該井戸を撤去し、及び原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

２　第３６条の規定による届出をした者は、井戸を撤去したときは、周辺地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じた上で、速やかに市長に届け出なければならない。

第４章　異常時の対策

第１節　汚染時

（汚染状態の基礎的な調査）

第４０条　次に掲げる者（以下「関係事業者」という。）は、有害物質により土壌、地質又は地下水が汚染され、規則で定める浄化目標（以下「浄化目標」という。）を超え、又はそのおそれがあると市長が認める土地（以下

「汚染地」という。）について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の概況を把握する調査（以下「基礎調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第３条第１項若しくは第８項、第４条第２項若しくは第３項、第５条第１項若しくは第２項又は第１４条第１項若しくは第３項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。

(1) 汚染地に有害物質使用事業場を設置している者

(2) 汚染地に過去、有害物質使用事業場を設置していた者

(3) 有害物質を含む物の収集、運搬、処分等の処理に伴い、土壌、地質又は地下水の汚染を引き起こした者

(4) 前３号に掲げるもののほか、土壌、地質又は地下水の汚染に関係したと市長が認める者

２　関係事業者は、基礎調査を行った場合は、その結果を市長に報告しなければならない。

（汚染状態の詳細な調査）

第４１条　関係事業者のうち、市長が指定する者（以下「詳細調査実施者」という。）は、汚染地について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法第３条第１項若しくは第８項、第４条第２項若しくは第３項、第５条第１項若しくは第２項又は第１４条第１項若しくは第３項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（連帯して行う詳細調査）

第４２条　詳細調査実施者が２以上あるときは、当該詳細調査実施者は、汚染地の詳細調査を連帯して行わなければならない。

（詳細調査の計画の承認）

第４３条　詳細調査実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

２　詳細調査実施者は、前項の承認を受けた詳細調査の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

３　市長は、前２項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（詳細調査の監督等）

第４４条　市長は、その職員又は市長が指定する者に、詳細調査を行う汚染地に立ち入らせ、詳細調査を監督することができる。

２　市長は、必要があると認めるときは、前条第１項又は第２項の規定により承認した詳細調査の計画の内容を変更して詳細調査実施者に調査させることができる。

（詳細調査の結果報告）

第４５条　詳細調査実施者は、詳細調査を終了したときは、遅滞なくその結果を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（汚染を浄化する事業）

第４６条　関係事業者のうち、市長が指定する者（以下「浄化事業実施者」という。）は、有害物質による土壌及び地質の汚染を浄化する事業（以下「浄化事業」という。）を浄化目標に適合するように行わなければならない。ただし、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の３第１項若しくは第２項又は土壌汚染対策法第７条第１項の規定により措置が講じられるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

３　第４０条から前条までの規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの条の規定による基礎調査又は詳細調査（これらの調査に係る手続を含む。）の全部又は一部を省略することができる。

（連帯して行う浄化事業）

第４７条　浄化事業実施者が２以上あるときは、当該浄化事業実施者は、汚染地の浄化事業を連帯して行わなければならない。

（浄化事業の計画の承認）

第４８条　浄化事業実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

２　浄化事業実施者は、前項の承認を受けた浄化事業の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

３　市長は、前２項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（浄化事業の監督等）

第４９条　市長は、その職員又は市長が指定する者に、浄化事業を行う汚染地に立ち入らせ、浄化事業を監督することができる。

２　市長は、必要があると認めるときは、前条第１項又は第２項の規定により承認した浄化事業の計画の内容を変更して浄化事業実施者に浄化事業を行わせることができる。

（浄化事業の経過報告）

第５０条　浄化事業実施者は、その浄化事業の経過について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（浄化事業の終了）

第５１条　浄化事業実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。
（詳細調査及び浄化事業の実施命令）
第５２条　市長は、詳細調査実施者又は浄化事業実施者が正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わないと認めるときは、当該詳細調査又は浄化事業を行うことを命ずることができる。
２　市長は、前項の規定による命令に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。
（市長が行う基礎調査、詳細調査及び浄化事業）
第５３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わって自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行うことができる。
(1) 土壌、地質又は地下水を汚染した者が不明のとき。
(2) 関係事業者の所在が不明のとき。
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
２　市長が前項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行った場合で、前項各号のいずれにも該当しなくなったときにおける基礎調査、詳細調査又は浄化事業に要した経費の請求については、法令の定めるところによる。
３　市長は、第１項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行おうとする場合で、必要があると認めるときは、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。
（所有者等の協力）
第５４条　汚染地の所有者、占有者又は管理者は、関係事業者、詳細調査実施者若しくは浄化事業実施者又は市長が行う基礎調査、詳細調査又は浄化事業に協力しなければならない。
第２節　渇水時
（渇水時の地下水の採取制限等）
第５５条　市長は、渇水により、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、生活用水の確保を優先し、採取量の制限又は井戸の一時停止について、期間を定めて命ずることができる。
第３節　災害時
（災害時における地下水の採取制限等）
第５６条　市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、採取量の制限又は井戸の一時停止について、期間を定めて命ずることができる。

第５章　雑則
（立入検査等）
第５７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員若しくは市長が指定する者に、事務所その他関係施設の敷地、建物等に立ち入らせ、若しくは土地の状態、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は土地若しくは建物の所有者、占有者若しくは管理者に必要な報告を求めることができる。
２　第４４条第１項、第４９条第１項又は前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３　土地又は建物の所有者、占有者又は管理者は、第１項の立入検査を拒み、又は妨げてはならない。
（改善命令）
第５８条　市長は、第１５条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けた対象事業場から同条第２項に規定する基準に適合しない排水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該対象事業を行っている者に対し、施設の構造又は排水処理方法の改善等、当該基準に適合した排水を排出するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
２　市長は、第２０条第１項の規定による届出若しくは同条第３項の規定による変更の届出があった場合、第２１条の報告があった場合又は前条第１項の規定による立入検査を行った場合において、有害物質使用事業場で製造、使用、検査、処理、保管等をされている有害物質が地下水を汚染し、又はそのおそれがあると認めるときは、有害物質使用事業場を設置した者に対し、地下浸透の防止等、有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
３　市長は、第２５条第１項の規定による届出若しくは同条第２項の規定による変更の届出があった場合、第２７条第１項の規定による報告があった場合又は前条第１項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないよう必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
４　市長は、第３１条第３項の規定による報告があった場合又は前条第１項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事以外の工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事以外の工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないよう必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
５　市長は、井戸で地下水を採取することにより周辺住民等が利用する地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合は、井戸を設置した者又は管理している者に対し、地下水の水質の保全、水量の回復等、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（承継）
第５９条　第１５条第２項若しくは第３項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた対象事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。
２　第２０条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者から当該届出をした有害物質使用事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該届出をした者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。
３　第２５条第１項又は第２項の規定による届出をした者との合併等により当該届出をした地下工事を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。
４　第３４条第２項若しくは第３項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた井戸を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。
（表彰）
第６０条　市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。
（地下水保全及び適正利用審議会）
第６１条　地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し必要な事項を審議するため、西条市地下水保全及び適正利用審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、この条例に基づく市長の諮問に関する事項その他の地下水の保全及び管理並びに適正な利用のために必要な事項について、必要に応じて調査し、及び審議する。
３　審議会は、委員１０人以内で組織する。
４　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
５　審議会の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（委任）
第６２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（違反者等の氏名等の公表）
第６３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。
(1) 第１６条第２項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者
(2) 第１９条第１項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
(3) 第１９条第２項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者
(4) 第２７条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(5) 第２７条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(6) 第２７条第４項の規定による措置を講じない者
(7) 第２８条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
(8) 第３１条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(9) 第３１条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(10) 第３１条第４項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
(11) 第３１条第５項の規定による措置を講じない者
(12) 第３５条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
(13) 第３９条第１項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者
(14) 第５７条第３項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
(15) 第５８条第１項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
(16) 第５８条第２項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
(17) 第５８条第５項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者
２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

第６章　罰則

第６４条　第１９条第２項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。
(1) 第１６条第２項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者
(2) 第１９条第１項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
(3) 第２７条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(4) 第２７条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(5) 第２７条第４項の規定による措置を講じない者
(6) 第２８条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
(7) 第３１条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者

(8) 第３１条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(9) 第３１条第４項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
(10) 第３１条第５項の規定による措置を講じない者
(11) 第３５条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
(12) 第３９条第１項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者
(13) 第５７条第３項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
(14) 第５８条第１項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
(15) 第５８条第２項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
(16) 第５８条第５項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者

第６５条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１３条、第６１条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　審議会による調査及び審議その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（西條市地下水の保全に関する条例の廃止）

３　西條市地下水の保全に関する条例（平成１６年西條市条例第２号）は、廃止する。

（西条市環境基本条例の一部改正）

４　西条市環境基本条例（平成１８年西条市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（既存事業場等の取扱い）

５　市長は、この条例の施行の際、第１条の目的を達成するため、次に掲げる者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(1) 対象事業を行っている者及び対象事業を行うための対象事業場の設置に着手している者
(2) 有害物質使用事業場を設置している者及びその設置に着手している者
(3) 地下工事に着手している者
(4) 井戸を管理している者及び井戸の設置に着手している者並びに専用水道を管理している者及び専用水道の設置に着手している者

（対象事業に関する経過措置）

６　この条例の施行の際、前項第１号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

（有害物質使用事業場に関する経過措置）

７　この条例の施行の際、附則第５項第２号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

（地下工事に関する経過措置）

８　この条例の施行の際、附則第５項第３号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

（井戸の設置等に関する経過措置）

９　この条例の施行の際、現に第３２条第１項各号に規定する井戸の設置に着手している者は、井戸の設置が完了したときは、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

１０　前項の規定による届出をした者については、第３７条の規定を準用する。

１１　この条例の施行の際、現に第３２条第１項各号に規定する井戸を管理している者及び専用水道を管理している者については、第３７条及び第３８条の規定を準用する。

（審議会の委員の任期に関する経過措置）

１２　第６１条第５項の規定にかかわらず、附則第１項ただし書に規定する施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、令和７年３月３１日とする。

（罰則に関する経過措置）

１３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

対象事業
１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に規定する一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業 ２　ゴルフ場を営む事業 ３　砕石業 ４　採石業 ５　砂利採取業（河川の氾濫防止及び河床目詰まり防止のための工事は除く。） ６　生コンクリート又はセメント製品製造業 ７　石油精製業（潤滑油再生業を含む。）

8　有機化学工業製品製造業 9　その他地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業として市長が認めるもの

別表第２（第２条関係）

有害物質
1　カドミウム及びその化合物 2　シアン化合物 3　有機燐化合物（ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。） 4　鉛及びその化合物 5　六価クロム化合物 6　砒素及びその化合物 7　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8　ポリ塩化ビフェニル 9　トリクロロエチレン １０　テトラクロロエチレン １１　ジクロロメタン １２　四塩化炭素 １３　１，２―ジクロロエタン １４　１，１―ジクロロエチレン １５　１，２―ジクロロエチレン １６　１，１，１―トリクロロエタン １７　１，１，２―トリクロロエタン １８　１，３―ジクロロプロペン １９　チウラム ２０　シマジン ２１　チオベンカルブ ２２　ベンゼン ２３　セレン及びその化合物 ２４　ほう素及びその化合物 ２５　ふっ素及びその化合物 ２６　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ２７　クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） ２８　１，４―ジオキサン ２９　ダイオキシン類

別表第３（第１５条関係）

１　排水の汚染状態に関する事項

対象事業場から排出される排水の汚染状態に関する基準は、法令に定めるもののほか、水源涵養保全地域については、次のとおりとする。

項目	基準値	測定方法
（１）　生活環境に関する項目		排水基準を定める省令（昭和４６年総理府令第３５号）第２条の規定により環境大臣が定める方法
化学的酸素要求量（COD）	２０mg／L以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	２０mg／L以下	
浮遊物質量（SS）	２０mg／L以下	
（２）　人の健康の保護に関する項目		地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年環境庁告示第１０号）に定める方法。ただし、有機燐については、日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）Ｋ０１０２に定める方法
カドミウム	０．００３mg／L以下	
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	０．０１mg／L以下	
六価クロム	０．０２mg／L以下	
砒素	０．０１mg／L以下	
総水銀	０．０００５mg／L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	０．０１mg／L以下	
テトラクロロエチレン	０．０１mg／L以下	
ジクロロメタン	０．０２mg／L以下	
四塩化炭素	０．００２mg／L以下	
１，２―ジクロロエタン	０．００４mg／L以下	

１，１―ジクロロエチレン	０．１mg／L以下	
１，２―ジクロロエチレン	０．０４mg／L以下	
１，１，１―トリクロロエタン	１mg／L以下	
１，１，２―トリクロロエタン	０．００６mg／L以下	
１，３―ジクロロプロペン	０．００２mg／L以下	
チウラム	０．００６mg／L以下	
シマジン	０．００３mg／L以下	
チオベンカルブ	０．０２mg／L以下	
ベンゼン	０．０１mg／L以下	
セレン	０．０１mg／L以下	
ほう素	１mg／L以下	
ふっ素	０．８mg／L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１０mg／L以下	
クロロエチレン	０．００２mg／L以下	
１，４―ジオキサン	０．０５mg／L以下	
（３）　その他の項目		水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令１０１号）に定める方法。ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成１１年環境庁告示第６８号）に定める方法
亜鉛	１．０mg／L以下	
アルミニウム	０．２mg／L以下	
鉄	０．３mg／L以下	
銅	１．０mg／L以下	
ナトリウム	２００mg／L以下	
マンガン	０．０５mg／L以下	
陰イオン界面活性剤	０．２mg／L以下	
非イオン界面活性剤	０．０２mg／L以下	
フェノール類	０．００５mg／L以下	
ダイオキシン類	１pg―TEQ／L以下	
（４）　農薬類（ゴルフ場に適用）		
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和２年３月２７日付け環水大土発第２００３２７１号環境省水・大気環境局長通知）に定める項目、基準値及び測定方法		

２　有害物質の取扱い、処分等に関する事項

有害物質の取扱い、処分等に関し、次に掲げる事項が守られているものであること。

（１）　有害物質及びその中間生成物並びにこれらの有害物質等を含むおそれのある物並びに油分が流出するおそれのある物は、地下に浸透しないよう厳重に取り扱わなければならない。

（２）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第２条の４に規定する感染性産業廃棄物又は特定有害産業廃棄物を処分するものでないこと。

（３）　廃棄物の処分をしようとする場合は、あらかじめ、次に掲げる水質に係る調査を実施し、影響が想定される場合は対策を講ずること。

ア　計画地の周辺の水質調査

イ　計画地の周辺に井戸がある場合は、その水質調査

ウ　浸出水の防止対策

エ　その他水質に関して必要と認められる調査及び対策

（４）　廃棄物の処分に当たっては、事業場からの排水はその全量を適切に処理するとともに、水処理施設からの排水は施設区域内で循環再利用を図り、施設区域外への流出を極力抑制すること。

（５）　廃棄物の処分施設等から排出し、及び浸出する排水は、その全量を貯留すること。また、その貯留施設からの排水は処理を行った後、排出すること。

３　ゴルフ場に関する事項

ゴルフ場において使用される農薬等により地下水が汚染されるのを未然に防止するため、次に掲げる事項が守られているものであること。

（１）　ゴルフ場において病虫害等の防除のために使用する農薬は、適正に使用すること。

（２）　頻繁に農薬を使用するグリーン等からの排水は原則として排水系統を分離し物理化学的処理を行い、貯水池に魚類を飼うなど排水の安全性を確かめるとともに、処理水は芝生への散水等の再利用に努めること。

（３）　ゴルフ場において使用する除草剤、殺虫剤、殺菌剤等について、これらの農薬が地下水に混入した場合でも十分に安全であると判断し得る資料を提出すること。

（４）　農薬の使用について、可能な限り使用量を削減するよう努めること。

（５）　農薬等の散布は、散布直後の降雨により公共水域へ流出することのないよう適切な散布計画を立案すること。

４　その他の事項

その他地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないため、次に掲げる事項が守られるものであること。

（1）　各基準事項の遵守の状況を確認するための報告及び対象事業場への立入検査等に協力するとともに、地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないための改善等の指導に従うこと。
（2）　土地の改変を伴う造成工事を行う必要がある場合には、工事着手から仮設工事段階を経て本工事に至る全ての段階で地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。また、ゴルフ場の造成等に当たっては、開発区域内の水の流れ及び排水経路を現地調査により把握し、地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。
（3）　対象事業場から河川等の公共水域に排水するに当たっては、排水する公共水域の水質を汚濁するものでないこと。
（4）　将来にわたって地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれのないものであること。

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例施行規則

令和５年２月２１日
規則第８号
改正　令和６年３月２８日　規則第１０号

（趣旨）

第１条　この規則は、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例(令和４年西条市条例第１８号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある地下工事）

第２条　条例第２条第１２号の地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事は、次のとおりとする。

(1) 杭等を使用する工事
(2) 土壌凝固剤等の薬剤を使用する工事
(3) 生コンクリートの投入、打設を行う工事
(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める工事

（対象事業実施に係る周辺住民等への説明に関する報告）

第３条　条例第１４条第２項の規定による報告は、対象事業実施に係る周辺住民等への説明に関する報告書（様式第１号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（対象事業の許可申請）

第４条　条例第１５条第１項の規定による申請は、対象事業許可申請書（様式第２号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（対象事業実施に係る決定通知）

第５条　条例第１５条第２項の規定による通知は、対象事業実施に係る決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（対象事業の変更又は中止）

第６条　条例第１５条第３項の規定による申請又は届出は、対象事業変更申請（中止届出）書（様式第４号）により行うものとする。

（対象事業場の設置の着手制限）

第７条　条例第１６条第２項の規定による命令は、対象事業場設置一時停止命令書（様式第５号）により行うものとする。

（対象事業場設置完了の届出）

第８条　条例第１７条第１項及び附則第６項の規定による届出は、対象事業場設置完了届出書（様式第６号）により行うものとし、条例第１７条第１項及び附則第６項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（水の汚染状態の測定）

第９条　条例第１７条第１項の規定による届出をした者の条例別表第３の４(1)の規定による報告は、次に掲げるところにより、対象事業場から排出される水の汚染状態を測定し、その結果を提出することにより行うものとする。

(1) 測定は、条例別表第３の１の表項目欄に掲げる項目について、同表の測定方法欄に掲げる方法により行う。
(2) 測定は、法令に特別の定めがあるものを除き、条例別表第３の１の表（1）に掲げる項目にあっては年に１回以上、その他の項目にあっては市長が必要と認める場合に行うものとする。
(3) 測定は、全ての排水口から排出される水について行うものとし、事業場から地下に浸透する水がある場合は、地下水についても行うものとする。

２　前項に規定する測定の結果は、測定の都度、記録するとともに、市長に報告しなければならない。

（対象事業場の廃止の届出）

第１０条　条例第１８条の規定による届出は、対象事業場廃止届出書（様式第７号）により行うものとする。

（規制事業場の設置の制限）

第１１条　条例第１９条第２項の規定による命令は、規制事業場設置中止及び原状回復（代替措置）命令書（様式第８号）により行うものとする。

２　条例第１９条第３項の規定による届出は、規制事業場設置中止に係る原状回復（代替措置）完了届出書（様式第９号）により行うものとする。

（有害物質使用事業場の設置等の届出）

第１２条　条例第２０条第１項及び第３項並びに附則第７項の規定による届出は、有害物質使用事業場設置（変更・中止）届出書（様式第１０号）により行うものとし、条例第２０条第１項及び附則第７項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（有害物質使用事業場の廃止の届出）

第１３条　条例第２２条の規定による届出は、有害物質使用事業場廃止届出書（様式第１１号）により行うものとする。

（地下工事の実施等の届出）

第１４条　条例第２５条第１項及び第２項並びに附則第８項の規定による届出は、地下工事実施（変更・中止）届出書（様式第１２号）により行うものとし、条例第２５条第１項及び附則第８項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（地下工事における住民説明の範囲）
第１５条　条例第２６条第１項ただし書の地下工事の実施場所の周辺とは、地下工事の実施場所からおおむね２００メートルまでの範囲とする。
（地下工事における住民説明の報告）
第１６条　条例第２６条第２項の規定による報告は、地下工事実施に係る周辺住民等への説明に関する報告書（様式第１３号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。
（地下工事の影響調査）
第１７条　条例第２７条第１項の地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域（以下「調査区域」という。）は、地下工事の実施場所から、おおむね２００メートルまでの範囲をいう。
２　条例第２７条第１項の水質検査又は水量調査は、原則として、調査区域の中で、地下水の流れを考慮し、２か所以上の場所で行うものとする。
３　条例第２７条第１項の水質検査で検査する項目（以下「検査項目」という。）は、水質基準に関する省令(平成１５年厚生労働省令第１０１号)の表に掲げる全ての項目とする。ただし、市長が認める場合は、検査項目の一部を省略することができる。
４　条例第２７条第１項の水量調査は、地下工事に着手する日の７日前から完了の日の７日後まで毎日実施するものとする。ただし、市長が認める場合は、当該期間を短縮することができるものとする。
５　条例第２７条第１項の水量調査は、調査区域において水量測定器を設置する方法により行うものとする。ただし、水量測定器の設置が困難である等の市長が認める場合は、調査区域における地下水位を測定する方法により行うことができる。
６　条例第２７条第１項の規定による報告は、地下工事（工事前・工事中・工事後）に係る水質又は水量報告書（様式第１４号）により行うものとする。
（地下工事における地下水の水質検査又は水量調査の実施命令等）
第１８条　条例第２７条第２項の規定による命令は、地下工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書（様式第１５号）により行うものとする。
２　条例第２７条第３項の規定による報告は、地下工事における影響の原因調査報告書（様式第１６号）により行うものとする。
３　条例第２７条第５項の規定による報告は、地下工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置に関する報告書（様式第１７号）により行うものとする。
（地下工事の一時停止命令）
第１９条　条例第２８条の規定による命令は、地下工事一時停止命令書（様式第１８号）により行うものとする。
（地下工事完了の届出）
第２０条　条例第２９条の規定による届出は、地下工事完了届出書（様式第１９号）により行うものとする。
（地下工事以外の工事における地下水の水質検査又は水量調査の実施命令等）
第２１条　条例第３１条第２項の規定による命令は、地下工事以外の工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書（様式第２０号）により行うものとする。
２　条例第３１条第３項の規定による報告は、地下工事以外の工事における影響の原因調査報告書（様式第２１号）により行うものとする。
３　条例第３１条第４項の規定による命令は、地下工事以外の工事一時停止命令書（様式第２２号）により行うものとする。
４　条例第３１条第６項の規定による報告は、地下工事以外の工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置に関する報告書（様式第２３号）により行うものとする。
（地下水の採取における住民説明及び影響調査の範囲等）
第２２条　条例第３２条第１項に規定する規則で定める水利施設は、打込式消火栓とする。
２　条例第３２条第１項ただし書及び第３３条第１項ただし書における周辺住民等が地下水を利用しない場合とは、地下水の採取の実施場所からおおむね２００メートルまでの範囲内で地下水を利用しない場合とする。
（地下水の採取に係る周辺住民等への説明に関する報告）
第２３条　条例第３２条第３項の規定による報告は、地下水採取に係る周辺住民等への説明に関する報告書（様式第２４号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。
（地下水の採取の影響調査）
第２４条　条例第３３条第１項の規定による影響調査は、設置しようとする井戸で地下水を採取した場合に、地下水位の低下又は自噴量が減少する範囲とその程度について調査することをいう。
（地下水の採取の許可申請）
第２５条　条例第３４条第１項の規定による申請は、地下水採取許可申請書（様式第２５号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。
（地下水の採取の可否）
第２６条　条例第３４条第２項第１号の影響を及ぼさない程度の採取量とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
(1) 周辺住民等が利用する井戸との間隔が２００メートル未満の場合　次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。
ア　地下水の採取量が、揚水試験における限界揚水量（段階揚水試験開始後、地下水の水位が著しく低下し始める時点における揚水量をいう。）の８割以下であること。
イ　１２時間以上の連続揚水試験を行った結果、地下水位の安定が確認されること。

ウ　回復試験を行った結果、地下水の水位が揚水試験前の水位まで回復すること。

(2) 周辺住民等が利用する井戸との間隔が２００メートル以上の場合又は廃止する井戸の代替のために設置する井戸であって、地下水採取予定者が所有する既設の井戸との間隔が１５０メートル以上の場合　次のアからウまでの層の区分に応じ、当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア　主として礫（れき）、砂及び粘土から成る層　１本当たり採取量が、１日当たり２，４００立法メートル以下であること。

イ　主として粘土混じり砂礫から成る層　１本当たり採取量が、１日当たり１，２００立法メートル以下であること。

ウ　茶褐色の砂礫から成る層　１本当たり採取量が、１日当たり１，０００立法メートル以下であること。

２　条例第３４条第２項の規定による通知は、地下水採取に係る決定通知書（様式第２６号）により行うものとする。

（地下水の採取の変更又は中止）

第２７条　条例第３４条第３項の規定による申請又は届出は、地下水採取変更申請（中止届出）書（様式第２７号）により行うものとする。

（地下水の採取の計画の変更又は中止の命令）

第２８条　条例第３４条第５項の規定による命令は、地下水採取計画変更（中止）命令書（様式第２８号）により行うものとする。

（井戸の設置の一時停止命令）

第２９条　条例第３５条の規定による命令は、井戸設置一時停止命令書（様式第２９号）により行うものとする。

（井戸の設置完了の届出）

第３０条　条例第３６条及び附則第９項の規定による届出は、井戸設置完了届出書（様式第３０号）により行うものとし、条例第３６条及び附則第９項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（地下水の採取量の報告）

第３１条　条例第３７条の規定による報告は、地下水採取量報告書（様式第３１号）により行うものとする。

（専用水道の地下水の採取量の報告）

第３２条　条例第３８条の規定による報告は、専用水道の地下水採取量報告書（様式第３２号）により行うものとする。

（井戸の撤去の届出）

第３３条　条例第３９条第１項及び第２項の規定による届出は、井戸撤去届出書（様式第３３号）により行うものとする。

（汚染状態の基礎的な調査）

第３４条　条例第４０条第１項の規則で定める浄化目標は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　条例第４０条第２項の規定による報告は、基礎調査結果報告書（様式第３４号）により行うものとする。

（詳細調査の計画の承認の手続）

第３５条　条例第４３条第１項の規則で定める日は、関係事業者が条例第４１条第１項の規定による指定を受けた日から３か月以内とする。

２　詳細調査実施者は、条例第４３条第１項の承認を受けようとするときは、詳細調査計画書（様式第３５号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、条例第４３条第１項の承認をするときは、詳細調査実施者に対し、詳細調査計画承認書（様式第３６号）を交付するものとする。

４　詳細調査実施者は、条例第４３条第２項の承認を受けようとするときは、詳細調査変更計画書（様式第３７号）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、条例第４３条第２項の承認をするときは、詳細調査実施者に対し、詳細調査変更計画承認書（様式第３８号）を交付するものとする。

（詳細調査の結果報告の手続）

第３６条　条例第４５条の規定による報告は、詳細調査結果報告書（様式第３９号）により行うものとする。

（浄化事業の計画承認の手続）

第３７条　条例第４８条第１項の規則で定める日は、関係事業者が条例第４６条第１項の規定による指定を受けた日から３か月以内とする。

２　浄化事業実施者は、条例第４８条第１項の承認を受けようとするときは、浄化事業計画書（様式第４０号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、条例第４８条第１項の承認をするときは、浄化事業実施者に対し、浄化事業計画承認書（様式第４１号）を交付するものとする。

４　浄化事業実施者は、条例第４８条第２項の承認を受けようとするときは、浄化事業変更計画書（様式第４２号）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、条例第４８条第２項の承認をするときは、浄化事業実施者に対し、浄化事業変更計画承認書（様式第４３号）を交付するものとする。

（浄化事業の経過報告の手続）

第３８条　条例第５０条の規定による報告は、浄化事業が３か月を超えるときは、３か月に１回以上、浄化事業経過報告書（様式第４４号）により行うものとする。

（浄化事業の終了の承認の手続）

第３９条　浄化事業実施者は、条例第５１条第１項の承認を受けようとするときは、浄化事業終了申出書（様式第４５号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、条例第５１条第１項の承認をするときは、浄化事業実施者に対し、浄化事業終了承認書（様式第４６号）を交付するものとする。
（詳細調査及び浄化事業の実施命令）
第４０条　条例第５２条第１項の規定による命令は、詳細調査（浄化事業）実施命令書（様式第４７号）により行うものとする。
（渇水時の地下水の採取制限等）
第４１条　条例第５５条の規定による命令は、渇水時地下水採取制限（井戸一時停止）命令書（様式第４８号）により行うものとする。
（災害時の地下水の採取制限等）
第４２条　条例第５６条の規定による命令は、災害時地下水採取制限（井戸一時停止）命令書（様式第４９号）により行うものとする。
（証明書）
第４３条　条例第５７条第２項に規定する証明書は、西条市職員の服務等に関する規程（平成１６年西条市訓令第１９号）第５条に規定する身分証明書とする。
（対象事業に係る改善命令）
第４４条　条例第５８条第１項の規定による命令は、対象事業に係る改善命令書（様式第５０号）により行うものとする。
（有害物質使用事業場に係る改善命令）
第４５条　条例第５８条第２項の規定による命令は、有害物質使用事業場に係る改善命令書（様式第５１号）により行うものとする。
（地下工事に係る改善命令）
第４６条　条例第５８条第３項の規定による命令は、地下工事に係る改善命令書（様式第５２号）により行うものとする。
（地下工事以外の工事に係る改善命令）
第４７条　条例第５８条第４項の規定による命令は、地下工事以外の工事に係る改善命令書（様式第５３号）により行うものとする。
（地下水の採取に係る改善命令）
第４８条　条例第５８条第５項の規定による命令は、地下水採取に係る改善命令書（様式第５４号）により行うものとする。
（承継の報告）
第４９条　条例第５９条の規定により地位を承継した者は、地位を承継した日から３０日以内に地位承継届出書（様式第５５号）により届け出なければならない。
（その他）
第５０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
（施行期日）
１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。
（西條市地下水の保全に関する条例施行規則の廃止）
２　西條市地下水の保全に関する条例施行規則（平成１６年西條市規則第４号）は、廃止する。
附　則（令和６年３月２８日規則第１０号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３４条関係）

項目	浄化目標	
	土壌又は地質	地下水
カドミウム及びその化合物	０．００３ｍｇ／Ｌ以下	０．００３ｍｇ／Ｌ以下
シアン化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、ＥＰＮに限る。）	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛及びその化合物	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
六価クロム化合物	０．０５ｍｇ／Ｌ以下	０．０２ｍｇ／Ｌ以下
砒素及びその化合物	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
水銀及びその化合物	０．０００５ｍｇ／Ｌ以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	０．０００５ｍｇ／Ｌ以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	検出されないこと。
トリクロロエチレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
テトラクロロエチレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
ジクロロメタン	０．０２ｍｇ／Ｌ以下	０．０２ｍｇ／Ｌ以下

四塩化炭素	０．００２ｍｇ／Ｌ以下	０．００２ｍｇ／Ｌ以下
１，２－ジクロロエタン	０．００４ｍｇ／Ｌ以下	０．００４ｍｇ／Ｌ以下
１，１－ジクロロエチレン	０．１ｍｇ／Ｌ以下	０．１ｍｇ／Ｌ以下
１，２－ジクロロエチレン	０．０４ｍｇ／Ｌ以下	０．０４ｍｇ／Ｌ以下
１，１，１－トリクロロエタン	１ｍｇ／Ｌ以下	１ｍｇ／Ｌ以下
１，１，２－トリクロロエタン	０．００６ｍｇ／Ｌ以下	０．００６ｍｇ／Ｌ以下
１，３－ジクロロプロペン	０．００２ｍｇ／Ｌ以下	０．００２ｍｇ／Ｌ以下
チウラム	０．００６ｍｇ／Ｌ以下	０．００６ｍｇ／Ｌ以下
シマジン	０．００３ｍｇ／Ｌ以下	０．００３ｍｇ／Ｌ以下
チオベンカルブ	０．０２ｍｇ／Ｌ以下	０．０２ｍｇ／Ｌ以下
ベンゼン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
セレン及びその化合物	０．０１ｍｇ／Ｌ以下	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
ほう素及びその化合物	１ｍｇ／Ｌ以下	１ｍｇ／Ｌ以下
ふっ素及びその化合物	０．８ｍｇ／Ｌ以下	０．８ｍｇ／Ｌ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	１０ｍｇ／Ｌ以下
クロロエチレン	０．００２ｍｇ／Ｌ以下	０．００２ｍｇ／Ｌ以下
１，４－ジオキサン	—	０．０５ｍｇ／Ｌ以下

備考

１　土壌又は地質中の各物質の溶出量の測定方法は、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成１５年環境省告示第１８号）に定める方法による。

２　地下水中の各物質の含有量の測定方法は、水質汚濁防止法施行規則第９条の４の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成８年環境庁告示第５５号）に定める方法による。

≪水利権について≫

（国土交通省ＨＰより引用）

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、社会経済の変化に応じて幾たびかの改正を経て現在に至っている。

特に、昭和 39 年に制定された新河川法では、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、今日の河川行政の規範としての役割を担ってきた。しかしながら、その後の社会経済の変化により、近年、河川制度を取り巻く状況は大きく変化している。

現在では河川は、治水、利水の役割を担うだけではなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められている。さらに、社会経済・生活様式の高度化に伴って、渇水による社会的影響が著しくなるなど、円滑な渇水調整の推進などが課題となっている。

こうした変化を踏まえて平成８年 12 月、河川審議会から「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」提言された。国土交通省（旧建設省）では、この提言に基づき、河川法の改正の検討を行い、平成９年第 140 回国会に「河川法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は可決成立した。

河川法改正の流れ

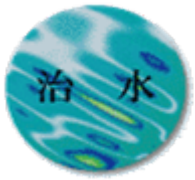

明治 29 年（1896）

近代河川制度の誕生

昭和 39 年（1964）

治水・利水の体系的な制度の整備

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

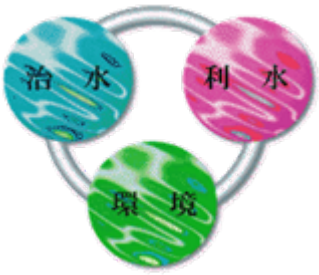

平成9年（1997）

治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

水利権とは、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用する権利のことで、河川法第 23 条において、「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」と規定されています。

よって、川に流れている水を使うのでなければ、河川法の許可を受ける必要はなく、また、河川の流水でない水を使う権利は、水利権とはいえません。

ただし、河川の流水には、地上を流れる水（これを表流水といいます。）のほか、地下を流れる水（これを伏流水といいます。）があり、伏流水を使う場合も、河川法の許可を受ける必要があります。伏流水は、直接目に見えず、また、その流れが複雑であることから、通常の地下水との区別がつきにくいため、伏流水か地下水かの判断は難しいものがありますが、一般に川の地下及びそのすぐ近くの地下から水をとる場合には、伏流水として、河川法の許可を受ける必要があります。

道路、鉄道等のトンネルから湧き出ている水については、この水が、河川の伏流水と言えるかどうかが、ポイントになります。伏流水であれば、その水は河川の流水ですので、その水を使用する場合は河川管理者の許可を受ける必要がありますし、伏流水でないのであれば、許可を受ける必要はなく、その土地の所有者（管理者）に水を使う権利があると言えるでしょう。（ただし、伏流水である場合でも、その量が少ないのであれば許可不要の場合があります。）

※　ここでいう「河川（川）」とは、河川法の規制を受ける河川のことで、河川法第 4 条、第 5 条及び第 100 条の規定により指定された河川をいいます。

「慣行水利権」について

慣行水利権とは、旧河川法が施行された年である明治 29 年の時点において、すでに河川から取水を行っていたものをいい（ただし、法律用語ではありません。）、これについては改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。慣行水利権の内容は、社会的な承認を受けた慣行によって定まります。

≪加茂川利水現況図≫


加茂川利水現況図
N
取水口
取水口
取水口
名古瀬谷川
御幸谷川
雨降谷川
東ノ谷川
取水口
取水口
加茂川
丸石谷川
取水口
イノ内谷川
第1取水口
大保木発電所
第2取水口
谷川
加茂発電所
八ノ子谷取水口
谷川取水口
吉井川
第3取水口
吉井川取水口
黒瀬発電所
隧道
谷川
黒瀬ダム
兎之山発電所
7.3㎥／秒（630,720㎥／日）
沈砂池
長瀬取水堰
神戸農業用水
1.703㎥／秒
（147.139㎥／日）
工業用水道
1.088㎥／秒（94,000㎥／日）
西条工水浄水場
大町農業用水
0.992㎥／秒
（85.709㎥／日）
浸透区間
工業用水道（各企業へ）
企業取水
1.113㎥／秒（96.163㎥／日）
JR西条駅
国道11号線
加茂川
工業用水道（各企業へ）
西条市役所
燧灘

地下水年報 2024 年版

2025 年 7 月発行

発行　西条市環境部環境政策課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷164
TEL　　0897-56-5151(代)
E-mail　kankyoseisaku@saijo-city.jp